

公表用

令和4年9月定例会（  
9月1日 開会  
9月22日 閉会

飯綱町議会 会議録

## 令和4年9月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（9月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	12
○諸般の報告、質疑	13
○議案第43号から議案第45号までの一括上程、説明	19
○議案第43号の質疑、付託	21
○議案第44号の質疑、付託	21
○議案第45号の質疑、付託	22
○議案第46号の上程、説明、質疑、付託	22
○議案第47号から議案第56号の一括上程、説明	24
○決算審査意見書報告	41
○議案第57号の上程、説明、付託	47

○議案第58号から議案第63号の一括上程、説明	50
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○請願の付託	55
○散会の宣告	56

## 第2号（9月5日）

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57
○出席議員	58
○欠席議員	58
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
○事務局職員出席者	58
○開議の宣告	59
○議案第47号の質疑、付託	59
○議案第48号の質疑、付託	90
○議案第49号の質疑、付託	91
○議案第50号の質疑、付託	92
○議案第51号の質疑、付託	92
○議案第52号の質疑、付託	93
○議案第53号の質疑、付託	94
○議案第54号の質疑、付託	95
○議案第55号の質疑、付託	97
○議案第56号の質疑、付託	100
○散会の宣告	100

### 第3号（9月6日）

○議事日程	102
○本日の会議に付した事件	102
○出席議員	102
○欠席議員	102
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
○事務局職員出席者	103
○一般質問一覧表	104
○開議の宣告	105
○一般質問	
青 山 弘	105
風 間 行 男	115
原 田 幸 長	122
樋 口 功	132
石 川 信 雄	144
○散会の宣告	154

### 第4号（9月7日）

○議事日程	156
○本日の会議に付した事件	156
○出席議員	156
○欠席議員	156
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	156
○事務局職員出席者	157
○一般質問一覧表	158

○開議の宣告	159
○一般質問	
瀧野良枝	159
中井寿一	174
伊藤まゆみ	178
○散会の宣告	188

第5号（9月22日）

○議事日程	190
○本日の会議に付した事件	191
○出席議員	191
○欠席議員	191
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	191
○事務局職員出席者	192
○開議の宣告	193
○諸般の報告	193
○常任委員会審査報告、質疑	195
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	206
○議案第58号の質疑、討論、採決	231
○議案第59号の質疑、討論、採決	232
○議案第60号の質疑、討論、採決	233
○議案第61号の質疑、討論、採決	234
○議案第62号の質疑、討論、採決	235
○議案第63号の質疑、討論、採決	235
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	236

○発議第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	238
○発議第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
○発議第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
○議員派遣の件	246
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	246
○町長あいさつ	247
○閉議及び閉会の宣告	248
○予算決算常任委員会 審査報告書	249
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	251
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	261
○総務産業常任委員会 審査報告書	268
○福祉文教常任委員会 審査報告書	274
○会議録署名	283

飯綱町告示第114号

令和4年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4年 8月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 4年 9月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
報告第12号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第13号	令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について
報告第14号	令和3年度飯綱町水道事業会計継続費精算報告書について
報告第15号	有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について
議案第43号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第44号	飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
議案第45号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第46号	飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例
議案第47号	令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第48号	令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号	令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号	令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号	令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号	令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号	令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号	令和3年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第55号	令和3年度飯綱町病院事業会計決算の認定について
議案第56号	令和3年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第57号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
議案第58号	令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）
議案第59号	令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第61号	令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号	令和4年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第63号	令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第64号	物品購入契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和4年9月飯綱町議会定例会

( 第 1 号 )

## 令和4年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年9月1日（木曜日）午前10時開会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 12 号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第 13 号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 報告第 14 号 令和3年度飯綱町水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について
- 日程第 4 議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 47 号 令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 48 号 令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 49 号 令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 50 号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 51 号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 3 議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 4 議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5 議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 1 6 議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

日程第 1 7 議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

#### 代表監査委員決算審査意見書報告

日程第 1 8 議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 1 9 議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 59 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 1 議案第 60 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 2 議案第 61 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 62 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 議案第 63 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 5 議案第 64 号 物品購入契約の締結について

日程第 2 6 請願

請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願

請願第 4 号 「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願

請願第 5 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦	選 挙 管 理 委 員 長	黒 岩 長 弘
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	相 澤 浩 幸	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一
財 政 係 長	近 藤 久 登		

---

事務局職員出席者

事務局長

梨本克裕

事務局書記

関

竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。9月定例会は決算議会でもあります。引き続き、コロナ感染対策を取りながら進めてまいります。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和4年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

---

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和4年9月飯綱町議会定例会の開会に当たりましてご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、収穫の秋を迎え何かとご多用の中、定刻までにご参集頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、8月に入ってから新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増しております。初めは子供やその保護者が多いという状況でしたが、現在は高齢者の方でも多くなり全世代に及んでいる状況です。

飯綱病院における発熱外来の診察は、近隣市町村からの患者を含め、8月に入り急増しているとの報告がありました。医療現場のご苦労は大変なものがあると推察しておりますが、新型コロナウイルス感染症が鎮静化する迄頑張ってくださいたいと願っております。

9月、10月、11月と農作業が最も忙しいシーズンを迎える中、住民の皆さんには、くどいようですがマスクの着用、ワクチンの接種など新型コロナウイルス感染性予防対策を呼び掛けていくと共に、公共施設等での感染予防についても徹底してまいりたいと考えております。

8月4日と6日に大雨がありました。4日には、最大時間雨量が牟礼地区で48mm、三水地区で37mmを記録しました。6日にも両地区でそれぞれ時間雨量23mmを記録しております。時間

雨量で20mmを超えますと国庫補助対象の災害となりますが、4日の雨量は、それをはるかに超えるものでありました。鳥居川の水位は1.88mまで上昇致しましたが、氾濫注意水位の1.9mまでには至らず、被害の発生はございませんでした。水田の畦畔の決壊など、農地等の被害は8件ございましたが大きな災害には至りませんでした。ここ数年にわたり、一級河川の浚渫、中小水路の改修、ため池等の補修など県と併に精力的に進めておりますが、その成果が出ていると感じております。今後も町全体として農業用水等の管理を徹底すべく、関連事業を計画的に進めていきたいと思っております。小川村では、農地や道路等で120件以上の被害が発生しているとのことであり、同じ郡内であり、お見舞いを申し上げますとともに、何か支援できることがあるのなら、ご協力したいと思っております。

本日ご提案致します議案等についてご説明申し上げます。提出いたします案件は、報告が4件、条例が4件、決算の認定が10件、補正予算が7件、その他1件の計26件であります。

報告は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告、各公営企業における資金不足比率の報告、有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況の報告など4件であります。

条例では、飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症以外の特定期間インフルエンザ等である感染症が発生した場合の手当の支給に関する改正。飯綱町職員の降給に関する条例の一部改正は、国家公務員の制度改正に合わせ、人事評価に伴う職員の降格、降号に係る事由の改正。飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものであり、非常勤職員の育児休業等についての改正。飯綱町防災会議条例の一部改正は、防災会議の委員の定数を改正するもので、1号委員は地方気象台や国道事務所など国の機関からの委員を2人から3人に増やし、4号委員は町の管理職等の委員であり実態に合った人数に改正するものであります。

決算の認定については、主に一般会計について申し上げます。歳入決算額は94億2,621万2千円、歳出決算額は86億373万3千円となり、令和4年度に繰り越すべき金額7,593万4千円を差し引いた、実質収支額で7億4,654万5千円の黒字となりました。歳出は86億円台と当町の財政規模から見ますと、少し高い水準にあると思っておりますが、庁舎建設や新型コロナウイルス感染症対

策などを考慮しますと妥当な金額と判断しております。歳入をみますと、地方交付税は総額 38 億 1,359 万 7 千円となりました。合併に伴う合併算定替が令和 2 年度で終了し、本来の一本算定に替わった初めての交付税であり、注視しておりました。交付額に減額がなく、安堵の気持ちもございますが、主たる財源である地方交付税であり、今後も人口増対策など実施する中で基準財政需要額の維持、増額を目指していきたいと思っております。

起債の総額は元利合計で、一般会計が 75 億 7,410 万 7 千円、下水道事業が 34 億 3,315 万 5 千円、水道事業が 9 億 7,045 万 1 千円、病院事業が 17 億 7,140 万 8 千円となり、総合計では 137 億 4,912 万 1 千円であります。前年対比では 9 億 8,589 万円の減額であり、平成 17 年の合併当初の起債総額 250 億円余と比較しますと、113 億円余の減額であります。今後において過疎債、企業債など新たな借入れは当然出てきますが、起債償還計画の見直し等を進める中で起債総額を減らしていきたいと考えております。重要なことは、一つの事業を行う上で、どんな補助事業を導入し、交付税措置の有無などを含めどんな起債を活用するか十分研究し、町の一般財源をできる限り少なくすることです。特に上下水道事業、病院事業等の企業会計における今後の投資的費用の確保と運営の健全化は、大きな課題ではあります。一般会計からの企業会計への支援は不可欠であると思っております。繰り上げ償還を含め起債の計画的な借入れと返済、財政調整基金、減債基金などへの積み立て、経費の削減などにより、一般会計は健全に運営されていると判断しておりますが、より一層財政的余裕、強い財政力を持つ必要があると感じております。

決算は現状における財政状況を反映したものとと言えます。財政上における課題の検討や今後の起債計画や償還見通しなど、十分精査して今後の財政運営、財政計画に活かしていきたいと思っております。なお、令和 3 年度決算剰余金の内、財政調整基金に 3 億円、減債基金に 1 億円を積み立てることに致しました。これにより基金残高の総額は 41 億 4,500 万円余となります。

特別会計の決算では、国民健康保険事業特別会計は 13 億 2,600 万円余の歳出であり、歳入においても基金からの繰り入れもなく対応しております。今後は被保険者の減少、県への納付金の増額等が課題となっております。介護保険事業特別会計は保険給付費が毎年増加しており、

令和3年は11億6,400万円余となりました。令和元年と比較しますと1億1,000万円程の増となります。介護サービスを希望される方が増加していることが要因であります。団塊の世代が75歳を迎える2025年を控え、令和2年度、令和3年度と基金の繰り入れを行ってきており、慎重な事業運営と確かな財政見通しを樹立する必要が出てきております。後期高齢者医療特別会計、訪問看護ステーション特別会計、住宅地造成事業特別会計等は大きな問題はないと判断しております。

企業会計では、病院事業会計は1,995万円余の黒字決算となりました。新型コロナウイルスの影響により、医業収益は予算額に及びませんでした。その分病院事業費用を節約するなど経営努力の結果が、黒字に結びついたと評価しております。また院内感染を防ぎ、病院業務をストップさせることなく、診療を継続してきたことも大きな評価に値すると思っております。病院長を始めとする関係者に感謝申し上げたいと存じます。水道事業会計は土橋地区において、新たに水源（深井戸）を確保することができました。河川以外の水源を利用することは、住民の強い要望であり、今後給水に向けてその準備を進めていくこととなります。単年度的には大きな問題はありませんが、水道料金の見直し、町からの水道事業に対する支援、老朽施設の改修、水道事業の統一など長期的視野に立った検討が急務と考えております。下水道事業会計においても単年度的には大きな問題はないと判断しておりますが、水道事業と同様町の一般会計からの繰入金4億4,622万円余がないと運営できない状況であります。営業経費は収益の中で工面できる経営体質に移行していくことが必要であります。令和3年度に下水道事業経営戦略を改定しました。この基本方針に沿った施策を講じ、健全な企業経営を目指していきたいと考えております。

次に補正予算ですが、一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。補正予算（第6号）は、歳入歳出にそれぞれ3億2,837万5千円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,593万6千円とするものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。普通交付税が7月下旬に確定しました。当初予算より3億6,348万3千円多い32億6,348万3千円であり、増額分を計上しております。増額され

た額の内2億円を基金（財政調整基金）からの繰入を減額する形で歳入調整しています。当初予算では財政調整基金からの繰入を3億円計上しましたが、今回の補正で1億円にしたこととなります。令和3年度決算に伴い、純繰越金として1億8,709万2千円計上し、今後の補正財源としての予備費に主に充当しています。国庫支出金はコロナワクチン接種対策費、個人番号カード交付事務費等で2,901万2千円計上し、臨時財政対策債は1億円予算計上していましたが、決定された額、5,161万2千円に調整するための減額補正であります。

主な歳出について申し上げます。総務費では水道施設基金への積立で2,000万円、民間賃貸住宅建設補助金として1,200万円等を計上しています。民生費では、介護保険事業への繰出金で2,020万8千円、社会福祉協議会に指定管理しております「ふれあいの園」の特殊浴槽の交換工事で937万5千円を計上しております。衛生費では、コロナワクチン接種関係費として国庫支出金と同額の1,194万6千円、水道事業への繰出金として1,000万円を計上し、農林水産業費では農業集落排水事業への繰出金2,500万円、土木費では公共下水道事業への繰出金2,500万円をそれぞれ主なものとして計上しております。尚、水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業への繰出金は、当初予算に要求があった一部であり、繰越金や普通交付税の確定があった後に対応するという事で、保留していたものであります。予備費として1億3,189万4千円計上いたしました。災害や除雪、想定外の事業などに速やかに対応していくための計上であります。

特別会計、企業会計の補正予算は、決算に伴う繰越金や国や県の交付金等の調整、今回の一般会計の補正予算に計上された繰出金の受け入れ等の補正であります。

物品の購入契約の締結は、ロータリー除雪車の購入に関するものでございます。

いずれの案件につきましても、十分なるご審議を頂き原案通りのご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上申し上げます。開会のごあいさつと致します。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、11番清水満議員、12番大川憲明議員、13番伊藤まゆみ議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇・報告〕

○議会運営委員長（清水満） 11番清水満です。

本日招集されました令和4年9月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から9月22日までの22日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の5日は会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、6日と7日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は8名です。質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮願います。なお、今定例会についてもコロナ感染防止対策のため1人40分の質問時間をお願いしておりますのでご協力願います。

各常任委員会審議は8日、9日に開催し、予算決算常任委員会は20日に開催します。

22日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

---

#### ◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和4年5月分から令和4年7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第12号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第13号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について、

報告第14号 令和3年度飯綱町水道事業会計継続費精算報告書について、

報告第15号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況について、

以上、決算数値に関する報告2件、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告1件の計4件を一括して説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

報告第12号、第13号については、監査委員の令和3年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配布されておりますので御覧いただきたいと思っております。

それでは、提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第 12 号・第 13 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第 12 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。報告書及び議案の提案説明書 1 ページ上段並びに行政報告書 28 ページからをご覧ください。行政報告書によりご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率について、別に配付してあります監査委員の財政健全化判断比率等審査意見書を付して報告するものでございます。

令和 3 年度の健全化判断比率は、行政報告書 28 ページ、上の表のとおりとなっております。赤字を生じている会計はありませんので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、該当はございません。実質公債費比率につきましては、3 か年の平均値でございますが、令和 3 年度の比率が合併特例債の償還の増などにより 0.405 ポイント上昇したことから、3 か年の平均値では 1.1 ポイント上昇し 10.5%となりました。実質公債費比率については、今後、近年の大型事業により起債の元金償還金の額が増加することから、上昇が見込まれます。また、将来負担比率につきましては 3.6%で、前年度から 1.7%減少しましたが、2 年連続のプラスの数値となりました。将来負担比率については、今後も過疎対策事業債などの有利な起債を活用するとともに、地方債残高と充当可能基金等とのバランスを考えた財政運営を心掛けてまいります。なお、実質公債費比率と将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回っており、現状では問題ございません。また、健全化判断比率の算定結果につきましては、行政報告書 31 ページからのとおりで、健全化判断比率の推移につきましては、35 ページ下段の表のとおりでございます。

次に、報告第 13 号 令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。引き続き、行政報告書によりご説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、各公営企業における資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告するものでございます。

令和 3 年度の資金不足比率は、行政報告書 28 ページ、下の表のとおりとなっております。各

公営企業会計とも資金不足が生じていませんので、資金不足比率につきましては、該当はございません。また、資金不足比率の算定結果につきましては、行政報告書 36 ページのとおりでございます。

以上 2 件の報告案件の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（報告第 14 号）

○建設水道課長（笠井順一） それでは、報告第 14 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計継続費精算報告書についての説明をいたします。議案書報告第 14 号及び提案説明書の 1 ページ中段をお願いいたします。

上水道台帳システム構築業務において、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定により、本業務の継続費精算報告書について報告いたします。上水道台帳システム構築に係る業務執行を令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 年間で実施したことによる継続費の内容になりますが、全体計画額は、令和 2 年度 2,200 万円、令和 3 年度 1,100 万円、合計 3,300 万円です。実績額は令和 2 年度 1,930 万円、令和 3 年度 919 万円、合計 2,849 万円です。不用額として両年度あわせて 451 万円になります。財源内訳は、すべて損益勘定留保資金です。

概要は、上水道台帳システム構築にあたり、業務内容が 2 年間の期間を要することから継続費の対応にて令和 2 年度、令和 3 年度予算の執行を行い事業完了したものです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇・説明〕（報告第 15 号）

○産業観光課長（平井喜一郎） 報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。それでは、報告書並びに議案の提案説明書の 1 ページ下段をご覧ください。

去る 6 月 24 日に行われました第 29 期定時株主総会により決議されました内容に基づき、報告をさせていただきます。

経営状況の説明に入ります前に人事に関しまして、設立当初の目的である町の農業振興・農家支援等を担い地域農業の発展を目指すために、3月に臨時株主総会を書面で開催し、3月22日、廣田裕二様の取締役への就任について決議されました。また、3月末には取締役会を開催し、平塚前社長の3月末での退職に伴い、4月から新たに廣田様に代表取締役社長として就任をいただいております。併せて、代表権を持った取締役会長として池内副町長に4月から就任をいただき、峯村町長につきましては代表取締役会長の地位のみ辞任され、取締役として引き続き就任をいただくことに決定をいただいておりますので報告をさせていただきます。

それでは、経営状況についてご説明致します。なお、経営状況の詳細につきましては、本定例会中の20日に行われます議会全員協議会において、社長の廣田様から改めて詳細な説明をさせていただきますのでご承知おきください。

まず、一番目に事業概要として、部門ごとの売上げについてその概要をご説明申し上げます。

最初に農作業受託部門では、前年比91.2パーセント、金額では75万1千円減少の780万円となります。特に水稲において、作業受託は前年比80パーセントで2,153aです。自社水稲栽培の面積は微増ですが、収量は29.76トンで前年比128パーセントです。今期はJAに8.2トン出荷販売を行い、21.5トンを自社販売分として確保しています。春作業は、面積・金額ともに昨年比微増となりましたが、秋作業は、大口農家が大型コンバインを導入したため受託が減り、面積・金額ともに昨年比マイナスとなってしまいました。作業期間中は好天に恵まれほぼ計画通りに作業を終え、リンゴの集荷・販売業務へスムーズに移行ができました。一方、そばについては、夏蕎麦は丹念にロータリー耕を行い発芽・生育は良かったものの、結果的には雑草が繁茂し収量がほぼゼロに等しく、来期の作付けは取りやめる方向です。秋蕎麦については7月中旬より重点圃場を優先して適期播種に取り組みましたが、全ての圃場に播種できず一部管理のみの圃場も発生しました。播種後の8月中旬頃に降雨が続いたため、重点圃場の一部である袖之山・高坂地区の水田で湿害が発生したことで、全体の収量に影響し前年比89.3パーセント、14.9トンで2トンほどの減収となりました。

次に、農産物直売所ですが、レジ売り上げでは、四季菜が前年比99.9パーセントの8,976万

6千円、む〜ちゃんが前年比99.1パーセントの9,220万6千円、さんちゃんが前年比94.1パーセントの7,322万5千円、3店舗合計では前年比97.9パーセントの2億5,519万8千円となりました。今年は年度当初から前半にかけての新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限や、凍霜害・褐斑病などの影響による主力農産物りんごの取扱量の減により、レジ売り上げは前年度を若干下回る結果となってしまいました。

次に、よこ亭ですが、今期の売上は前年比97.3パーセント、金額では113万5千円減少の4,187万6千円となります。前年度同様コロナ下で客席数を減らし、宴会も受け入れられない状況の中、町の支援策「飲食店応援チケット」の利用が売上げの下支えになったほか、10、12月の年越しソバ等はDMによる注文案内により注文数が例年以上に伸びました。

食ごよみ日和は、今期の売上高は前年比167.6パーセント、金額では516万9千円増の1,281万5千円となりました。コロナ下で4月中旬の営業開始となりましたが、ゴールデンウィーク中には県外者が多く見受けられ、夏から秋にかけては季節限定商品が大変人気となり、その他テイクアウトの弁当も商品開発を行い予約注文や直売所での販売で売上を伸ばすことができました。しかし、売上規模に対する職員数の配置が多かったことなどから営業損失は、551万1千円となってしまいました。

次に助っ人クラブですが、前年比94.7パーセント、金額では86万3千円の減で、1,543万1千円となります。こちらの減収は、りんごの凍霜害の影響で10から11月に農家が利用を敬遠したことが考えられます。

最後に三本松農産物加工施設ですが、町から試験運用の業務を受託後、りんごジュース・ジャムの製造を農家から受託し、実績としてジュースが4万4,964本、ジャムが4,283本、受託件数438件受託し売上高1,296万2千円となりました。そのほか、りんごジュースの残渣を利用したりんごレザーの原料供給の試作も取組みを始めたところです。

2番目に決算概要についてですが、売上げの合計は、2億9,991万2,669円で前年比118.2パーセント、4,635万4千円ほどの増加となっております。売上総利益は、2億1,306万322円で前年比114.7パーセント、2,730万2千円ほどの増加となっております。営業利益はマイ

ナス 1,244 万 4,713 円、経常利益はマイナス 849 万 1,699 円、当期純利益はマイナス 869 万 4,199 円と、昨年度に引き続きマイナス決算となってしまいました。

飯綱町の出資状況ですけれども、発行済の株総数 935 株に対し町の保有は 750 株、金額にして 3,750 万円、率にして 80.21 パーセントの保有割合となっています。

根拠法令につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項、出資比率 50 パーセント以上の法人に関する経営状況の議会への報告義務に基づくものでございます。

冒頭にも申し上げましたが、詳細につきましては、本定例会中の 20 日に行われます全員協議会において、社長の廣田様から改めて説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） なお、今ありましたように、本報告第 15 号についての詳細な説明は日を改めて行う予定となっています。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第 12 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 13 号 令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 14 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計継続費精算報告書についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 15 号 有限会社飯綱町ふるさと振興公社の経営状況についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

---

### ◎議案第 43 号から議案第 45 号までの一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 5、議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例、

日程第 6、議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正 3 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

議案第 43 号から議案第 45 号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 43 号から議案第 45 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案書並びに議案の提案説明書の 2 ページからご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

はじめに、議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る職員の防疫作業手当については、現在すでに措置されているところがございますが、新型コロナウイルス感染症以外の国が定める「特定新型インフルエンザ等」である感染症が発生した場合に、町民等の生命及び健康を保護するために職員が行う防疫作業について、手当を措置できるように改正を行うもので、国に準じた改正でございます。

なお、金額については規則で定めることとしておりますが、作業1日につき1,500円以内、心身に著しい負担を与えるなど町長が特に認める作業にあつては4,000円以内とする予定でございます。

施行期日は公布の日でございます。

次に、議案第44号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書の2段目をお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、任命権者が行う職員の降格、降号に係る事由について改正を行うもので、国に準じた改正でございます。

地方公務員法により、職員の降給の事由については、条例で定めることとされておりますが、人事評価の結果に基づく場合の事由について、国における用語の定義の改正などを踏まえ、当町の対応に沿う条文に、改正するものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

続いて、議案第45号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書の3段目をお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数制限の緩和など、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い改正するものでございます。

男性職員の育児参加や女性職員の更なる活躍を目的として、非常勤を含めた職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための制度改正が国家公務員について行われ、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、令和4年1月1日施行の不妊治療のための休暇の新設、4月1日施行の非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和などを進めてまいりましたが、今回は、非常勤職員の育児休業の取得要件の更なる緩和などを行うものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

以上、議案第43号から第45号までの提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

---

◎議案第 43 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 43 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 44 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 44 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 45 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 45 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕（議案第 46 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書の 2 ページ下段から 3 ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、防災会議の委員について、1号委員の指定地方  
行政機関の職員のうち町長が任命する者の定数を2人から3人に、4号委員の町長が職員のうちから指名する者を9人から11人にそれぞれ増員するもので、1号委員の追加については、最近の異常気象に係る災害の対応等にあたり、気象台職員など気象に関する専門的な知識を有する者を委員とする必要があること、4号委員の追加については、すべての災害の対応等にあたり、対策本部の本部員となる課長等の現員数と合わせる必要があることから改正するものでございます。

また、防災会議につきましては、所掌事務に関する事項が特別なかったことから、しばらく開催をしておりませんでした。が、本年度、飯綱町地域防災計画の変更を予定しており、新たに委員を選任し、防災会議を開催する必要があることから、今回の条例改正を行うものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入ります。再開時間は11時5分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前 1 1 時 0 5 分

---

◎議案第 47 号から議案第 56 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第 8 議案第 47 号から日程第 17 議案第 56 号までは、令和 3 年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案 10 件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山浦代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議 2 日目の 9 月 5 日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第 47 号から議案第 56 号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 47 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 47 号 令和 3 年度 飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書によりご説明申し上げます。

まず、行政報告書 2 ページ 第 2 - 1 表 決算規模と収支の状況をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、94 億 2,621 万 2 千円、歳出決算額は、86 億 373 万 3 千円で、翌年度へ繰り越すべき財源 7,593 万 4 千円を差し引くと、実質収支額は、7 億 4,654 万 5 千円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して、1,011 万 4 千円、1.3%の減となっております。実質収支額のうち、基金繰入額として財政調整基金に 3 億円、減債基金に 1 億円の計 4 億円を決算積み立てしています。この基金繰入額を除いた収支額は、3 億 4,654 万 5 千円で前年度比 1 億 8,988 万 6 千円、121.2%の増となっております。内容的には、決算積立が 2 億円減少したこと

によるものです。

決算規模の推移は、第2-1図のとおりで、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業や庁舎建設等により、決算規模は高い水準となっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

3ページ、第2-2表 歳入決算額一覧表をご覧ください。主な科目について、ご説明させていただきます。

1町税は、10億6,176万1千円で、前年度と比較して1,856万5千円、1.7%の減で、2年連続の減となりました。町税の歳入総額に占める割合は、1.6ポイント上がって11.3%となっております。町税の状況については、5ページ、第2-4表をご覧ください。令和3年度は、個人住民税が新型コロナウイルス感染症の影響などから減となり、固定資産税も評価替えの影響により減少しています。なお、各税目の推移については、第2-4図、町税の詳細については、40ページからの課税の状況にそれぞれ記載のとおりでございます。

3ページ、第2-2表にお戻りください。歳入の中心となります、11地方交付税は、2億4,140万6千円、6.8%増の38億1,359万7千円となりました。地方交付税の歳入総額に占める割合は、8.3ポイント上がって、40.5%となっております。6ページ、第2-5表 地方交付税の状況及び7ページ、第2-6表 普通交付税等の状況をあわせてご覧ください。普通交付税は、合併から15年が経過し、令和2年度まで適用されていた合併算定替から通常の算定へ移行しました。基準財政需要額は、一本算定へ移行されたことにより個別算定経費の一部の費目や包括算定経費は減少しましたが、個別算定経費の地域振興費が大きく増加したこと、公債費分も増加したことから需要額の減少に歯止めをかける形となりました。一方、基準財政収入額は、町民税や固定資産税、地方消費税交付金等が減少し、さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る普通交付税の追加措置があったことなどから、普通交付税額は、前年度比2億1,948万2千円、6.7%増の、34億7,316万9千円となり、過去最高額となっております。また、特別交付税も、措置される項目が多くなってきていること、7ページの第2-7表 特別交付税の状況の最下段にありますように、過疎等地域振興に係る額が大きく伸びていることなどから、

2,192万8千円、6.9%増の、3億4,041万5千円となりました。地方交付税に臨時財政対策債を加えた額では、2億8,471万8千円、7.7%の増となり、40億円を超える額となっております。なお、地方交付税の推移については、7ページ、第2-5図のとおりでございます。

再度、3ページ、第2-2表にお戻りください。15国庫支出金は、令和2年度であった、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金分が減少していることなどから、前年度比12億5,889万8千円、55.7%減の、9億9,983万4千円となりました。

16県支出金は、3億6,963万5千円で、2.1%の減となっております。

18寄附金は、ふるさと応援寄附金が、業務委託先をカンマッセいいづなに変更してから、非常に順調に推移してきており、令和3年度でも大幅に伸びたことから、前年度比1億4,031万4千円、40.8%増の、4億8,394万2千円となりました。

19繰入金は、各種基金の繰入金で、前年度比2億9,482万2千円、23%減の、9億8,722万8千円となっております。基金の状況は後ほどご説明申し上げます。

22町債は、8億7,050万円となっております。8ページ、第2-8表 町債の状況をご覧ください。令和3年度では、一部過疎指定を受けたことによる過疎対策事業債を発行しており、その内ソフト分は4,300万円となっています。また、投資的事業に係るものは過疎債も含め6億3,960万円で、主に庁舎建設、原田地区町営住宅建設などの事業に伴うものとなっています。この他臨時財政対策債を含め、町債は、前年度比3億90万円、25.7%の減となっております。なお、投資的経費に係る町債発行額の推移については、第2-6図に記載のとおりでございます。町債残高等の状況は後ほどご説明申し上げます。

では、4ページ、第2-3表 歳入性質別決算額一覧表をご覧ください。自主財源は、29億5,200万3千円で、寄附金が伸びましたが、基金繰入金を減額したことなどにより、前年度比3億8,252万7千円、11.5%の減となりました。決算額の減少に伴い、構成比の割合は、前年度より1.2ポイント上昇し、31.3%となっております。一方、依存財源は、国庫支出金が大幅な減、町債も減となり、地方交付税は伸びましたが、前年度比12億8,595万7千円、16.6%減の64億7,420万9千円となりました。構成比の割合は、1.2ポイント下がり、68.7%となって

おります。ふるさと応援寄付金の伸び、基金の繰入などにより、自主財源は3割を超えているという状況でございます。自主財源の推移は、第2－3図のとおりでございます。

次に、歳出の概要をご説明申し上げます。10ページに歳出の特徴を具体的に記載してございます。更なる詳細につきましては、委員会でご説明申し上げますので、ポイントのみとさせていただきます。歳出総額は、前年度と比較して、16億9,982万1千円、16.5%減の、86億373万3千円となりました。11ページ、第2－10表 歳出目的別決算額一覧表とあわせてご覧ください。歳出ではほとんどの科目で減少しております。

歳出を目的別で見ますと、総務費は、21億1,160万4千円で、16億1,643万9千円の大幅な減となりました。歳出の主なものは、庁舎建設事業、ふるさと納税事業費、交通対策事業、また、4つの選挙に係る選挙費などで、総務費の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金、庁舎建設事業に係る費用の減が大きな要因となっております。また、ふるさと応援寄付金が大幅に増加したことから、ふるさと応援基金には1億8,946万9千円を積み立てしております。

民生費は、16億1,267万3千円で、横ばいとなりました。主なものは、障害者総合支援給付金、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯臨時特別給付事業、介護保険事業特別会計への繰出金などとなっております。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の増などにより、4,327万2千円増え、8億8,210万6千円となっております。主なものは、病院費、清掃費などでございます。

労働費は、前年度とほぼ同様の162万円でございます。

農林水産業費は、8億7,760万1千円で、8,717万6千円の減となりました。主なものは、下水道事業会計への負担金、中山間地域等直接支払事業、世界に誇る力強い産業形成事業、土地改良事業などとなっております。また、新型コロナウイルス感染症対策として、米生産農家支援、霜被害対応として、ふるさと納税制度を活用したりんご生産農家支援などを行っております。

商工費は、1億4,464万3千円で、9,731万2千円の減となりました。主なものは、住宅リフォーム支援事業、新型コロナウイルス感染症に伴う事業者支援、東高原ゾーン整備事業などとなっております。

土木費は、2,830万4千円増の8億3,139万8千円となりました。土木費の増加は、大雪に伴う除雪費の増、原田地区若者住宅の買取りなど住宅管理費の増が主な要因となっております。その他の主なものは、地方道改修費、道路新設改良費で、前年度からの繰越分も含んだ道路関係費用となっております。

消防費は、前年度で防災行政無線デジタル化整備事業が完了したことなどから、1億303万3千円減り、3億1,910万6千円となりました。主なものは、広域消防費、消防団員報酬等となっております。なお、消防団員報酬等については、国からの要請等もあり、令和4年分から引上げを行うこととしているところです。

教育費は、6億4,544万4千円で、1億1,622万4千円の減となっております。新型コロナウイルス感染症に係る環境整備が、前年度より減少したことなどが主な要因でございます。教育費の主なものは、小・中学校費、学校給食に係る費用となっております。また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に伴い、町や関連団体の活動縮小やイベントの中止など、各事業に影響が出ているところでございます。

災害復旧費については、道路、農地災害復旧事業など、2,455万3千円となっております。

公債費は、10億7,848万8千円で、2億9,733万4千円、38.1%の増となっておりますが、令和3年度において、高金利な起債の繰り上げ償還を行ったことが主な要因でございます。また、起債の元利償還、いわゆる公債費については、歳計剰余金等を財源に計画的に減債基金を積立てしており、これを繰入れすることで平準化を図っているところでございます。

歳出目的別構成状況は、11ページ、第2-7図のとおりでございます。

次に、13ページ、第2-12表 歳出性質別決算額一覧表をご覧ください。そのほか、歳出を性質別にみますと、義務的経費では人件費が、選挙や除雪関連費等の増加により、前年度比8,867万4千円、6.6%の増、扶助費が新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯臨時特別給付

事業などにより、1億7,113万円、33.5%の増となっております。

人件費と公債費の推移については、15ページ、第2-9図のとおりでございます。

13ページ、第2-12表にお戻りください。補助費等については、前年度あった、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金がゼロとなったことなどから、10億3,673万5千円、34%の減となっております。普通建設事業費は、11億3,672万4千円で、最終年となった庁舎建設事業が前年度より減少し、前年度で子育て世代支援施設建設事業が完了したことなどから、前年度と比較すると、10億6,682万5千円、48.4%の大幅な減少となっております。そのほか、積立金は、財政調整基金積立金の減少などにより15.5%の減、繰出金は、介護保険事業が増加したことから4.3%の増となっております。性質別経費の構成比は、第2-8図のとおりでございます。

次に、16ページ、町債残高等の状況でございますが、令和3年度末の一般会計の町債元金残高は、74億7,211万7千円となっております。令和3年度では、役場庁舎整備事業で合併特例債を4億1,710万円、過疎対策事業債を7,850万円、臨時財政対策債を1億8,790万円など、計8億7,050万円町債を発行し、10億5,570万7千円償還したことから、1億8,520万7千円の減となっております。また、利子残高は、1億199万円で、近年の低金利に加え、令和3年度では高金利の起債の繰上償還を行うなど、積極的に利子負担の軽減を図ってきていることから、合併当初と比較して5億円以上減少しております。なお、市町村合併特例事業の状況は、17から18ページ、第2-15表のとおりでございますが、19ページ上段に記載のとおり、令和3年度までの合併特例債の借入額は46億3,500万円程、発行率は96.4%で、限度額までの残額は1億7,500万円程となっております。町債残高の詳細の状況については、16ページ、第2-10図、第2-11図、第2-14表に記載のとおりでございます。

次に、20ページ、基金の状況でございますが、令和3年度も、決算規模が高い水準となった影響で、財政調整基金から2億2,358万9千円、繰上償還や公債費の平準化のため、減債基金から3億7,015万2千円、ふるさと応援寄附金の積立である、ふるさと応援基金から8,031万2千円、地域福祉基金から7,199万9千円など、合計で9億8,722万8千円の取崩しを行いま

した。一方、歳計剰余金や利子、予算による積み立てなど、財政調整基金に5億153万8千円、減債基金に1億5,298万7千円、ふるさと応援基金に1億8,946万9千円など、合計で8億7,457万2千円の積み立てを行いました。これにより、20ページ、第2-16表、令和3年度末基金残高状況のとおり、令和3年度末の基金残高は、前年度と比較して1億1,265万6千円、2.9%減少し、37億4,529万4千円となっております。基金残高の詳細の状況については、第2-12図、21ページ、第2-13図に記載のとおりでございます。

次に、21ページ、債務負担行為の状況でございますが、庁舎建設事業、庁舎ネットワーク整備事業が終了し、一方、多世代交流施設及び多目的交流施設等の指定管理料を設定したことから、令和4年度以降支出予定額は、4事業、1億4,238万2千円となっております。

次に、22ページ、繰越事業についてでございますが、令和2年度からの繰越事業の状況は、第2-18表のとおり、令和4年度への繰越事業の状況は、23ページ、第2-19表のとおりでございます。

また、前期基本計画の施策別の決算の状況について、24ページに記載してございます。

25ページからは、決算統計に基づく普通会計における決算の状況等でございます。1の実質的な収支の状況には、からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計を含め、他の特別会計との重複額などを控除した普通会計の決算状況、26ページからの、2の経常収支比率には、経常収支比率の推移、構成などの状況を記載しております。27ページ、3の財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標で、令和3年度は0.26で前年度より0.01ポイント減少となりました。参考にご覧いただければと思います。

以上、一般会計の主な決算状況について、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第48号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第48号 令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案説明をいたします。決算報告219ページをお開

きください。

歳入は、使用料等で、歳入合計 238 万 5,049 円です。

次ページ歳出は、汚水処理施設管理費、基金積立等で、歳出合計は 102 万 5,849 円。

歳入歳出差引残高は 135 万 9,200 円です。

続いて、行政報告書 341 ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は下水道付別荘ということで 100%の接続率です。放流量は日平均 11.3 m<sup>3</sup>であり、別荘地のため季節により流入量変動し、年間を通して汚水量が一定ではありませんが、基準値以内の適正な水質を放流しています。

次ページの今後の課題と展望ですが、からまつの丘地区特別会計は、使用料収入だけで運営をしており、一般会計からの繰入金はございません。3年度、基金として 15 万円の積立てを行いました。3年度末現在では 2,278 万円となっており、供用開始から 24 年が経過していることから修繕費等の増加が予想されますが、基金の取り崩しなどで対応をしていく予定です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 49 号）

○総務課長（徳永裕二） 議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算報告書は 229 ページから、行政報告書は 343 ページからでございます。主に決算報告書によりご説明いたします。

229 ページ、歳入歳出決算書 款項別集計表をご覧ください。歳入では、1 款 訪問看護ステーション事業収入で 4,924 万 4,182 円の収入がございました。内訳は、介護収入で 3,183 万 1,081 円、医業収入で 1,741 万 3,101 円となっており、いずれも前年度を上回る実績となりました。2 款 繰入金はありませんで、3 款 繰越金で 1,191 万 1,153 円、4 款 諸収入で 14 万 5,425 円となり、歳入合計は、6,130 万 760 円となっております。

続いて、230 ページをご覧ください。歳出では、1 款 衛生費で 4,151 万 3,368 円を支出しております。内訳では、訪問看護ステーション費で 673 万 8,734 円、職員給与関係経費で 3,477

万 4,634 円となっており、職員給与の減少などから、経費については前年度を下回っています。

2 款 諸支出金はゼロで、歳出合計は、4,151 万 3,368 円となっております。

歳入歳出差引残高は、次ページのとおり 1,978 万 7,392 円でございます。

歳入歳出の事項別明細書につきましては、232 ページ以降をご参照ください。

事業内容としては、介護、医療ともに利用者数、訪問回数が増えており、中でも介護の増加に伴い、収入額が増えております。

次に、238 ページをお願いいたします。財産に関する調書については、令和 3 年度中の増減はなく、訪問看護ステーション財政調整基金の残高は 8,423 万 747 円で昨年度と同額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 50 号・第 51 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は 239 ページからになります。行政報告書は 346 ページからになります。それでは、行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

まず、決算状況について申し上げます。令和 3 年度国民健康保険事業特別会計の歳入総額は 1,380,716,152 円、歳出総額は 1,326,792,574 円で、歳入歳出差引額は 53,923,578 円となりました。財政調整基金の年度末残高は令和 3 年度には積立を実施しませんでしたので、前年同額 145,565,025 円となっております。

国保世帯数及び被保険者数の推移は 346 ページに記載しております。被保険者数は減少傾向になっております。

347 ページの中ほどから 348 ページは保険給付費等の状況を記載してございます。一般被保険者については、保険給付費総額、または 1 人当りの給付額ともに微増となりました。

349 ページから 351 ページは、保険税について記載してあります。351 ページ、全体の収納率

は 97.11%となり、前年比 0.3%の増であります。徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し個別の納税相談、分納誓約の推進と、滞納状況に応じた短期証の発行により未納者対策を講じてきました。今後も未収金を増やさないよう、現年分の収納率の向上に努めてまいります。

352 ページ下段以降には、国民健康保険事業の今後の課題を記載してあります。65 歳から 75 歳未満の被保険者数が 1,559 人となっております。全体の被保険者数 2,765 人のうち 56.3%と 5 割を超えております。一人当たりの医療費も 432,300 円と高額になっており、昨年度より 20,491 円増となっております。生活習慣病に伴う、医療費増加抑制に向けた取り組みとして、健康推進係との連携により、今まで以上に特定健診への受診勧奨や保健指導等に取り組んでいきます。また、財源対応としては、当面は繰越金、基金など活用し、税負担増とならないよう努めていきます。

354 ページから 356 ページまでは保健福祉課健康推進係が実施しています特定健診等についての報告です。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算報告書は 259 ページからになります。行政報告書は 357 ページからになります。行政報告書によりご説明申し上げます。ご覧ください。

この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障害がある方が被保険者となります。長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

357 ページ上段、決算概要ですが、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計の歳入総額は 163,414,219 円、歳出総額は 163,250,840 円で、歳入歳出差引額は 163,379 円です。

歳入の主なものは保険料が 112,649,400 円となっております。一般会計繰入金金が 50,401,070 円。主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合への納付金として 151,601,330 円、その他は人件費となっております。

358 ページの今後の課題ですが、飯綱町の一人当たり医療費は 807,678 円となりました。昨

年度より 31,058 円の減となりました。県平均が 842,323 円となっておりまして、34,645 円、率にして約 4.1% 下回っています。

今後、団塊の世代が 75 歳を超え被保険者となりますので、国の方針である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に一層取り組む必要があります。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 52 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。行政報告書では 361 ページ、決算報告書は 271 ページからになります。行政報告書で説明させていただきます。

令和 3 年度の概要ですが、3 年度末の総人口は 10,656 人に対し 65 歳以上の人口 4,252 人、高齢化率は 39.9% となり、率で 0.5% の増となりました。高齢化率は、団塊の世代が高齢者になったことにより年々増加傾向にあります。

決算状況は、歳入合計 13 億 1,859 万 2,005 円、前年度比 105.8%、報告書 362 ページ、歳出合計は 13 億 1,513 万 2,031 円、前年度比 105.9% となっており、歳入歳出差引残高は 345 万 9,974 円です。介護保険支払準備基金の状況は年度内で 1,141 万 8 千円積み立て、基金繰入を 3,272 万 7 千円行ったため決算年度中増減がマイナス 2,130 万 9 千円で、決算年度末残高は 2 億 2,409 万 1,889 円となりました。

決算状況については、記載のとおりです。要支援・要介護認定者数は表のとおりで、3 年度新規認定者数 218 人で前年度のより 48 名増となりました。第 1 号被保険者保険料については 363 ページです。前年に引き続き、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減を目的に、第 1 段階から第 3 段階の保険料率の引き下げを実施しました。合計 1,044 人に対して 840 万 9,900 円の公費負担を行いました。また、令和 2 年度及び令和 3 年度分の東日本大震災関係で 1 名、各年度それぞれ 4 万 740 円を減免しました。

収納率は、普通徴収で 97.4%、滞納繰越分は 17.9% となりました。徴収業務につきましては、

税務会計課収納係と連携し個別の納税相談や口座振替納付を推進し、収納率の向上に努めてまいります。

364 ページ上段では、介護サービスを利用した受給者で延べ7,420人で対前年比約2.8%の増でした。居宅サービス及び施設サービスは増えています。

365 ページ、給付費の状況では11億6,462万5,407円、前年比106.6%で増加しています。施設サービスを希望するニーズが高い傾向にあり、全体の57.1%占め、核家族化、独居化等の要因が背景として考えられます。

366 ページ中段から、地域支援事業、介護予防・生活支援サービス費（通称「総合事業」）では、要介護認定で「要支援1・2」の人、「非該当」と判定された人、基本チェックリストで生活機能の低下がみられる人を対象に、地区集会所単位での介護予防活動が定着しつつあり、他の地域にも波及させ浸透させていくことを目指しています。また、参加者の体力測定などデータ分析し事業効果の可視化を行い、介護給付費抑制につながることを確認、さらに詳細な分析により事業効果を公表し、通いの場の普及に努めてまいります。

367 ページ上段は、通所型サービスB、訪問型サービスDの実施地区です。

一般介護予防事業については、各教室等の開催数及び参加人数等掲載しております。

369 ページから地域包括支援センター費です。中段の相談訪問件数があります、相談件数延べ4,397件、実件数553件、訪問件数1,196件でした。370 ページ権利擁護に関する相談件数は延べ98件、虐待相談件数は延べ120件となっています。相談内容は多岐にわたっており、複雑化、複合化したニーズに対する重層的支援体制の構築が求められています。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する施策について関係部署・関係機関等と検討を行ってまいります。

今後の課題になりますが、372 ページ中ほどから、在宅医療・介護連携推進事業では医療介護関係者が看取りの事例検討や研修会等を通じて学び、検討してきたことを基に課題抽出をし、ICT・情報通信技術の活用を含めた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築に向け、町内の医療機関、介護事業所等との連携、協議を進めてまいります。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 53 号・第 54 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書 303 ページ、行政報告書 373 ページをお開きください。行政報告書で説明させていただきます。

歳入合計が 1,573 万 6,157 円、うち繰越金 453 万 1,757 円であります。歳出は 5 万 5,300 円で、分譲予定地の維持管理業務委託分です。歳入歳出差引残高は 1,568 万 857 円です。

今後の課題として、人口増対策に対応するべく、町有地を活用した住宅建設が有効な手段と考えており、引き続き若者定住住宅の建設、個人向け住宅地分譲を計画的に実施してまいります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案説明をいたします。

水道会計は旧村単位で管理運営をしておりますので、地区ごとの決算を申し上げます。

決算報告書の 318 ページをお開きください。牟礼地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 2 億 1,692 万 3,891 円、支出・水道事業費用は 1 億 8,592 万 4,803 円です。次ページ、資本的収入は 258 万 7,200 円、資本的支出は 1 億 548 万 7,274 円で、不足額 1 億 326 万 74 円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 408 万 7,377 円と損益勘定留保資金 9,917 万 2,697 円で補てんをしました。

320 ページをお願いします。三水地区の収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・水道事業収益 1 億 2,246 万 7,082 円、支出・水道事業費用は 1 億 907 万 3,737 円です。次ページ、資本的収入は 1,088 万 2,200 円、資本的支出は 1 億 165 万 7,559 円で、不足額 9,077 万 5,359 円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 503 万 3,977 円と損益勘定留保資金 8,574

万 1,382 円で補てんをしました。

324、325 ページをお願いします。剰余金として牟礼地区、三水地区それぞれ未処分利益剰余金に当年度残高、牟礼地区 5 億 3,705 万 3,855 円、三水地区 4 億 2,588 万 9,135 円ありますが、この未処分利益剰余金については、剰余金処分という形で議会の認定を受け使用する科目に振り分けないと予算執行ができないため、今回、牟礼地区は減債積立金へ全額積立とし、三水地区は減債積立金へ 2 億 5,941 万 3,963 円、建設改良積立金へ 1 億 6,647 万 5,172 円を積立として振り分けし、両地区振り分け後の未処分利益剰余金残高を 0 円としているものです。認定後は減債と建設改良費として使用していきます。

つづいて事業報告ですが、333 ページをお願いします。牟礼地区の工事等概要は、飯綱浄水場ろ材更新工事で 1,056 万円、高坂減圧弁更新工事で 280 万 5,000 円、上水道施設台帳整備業務委託牟礼地区で 459 万 5,000 円等です。次ページ、三水地区は、土橋水源さく井工事で 3,410 万円、普光寺地区国道 18 号線上水道マンホール蓋補修工事で 407 万円、上水道施設台帳整備業務委託三水地区で 459 万 5,000 円等です。

336 ページをお願いします。申し訳ございません、335 ページと 336 ページに同じものが印刷されてしまいましたので 335 ページには斜線をしていただき 336 ページをお願いします。

業務量を全体で説明させていただきます。年度末給水人口は 10,574 人で前年比較 108 人の減少です。総有収水量は前年比較マイナス 12,271 m<sup>3</sup>、1.23%の減でした。また、1 人 1 日の平均給水水量は 254.90 で、前年より 0.10 減少していますがほぼ前年と同じでした。有収率は 69.09% でした。

340 ページをお願いします。企業債の元金償還額は 9,750 万 9,418 円、利子償還額は 1,794 万 9,228 円、年度末元金残高は 8 億 9,142 万 860 円となっており、最終償還年度は令和 17 年度です。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 1 時でお願いします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1時00分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引続き会議を開きます。

相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇・説明〕（議案第55号）

○病院事務長（相澤浩幸） 議案第55号 令和3年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、ご説明致します。決算報告書355ページからご覧ください。

それでは説明に入ります。359ページをお願いします。I 決算書・財務諸表、1 決算報告書です。（1）収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値です。収益的収入の計は、21億5,870万8,824円です。収益的支出の計は、21億3,836万9,035円となりました。続いて、360ページです。（2）資本的収入及び支出ですが、資本的収入の収入計は1億6,924万9,001円、資本的支出の支出計は2億6,589万2,434円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,664万3,433円は、過年度損益勘定留保資金で補填しました。収益的収入及び資本的収入には、町からの繰入金（他会計負担金）で、4億3,019万7千円が含まれています。その内、5,000万円は新型コロナウイルス感染症の関連分です。内訳は、3条（収益的収入）に2億8,450万8千円、4条（資本的収入）に1億4,568万9千円という振り分けです。前年度と比較して、7,498万1千円の減となりました。

続いて、361ページをお願いします。2 損益計算書になります。1の決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額になっております。1医業収益、2介護収益、4医業外収益の収入計が21億4,772万3,385円。3医業費用、5医業外費用の支出計は21億2,776万6,009円となり、経常利益は1,995万7,376円となりました。なお、6特別利益、7特別損失はありませんので、当年度純利益も同額の1,995万7,376円となっています。前年度決算額との単純比較では、4,249万8,221円の良化となりました。

続いて、363ページをお願いします。5 貸借対照表になります。〔資産の部〕2. 流動資産（1）現金預金ですが4,924万4,761円で、364ページ、キャッシュフロー計算書の4資金増加額にありますように、期首残高に比べ1,497万6,891円の減少となりました。

次に 368 ページをご覧ください。Ⅱ 事業報告、1. 概要についてご報告致します。

(1) 総括事項です。令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じた中での業務となりました。発熱外来、行政検査、感染陽性者受入れ、後方支援病床など様々な取り組みを行いました。詳細は記載のとおりとなります。新型コロナウイルス感染症は、院内感染が起こりますと事業運営不能に陥りますので、発熱外来の対応、入院患者への面会の禁止などを継続実施し、対策しました。幸い、院内感染に繋がる事象は発生しませんでした。県からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症陽性者の受入病床を2床設置し受入実績は、実人数8名、入院日数は65日。更に後方支援病床を1床設置し受入実績は、実人数1名で入院日数は29日でした。また、町民への新型コロナウイルスワクチン接種が始まり医師、看護師の積極的な派遣を行いました。コロナ禍において、ワクチン接種が進み、発熱外来の整備等により外来患者数は戻りつつありましたが、入院患者数は前年度より更に低調に推移しました。新型コロナ感染症の影響による収入の減少、必要経費の増大に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県の新型コロナ感染症専用病棟等受入体制補助金を活用して対応しました。

長年の懸案であった損害賠償請求については、審議に5年の歳月が経過しましたが、大阪地方裁判所より和解提案を受け和解が成立しました。

令和3年度も、医師を始めとする医療人材不足は解消に至らず、今後も引き続き取り組みが必要で

370 ページ、(2) 経営指標に関する事項ですが、地方公営企業法施行規則等の一部改正があり、令和3年度事業報告書から経営の実態を端的に示す経営指標の記載が求められ、病院事業につきましては記載のとおり3指標を新たに記載いたしました。

373 ページをお願いします。2. 工事 (1)、(2)、(3) に工事等の概況、375 ページ 3. 業務 (1) 事業量についてはそれぞれご参照下さい。

377 ページをお願いします。4. 会計です。(1) 主要備品の整備については、13種18式の整備を行いました。主なものは、高周波手術装置、診療用X線撮影装置、人口呼吸器(ネーザ

ルハイフロー)、適温配膳車等です。合計 2,137 万 2,820 円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 56 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、提案説明をいたします。

決算報告書の 395 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。決算額をご覧ください。収入・下水道事業収益 6 億 9,874 万 6,628 円、支出・下水道事業費用は 5 億 8,563 万 2,331 円です。

次ページ、資本的収入は 2 億 2,766 万 4,723 円、資本的支出は 5 億 1,446 万 316 円で、差額 2 億 8,679 万 5,593 円は、前年度からの繰越充当財源、建設改良積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんをしました

398 ページをお願いします。剰余金として未処分利益剰余金に当年度残高 1 億 8,032 万 8,964 円ありますが、この未処分利益剰余金については、先ほどの水道会計と同様に剰余金処分という形で議会の認定を受け使用する科目に振り分ける形になりますので、減債積立金への積立で 1 億 1,303 万 2,696 円、また建設改良積立金としてあった 6,729 万 6,268 円を使用したことにより資本金に組み入れ、振り分け後の未処分利益剰余金残高を 0 円としているものです。認定後減債積立金については減債費として使用して行きます。

つづいて事業報告です、407 ページをお願いします。

工事等概要は、農業集落排水袖之山・牟礼西部地区の公共下水への管路接続工事に伴う舗装復旧工事が 1、2、3、4、5 工区全体で 7,355 万 7,000 円です。また、県道野村上牟礼（停）線中町橋架け替えに伴う下水道施設支障移転工事で 1,749 万円、福井団地マンホールポンプ交換工事で 671 万円等です。

409 ページをお願いします。業務量の説明をさせていただきます。年度末処理人口は 9,260 人で前年比較 59 人の減少です。下水道普及率は 94.3%で水洗化率は 92.1%です。また、年間

汚水処理水量は 86 万 8,198 m<sup>3</sup>、1 日の平均処理水量は 2,379 m<sup>3</sup>で、前年より 1.1%増加しています。

413 ページをお願いします。企業債の元金償還額は 3 億 8,188 万 2,766 円、年度末元金利子未償還残高は 31 億 6,881 万 5,197 円となっており、最終償還年度は令和 33 年度です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で説明を終了します。

ここで、山浦代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願いいたします。山浦代表監査委員。

〔代表監査委員 山浦修 登壇・報告〕（決算審査意見書）

○代表監査委員（山浦修） それでは、決算審査意見書について、報告させていただきます。

去る、年 7 月 27 日（水）から 7 月 29 日（金）までの 3 日間にわたり、監査委員である大川議員と共に決算審査を実施しました。

審査の対象は、令和 3 年度飯綱町の一般会計及び国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、からまつの丘地区汚水処理場管理事業、住宅地造成事業、訪問看護ステーションの 6 つの特別会計と下水道事業、病院事業、水道事業の 3 つの公営企業会計並びに基金の運用状況に関して審査を行いました。

審査の手続きにつきましては、地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、飯綱町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、現金・預金証書の確認及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び関係書類との照合など通常実施すべき審査手続、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

審査の結果ですが、審査に付された飯綱町一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定し

ました。また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しており誤りのないことを確認しました。

以下、決算審査を行った各会計の状況及び所感を申し上げます。

一般会計決算の概要ですが、歳入は予算額 95 億 3,200 万円に対し、決算額は 94 億 2,600 万円となり 1 億 500 万円の減収となっております。減収の主な要因は、国庫支出金の減少と町債の減少によるものです。予算額に対し、町税が 1 億 700 万円の増加となっておりますが、前年度と比べると 1,900 万円減少しております。特に固定資産税に関してですが、評価替えの年であり、その影響もあって 2,200 万円の減少となっております。町税は基本的収入でもあり、減少していることはあまり良い状況とは言えないと思います。歳出に関しては、決算額は 86 億 400 万円で予算額に対して 9 億 2,800 万円の減額となっております。翌年度繰越額が 3 億 1,700 万円、不用額が 6 億 1,100 万円となっています。執行率に関しましては、予算額に対し 90.3%、決算額に対し 91.3%となっております。不用額についてですが、多くの費目にあります。経費の節約等によるものは当然評価できるかと思いますが、事業が実施されなかった、執行されなかったことにより不用額となったものも多く見受けられました。コロナ禍で致し方ない部分もあるとは思いますが、事業を執行しなかったことにより、予定していた成果が得られず問題が生じていないかを検証する必要があるのではないかと感じております。歳入歳出差引額ですが、8 億 2,200 万円の黒字となっており、財政基盤の改善につながった決算であったと言えます。

歳出に関して所見を少し述べさせていただきたいと思います。

一つ目が、公債費の関係ですが、公債費決算額総額 10 億 7,800 万円、前年比 2 億 9,700 万円増となっております。過去の合併特例債の償還に加え、新庁舎建設事業の合併特例債の償還を開始したことから大幅に増加しております。今後数年間は同程度の償還を予定されているため、減債基金の積立及び計画的な取崩を活用して、公債費の平準化を図っていただきたいと思います。

民生費に関してです。民生費、翌年度繰越額が 5,000 万円ありました。翌年度繰越額 5,000

万円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関するものでした。本来、令和3年度中に給付するものですが、翌年に繰り越され、現在執行は終わっています。

続きまして、農林水産業費ですが、繰越額が3,900万円ございます。これは、水路10か所の工事の繰越しとため池の調査等の繰越しによるものです。

商工費の繰越額2,600万円。これは、飯綱東高原ゾーンの整備事業が繰り越されたものです。

土木費も1億7,000万円の繰越がありますが、同じく工事に関係の繰越しになっています。

消防費の関係ですが、不用額3,800万円あります。不用額の主なものは、新型コロナウイルス感染症の影響により消防活動を縮小したことによるものが1,200万円。あと、これは評価すべきところだと思いますが、消防施設の工事において入札による金額の減少と消火栓工事の負担額の減少によって700万円減少していました。

災害復旧費の関係ですが、決算額2,500万円。これに対して、繰越額が2,800万円と決算額を繰越額が上回っております。執行率が44.8%。この繰越額は農地の災害復旧工事に係るものになります。災害復旧ですから緊急を要するものがほとんどかと思いますが、繰越になっているものはどうなのかなというところであります。

続きまして、特別会計、企業会計、一部事務組合等への負担額についてです。特別会計への拠出金ですが、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業の保険3事業と水道事業、下水道事業については負担額が増加しています。今年度大幅に増額しているのは、介護保険事業の1,600万円の増加と水道事業の2,700万円の増加になっております。今後注意している必要があるのかなと感じています。病院事業については、7,500万円の大幅な減少で良い傾向ではありますが、依然として4億3,000万円もの多額な負担があり、引き続き検討していく必要があるのかなという状況であります。

地方債の状況ですが、発行額は8億7,000万円、返済額は10億5,500万円と発行額を返済額が上回っております。企業会計において、地方債の返済は順調行われております。病院事業では2億4,100万円の償還を行っております。ただ、コロナ禍で業績が低迷している。また、老朽化する設備の改修や高額な医療機器の購入など、今後資金需要が見込まれておりますので、

計画的な設備投資を進めることが大切ではないかと考えております。水道事業に関しましては9,800万円の償還をしており、順調に償還が進んでおります。ただし、今後、有収率を引き上げていくためにも、老朽化した管路や浄水場の改修に伴い資金需要が見込まれておりますので、こちらも病院会計同様、計画的な設備投資が必要かなと考えています。下水道事業では、地方債を3億8,200万円と多額に償還しております。実質的に下水道事業、後ほど説明しますが、トントンの状況ですので、この償還額は非常に負担が大きい状況になっております。年間の償還額が大きく、資金繰りを圧迫している状態ですので、収支の改善を検討していく必要があるかと思えます。

基金の状況ですが、一般会計に関しましては、取崩しの関係ですが、減債基金が3億7,000万円、財政調整基金が2億2,400万円、ふるさと応援基金が8,000万円、地域振興基金6,600万円と、いずれも積立の主旨に則った取崩しであり、特段の問題はなく妥当であると判断しました。特別会計におきましては、介護保険事業で基金の取崩しが行われております。3,300万円の取崩しが行われておりますが、実質的に赤字の補填ではないかと捉えられますので改善が必要になります。

債務負担行為の状況ですが、債務負担行為に関しましては限度額が13億9,600万円です。今後の支出予定額としては金額が僅少であり、支払いについて特段の問題は生じないと考えております。

繰越事業ですが、令和4年度への繰越事業は3億1,700万円あり、道路橋梁費の1億6,800万円を筆頭に10項目あります。事業が年度末に決定したものもあり、やむを得ないものもありますが、災害復旧事業のような早急に対応しなければならないものも含まれております。災害復旧事業の入札については、内容を見ますと不調となっているところも多く見受けられました。迅速で確実な執行を行うために、対応の改善が必要であると思われます。

資金運用状況ですが、資金運用収益合計は522万9千円と前年よりも大幅に減少しておりますが、資金の運用にあたっては、安全性を最重要としながら、収益性を上げなければならず、現状では非常に厳しい状況かなと判断されます。したがって、前年よりも運用益が大幅に

減少しておりますが、常に運用状況を把握し、安全性を第一に、収益性を見極めながら今後も慎重な運用をお願いしたいと思います。

次に特別会計に移ります。

国民健康保険事業に関しまして、歳入が13億8,100万円、歳出が13億2,700万円となっております。収支ですが歳入歳出収支差額が5,400万円の黒字となっていて、良好な決算であったと言えます。

後期高齢者医療ですが、歳入が1億6,300百万円、歳出もほぼ同額の1億6,300百万円となっております。歳入歳出収支差額ですが、16万3千円の黒字となっております。ただし、今後いわゆる団塊の世代、75歳以上の方々が後期高齢者医療に移ってきます。それを目の前に控えており、今後、後期高齢者医療特別会計の負担はますます重くなることが予測されますので医療費の削減と健康寿命を延ばすための施策を実施していただきたいと思います。

介護保険事業ですけれども、歳入13億1,900万円、これは基金取崩しの3,300万円を含んだ金額となっております。歳出が13億1,500万円。歳入、基金取崩しを除きますと12億8,600万円、歳出が13億1,500万円ですので、歳入歳出収支差額、実質的には2,900万円の赤字となっております。この赤字を補填するために3,300万円の基金が取崩されたのではないかと見受けられます。基金残高は現在2億2,400万円ありますが、毎年2,000万円を超える減少をしていくと当然枯渇する可能性がありますので、先行きが不安な状態ですので改善が求められるところであります。

続きまして、からまつの丘地区汚水処理場管理事業ですけれども、歳入が238万5千円、歳出が102万5千円、収支差額が135万9千円の黒字となっております。今後設備の老朽化に伴う補修費が増加することが予想されますが、基金をうまく使いながら対応していくことが大事かなと思われまます。

住宅地造成事業ですが、歳入が1,573万6千円、歳出が5万5千円、歳入歳出収支差額が1,568万1千円となっております。原田地区の全区画が販売され、当該事業は完了となっております。計画通りに達成されて良かったのではないかと思います。

訪問看護ステーション、歳入 6,100 万円、歳出 4,200 万円、収支差額ですが 2,000 万円の大幅な黒字となっております。

続きまして、公営企業会計の関係に移ります。

まず、病院会計からご説明させていただきたいと思います。令和 3 年度の医業収入ですが 15 億 5,200 万円。内訳ですが、入院収益が 8 億 3,300 万円で前年よりも 8,900 万円減少しております。やはりコロナ禍で、入院患者が減っているというところかと思えます。それに引き換え外来収益が 6 億 2,700 万円で前年よりも 3,700 万円の増加ということになっております。収益的収入の合計ですが 21 億 4,800 万円。これに対して収益的支出ですが、21 億 2,800 万円となっております。収益的収入の医業外収益の内訳ですが、他会計の負担金が 2 億 8,500 万円。これに対して医業費用の原価償却費は 1 億 5,000 万円となっております。資本的収入及び支出の関係ですが、資本的収入は 1 億 6,900 万円、資本的支出は 2 億 6,600 万円ですので、資本的収支差額ですが 9,700 万円の赤字となっております。内容をご説明いたします。収入に関してですが、新型コロナウイルス対策で入院患者数は 4,989 人の減、ただし外来患者数は 2,492 人の増ということで、少しずつウィズコロナの環境が整ってきて、診療を受けられる方が増えてきて良い傾向かと思えますが、まだ飯綱町の感染者数が増えておりますので予断を許さないところかなという状況です。あと、コロナ関連の補助金を含めた補助金等が前年度よりも 1 億 500 万円増加しております。収益的収入はほぼ前年度と同額でありましたが、収益的支出が減少したことにより、当年度純利益 2,000 万円を計上することができていますが、他会計負担金収入を差し引くと 2 億 6,500 万円の赤字となっております。コロナ禍で病院の方々は大変苦勞されているのかなと思えますので、厳しい決算なのかもしれませんが、感謝申し上げたいと思います。

続きまして、水道会計に移りたいと思います。営業収益が 2 億 4,705 万円、営業費用が 2 億 6,631 万円、うち減価償却費が 1 億 6,967 万円、営業利益としてはマイナス 1,926 万円となっております。損益の状況について少し申し上げます。営業利益は、前年と比べ減益。給水人口が現在減少している状況が続いており、今後も厳しい状況が見込まれています。減価償却費を除いた収支としては黒字にはなっています。これは運転資金が賄えているという状況を表して

いるのかなと考えられます。ただし、減価償却費分が回収でいないということであれば将来の設備投資資金が回収できていないこととなりますので、減価償却費を含めたところで黒字になるために何が必要か、料金改定も含めて増収策を検討する必要があると考えられます。

続きまして、下水道事業会計になります。営業収益が1億6,083万円になります。営業費用が5億331万円ですので、営業利益としては、マイナス3億3,249万円となっております。減価償却費が3億5,006万円あります。営業外収益が5億2,185万円ございますので、経常利益としては、1億1,323万円のプラスということになっております。先ほども申し上げましたが、資本的支出のところにあります、企業債の償還額が3億8,188万円となっております。損益に関して少し申し上げますと、減価償却費を除いた営業利益はほぼトントンであり、運転資金はなんとか賄えるギリギリの状態が今続いています。ただし、耐用年数を迎えた処理施設が多くあり、設備費の財源の確保が当然必要となってきていますが、現状できている状況ではありません。また、3億5,006万円の減価償却費を賄うことは非常に難しく、企業債の返済及び設備投資は他会計からの補助金に依存するしかない状態ですので、どうしたら良いのかは非常に難しい部分はあるかと思うんですけれども、普及率は高まっておりますが更に公共下水への繋込みを増やすことによってコスト削減等を図って、なんとか下水道事業を回せるような形に改善していく必要があるのかなというところになります。

雑ぱくではありますが、以上、決算審査の結果及び所感を申し述べさせていただきました。会計としては健全な状態ではありますので、問題点はいくつかあります、ただし健全ではありますので、今後も健全な行政運営をお願い申し上げまして決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

---

◎議案第57号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第18、議案第57号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 57 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 4 ページ中段から順次ご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

今回の補正予算第 6 号は、本年度の普通交付税の決定、令和 3 年度決算を踏まえての繰越金等、これらを主な財源とした増額の補正予算でございます。

補正の概要でございますが、既定の予算の総額に 3 億 2,837 万 5 千円を追加し、補正後の予算額を 82 億 9,593 万 6 千円とするものでございます。また、臨時財政対策債の確定に伴う地方債の補正も計上しております。

それでは初めに、歳入の主な補正内容を申し上げます。本年度の普通交付税が決定しましたので、11 款地方交付税で 3 億 6,348 万 3 千円を増額、15 款国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種、個人番号カード交付事務に係る補助金など計 2,901 万 2 千円を増額、16 款県支出金で新規就農総合支援事業に係る補助金の内示、多面的機能支払補助金及び鳥獣被害防止総合対策交付金に係る事業内容の決定などにより計 301 万円を減額、決算に伴い 20 款繰越金で 1 億 8,709 万 2 千円を増額、臨時財政対策債の確定に伴い 22 款町債で 4,840 万円を減額し、19 款繰入金では財政調整基金繰入金を 2 億円減額し、歳入を調整しております。

続いて、歳出の主な補正内容を申し上げます。5 ページをご覧ください。

2 款総務費では、公有財産維持管理費で公共施設個別施設計画策定等支援業務の委託料を 356 万 4 千円増額、水道施設基金積立金を 2,000 万円増額、移住定住促進助成事業で民間賃貸住宅等建設補助金について新たな計画の相談があったことから 1,200 万円を増額、廃校を活用した地域住民交流促進事業でいづなコネクト E A S T のコミュニティラウンジに係る工事請負費、備品購入費を計 460 万 7 千円増額、住民基本台帳費でマイナンバーカード普及促進に係る会計年度任用職員の人件費、需用費など、合計で国庫補助金と同額の 1,353 万円を増額しております。

6 ページになります。3 款民生費では、地域福祉推進事業でふれあいの園の特殊浴槽交換工事の費用を 937 万 5 千円増額、介護保険事業で特別会計への繰出金を 2,020 万 8 千円増額、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、低所得子育て世帯生活支援特別給付金で令和 3 年度分の実績に伴い国への補助金の返還が必要となることから計 540 万円を増額、保育園、児童クラブの関係では新型コロナ感染拡大防止に係る抗原検査キットの購入費などをそれぞれ増額しております。

4 款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で人材派遣業務の委託料など合計で国庫補助金と同額の 1,194 万 6 千円を増額、上水道施設費で人事異動等に伴う職員人件費に係る上水道会計の負担金を 1,000 万円増額しております。

6 款農林水産業費では、新規就農総合支援事業で新規就農者に対する補助金の内示により、県補助金と同額の 498 万 5 千円を増額、農業集落排水事業費で当初予算において下水道会計の負担金の一部を保留しておりましたが、普通交付税の決定などにより財源が確保できたことから 2,500 万円を増額、森林総合整備事業で大雪の影響など支障木伐採補助金の申請が多く 300 万円を増額、多面的機能支払交付金、農作物有害鳥獣対策費では事業内容の決定などにより減額の補正をしております。

8 款土木費では、土木総務費で若宮及び深沢地区における急傾斜地崩落対策事業に係る県への負担金を 120 万円増額、道路維持費で大雪の影響など道路の損傷箇所が多く 270 万円を増額、道路新設改良費で中学校の通学路などに係る改良費を 605 万円増額、公共下水道費でも農業集落排水事業費と同様の理由により、下水道会計の負担金 2,500 万円を増額しております。

10 款教育費では、小中学校の関係で抗原検査キットの購入費、学校の校務支援システムのオプション追加費用などを増額、給食調理場の関係で機器の小修繕などの費用を 120 万円増額しております。

12 款公債費では、令和 3 年度合併特例債の借入条件の確定などにより 1,780 万円を増額しております。

14 款予備費では 1 億 3,189 万 4 千円増額し、今後の想定外の支出に対応していくための財源

を確保しております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 57 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 58 号から議案第 63 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

日程第 19、議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 20、議案第 59 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 21、議案第 60 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 22、議案第 61 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 23、議案第 62 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）、

日程第 24、議案第 63 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、

以上 6 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 6 件の提案理由の説明を求め、最終日 9 月 22 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

議案第 58 号から議案第 63 号の提案理由の説明を求めます。

徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 58 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 58 号 令和 4 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。本日お配りしました議案書によりご説明いたしますので、議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算第 1 号につきましては、既定の予算の総額に 1,382 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,568 万 3 千円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。決算に伴い繰越金を 1,382 万 7 千円増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。議案書の 7 ページからご覧ください。訪問看護ステーションの職員人件費については、当初予算において、訪問看護ステーション費にフルタイム会計年度任用職員の看護師 1 名、介護支援専門員 1 名、パートタイムの看護師 1 名を計上、職員給与関係経費に常勤職員の看護師 5 名を計上しておりましたが、本年度の人事異動等により、常勤職員 7 名とパートタイムの看護師 1 名、また、次長については飯綱病院の再任用の副参事を兼務で配置し、運営体制が固まったことから、訪問看護ステーション費のフルタイム会計年度任用職員給料等を減額、職員給与関係経費で常勤職員の給料等を増額し、合計で 624 万 6 千円を増額補正するものでございます。また、予備費において 758 万 1 千円増額し、財源調整しております。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第 59 号・第 60 号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、議案第 59 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。議案書 1 ページをご覧ください。

令和4年度予算額13億2,741万7千円へ歳入歳出それぞれ3,508万5千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を13億6,250万2千円とするものです。

4ページをご覧ください。歳入では、国民健康保険税を新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対する税減免分144万3千円を減額補正し、2億4,953万5千円にするものです。繰入金では未就学児童に係る均等割5割軽減による減額分55万円とシステム改修に係る5万5千円、計60万5千円を一般会計よりの繰入として増額し、9,496万1千円にするものです。繰越金では令和3年度の決算による剰余金の確定により3,592万3千円を補正し、補正後5,392万3千円としたものです。

5ページをご覧ください。歳出では、総務費へシステム改修に係る5万5千円を増額補正、諸支出金へ過年度分に係る税減額分の還付金30万円増額補正し補正後101万6千円に、予備費では補正調整で3,473万円増額補正し補正後4,251万円とするものです。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第60号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書1ページからご覧ください。

令和3年度の会計決算により、決算剰余金が16万3千円と確定したことに伴う補正となります。

令和4年度予算額1億6,839万2千円から歳入歳出それぞれ23万7千円を減額し、補正後の歳入歳出予算額を1億6,815万5千円とするものです。

6ページをご覧ください。歳入では、繰越金 補正前40万円に23万7千円を減額補正し、補正後16万3千円とし。

7ページをご覧ください。歳出では減額補正調整として 予備費 補正前41万円から23万7千円減額し、補正後17万3千円とするものです。

以上、提案説明といたします、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 続いて、永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第61号）

○保健福祉課長(永野光昭) 議案第 61 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 9 ページをご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 2,241 万 7 千円を増額して補正後の予算額を 14 億 3,142 万円 7 千円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、主に補助金の交付決定及び令和 3 年度国庫負担金等の清算による追加交付金によるものです。国庫負担金 939 万 2 千円減額、国庫補助金 822 万円減額、支払基金交付金 3,267 万 9 千円増額、県負担金 326 万円減額、県補助金 46 万 8 千円減額、一般会計繰入金で 1,974 万円増額、基金繰入金 1,212 万 1 千円減額、前年度の決算による繰越金を 345 万 9 千円増額するものです。

歳出では、介護給付費準備基金積立金へ 1,845 万 1 千円、令和 3 年度地域支援事業及び介護給付費の確定による償還金を 396 万 6 千円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算(第 1 号)の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(渡邊千賀雄) 続いて、笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇・説明] (議案第 62 号・第 63 号)

○建設水道課長(笠井順一) 議案第 62 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計補正予算(第 1 号)の提案説明をいたします。提案説明書の 10 ページ上段をお願いします。

主な概要ですが、水道事業収益の補正前の予算額は 3 億 703 万 9 千円を補正予算額 1,005 万 1 千円の増額により、補正後の予算額 3 億 1,709 万円にするものです。

補正の主な内容ですが、飯綱町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、事業収益の他会計負担金の増額、固定資産の増加に伴う長期前受金戻入の増額によるもの。また、支出については事業費用の営業費用増額と予備費の減額ということで調整させていただいております。また、今回の補正に伴い予算第 7 条の各項の経費の流用及び予算第 8 条の議会の議決を経なければ流用できない経費についての補正も併せて行うもので、主には

4月の職員異動による給与の補正になります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第63号 令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明をいたします。提案説明書の10ページ中段をお願いします。

主な概要ですが、補正前の予算額1億7,900万7千円を企業債の減額、負担金の増額で、補正後の予算額についても1億7,900万7千円ということで、金額の総額には変更はありませんが企業債の減額と負担金の増額という内容でございます。

主な内容ですが、飯綱町下水道会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額について企業債を減額し、負担金等を増額するものです。当初予算において起債を利用して予算を見込みましたが、町から負担金等として繰入が可能になったため今回補正をするものです。予算の総額に変更はありません。また、予算第5条の起債である企業債、資本費平準化債については減額、負担金等の繰入金、減額が5千万、増額も5千万ということで補正前補正後ともに金額に変更はないという内容になります。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、説明を終了します。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第25、議案第64号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕（議案第64号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第64号 物品購入契約の締結について、提案説明をいたします。提案説明書の10ページ下段をお願いします。

7月21日の全員協議会の折に皆さんにご説明を一旦させていただいている内容になります。

事業名は、令和4年度社会資本整備総合交付金ロータリー除雪車購入事業です。

事業内容は、ロータリー除雪車購入1台です。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、税込みで2,750万円です。

契約の相手方は、長野市大字小島字八幡堰南146番地、長野安全自動車株式会社 代表取締役 内山光です。

関係法令は、地方自治法第96条第1項第8号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数。

したがって、議案第64号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎請願の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 26、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

---

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

9月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時 5分

令和4年9月飯綱町議会定例会

( 第 2 号 )

## 令和4年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年9月5日（月曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議案第 47 号 令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 48 号 令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 49 号 令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 50 号 令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 51 号 令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 52 号 令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 53 号 令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 54 号 令和3年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 9 議案第 55 号 令和3年度飯綱町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 56 号 令和3年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	相 澤 浩 幸	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一
財 政 係 長	近 藤 久 登		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨 本 克 裕	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。昨日の防災訓練、ご苦労さまでした。台風のシーズンでもありますので、防災・減災の立場で引き続いて取り組んでいきたいと思ひます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第47号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、議案第47号 令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質疑については、歳出から款ごとに行ひます。

それでは、質疑を行ひます。最初に第1款議会費、決算書の37ページから38ページであります。質疑のある方はおられますか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第2款総務費、決算書の38ページから79ページ。質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。行政報告書の116ページをお願いいたします。下段の、地方から未来を創る「ローカルベンチャー」創出事業、いづなフューチャースクール運営等業務委託1,234万2,000円についてですが、まず、これは下にいろいろ事業の内容が書いてあるのですが、カンマッセについてはいろいろ思うことがあるのですが、この事業の内容について、積算というのはどのようにしているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、カンマッセのローカルベンチャーの関係の

いづなフューチャースクールの運營業務委託でございます。こちらからカンマッセ側に、どのような事業でどのくらいの回数を行ってほしいというような仕様書を提出して、それで見積書を頂いて、こちらで積算する予定価格以内であれば、その金額でカンマッセと町で契約をしている状況でございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） このような質問をしたのは、結構、事業内容に比して金額が大きいのではないかと感じるからであります。まず、これは入札ではなく随意契約かと思うのですが、そろそろカンマッセも年数がたってきたということで、事業委託するに、やはり入札方式を取っていったほうが良いのではないかと考えておりますけれども、次年度以降のことはどのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。それぞれの議員の中でいろいろな判断をされていると思いますが、私は、カンマッセには極めて素晴らしい事業を今、展開してもらっているなという強い印象を持っています。

このフューチャースクールもそうですが、下に少ししか書いてありませんけれども、事業チャレンジも、1回目では例の小野さんのシードルが始まりました。もう6年ぐらいやっていますけれども、チャレンジした人たちのそれから以降、起業している、それをサポートしてきている、いろいろな面でいい活躍をしてもらっているなど。

そして、以前の議会でも議員の中から質問がございました。ソフト事業はなかなか価格がどうこうというのは難しい面があるけれども、例えば凸版さんに全部請けてもらうようなことではなくて、もっと地元で金が落ちるようなことを考えていったらどうかというご指摘も受けたことを覚えております。

そんな意味でも、カンマッセに落ちたお金は、それぞれ皆さんの賃金やいろいろなことになり、そこに働いている従業員も、正社員の半分以上は転入してきた人たちのグループでいろいろ

るなことをやっておられます。

そういうことを考えますと、町の希望とする事業を進めてもらっているという意味では、カンマッセにまだ少し頑張っていたいただきたいという思いを持っております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、一定の成長をした後においては、やはり入札というようなことも大事だと思います。電通をはじめ、長野市内にも広告、宣伝、企画の会社がございまして、そんな点についても少し考慮していきたいと思っておりますが、来年度については、もう少しカンマッセを育てていったらどうかという思いです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。同じく行政報告書 116 ページをお願いいたします。いいづなコネクト管理運営協議委員の関係です。

以前に一般質問したときにも、指定管理に関しては、住民や利用者参加型の管理運営委員会がやはり必要ではないかということで、特にこのいいづなコネクトに関しては学校の跡地であるという意味からも、地域住民、地域とのつながりが大変求められるところですが、この協議会のメンバーと、令和3年度に協議された内容について簡単にお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、メンバーでございますが、やはり地元の方のご意見をいただきたいということで、地元の区長さん、あとは教育関係者の方などに来ていただいております。

協議する内容ですが、まず、いいづなコネクトの1年間の活動の状況を説明して、それからご意見をいただいて、その後、新年度の計画について説明させていただき、ご意見をいただくような形にしております。

いいづなコネクトについては、やはり廃校の利用ですので、地元の方にできるだけ来てもらえるような施設を目指しておりますので、地元の皆様のご意見を聞きながら、新年度の計画に盛り込んでいるような状況でございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） その管理運営協議会の中に、いづなコネクト利活用促進支援業務を委託している CREEKS が入っているかどうかというのが一点と、続けてお聞きしますが、行政報告書 119 ページの下段です。いづなコネクト利活用の支援業務に関して、この CREEKS に同じ内容で令和元年に 333 万円、令和 2 年が 347 万円、令和 3 年が 540 万円ということで進んでいます。令和 4 年のテレワーク等推進関連事業というのも業務先は CREEKS かと思っていますが、実際に、この令和 3 年の時点で、いきがい創造プロジェクトに関してはアクティブシニア層の移住者などのセカンドキャリアや社会活動、また、都市住民との交流の場を進めるという目的で予算を組まれたかと思います。この内容を確認する限りで、セミナー参加者の属性と具体的な効果についてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、CREEKS ですが、協議会のメンバーには入っておりません。

この CREEKS に業務を委託しておりますいづなコネクト施設利活用促進支援業務の効果でございます。

まず、内容についてはこちらに書いてあるとおり、テレワークを推進して就労の機会の増を図っていくということで、小さい子どもを持つお母さんや、ある程度年齢層の高い方を想定して、テレワークの座談会、スキルアップ講座といったものを進めているところでございます。

参加者の属性ですが、これについては若い女性の方、小さいお子さんをお持ちの方が圧倒的に多い状況です。

実際の効果ですが、基本的にはパソコンの使い方に慣れていただいたりしながら、パソコンの技術を使ってテレワークに進んでいっていただくようなことをしております。ここにも書いてあるのですが、仕事の個別相談会ということで、オンライン相談に 8 名ほど参加していただきました。実際に受講された方で、自宅でテレワークの仕事を行うような方も出ておりますし、または、IT のスキルを生かして新たに企業に就職をされた方もいらっしゃいます。

非常に実践的な内容を学んでいただいておりますので、しっかりと就労の機会につながっていると考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○12番（大川憲明） 12番、大川です。行政報告書の67ページの公有財産維持管理費についてお聞きします。

聞く理由は、先日、東高原にある町の所有の別荘地が、個人が所有しているうちの周りに3軒あったのだけれども、町の管理が行き届かなくて、つるがすごく巻き付いていて何とかしてくれということで、それに関しては、産業観光課の平井課長にお願いしてきれいにやってもらったのです。ところが、草刈りを委託されているスキー場の人たちに聞いたら、まだあちらにもこちらにもたくさんあると。商事会社からももらったサニーハイランドの中にもたくさんあるから、これが終わってから、そこにも草刈りに行かなければならないと。

1点目は、そういう別荘地の隣り合ったところは普段どのように管理しているのか、それをまず伺いたいです。先ほど言ったのは、私が言われて平井課長に頼んで2日くらいかけて全部きれいにしたのですけれども、そういうのがどのくらいあるのかお聞きしたいです。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。別荘地内の町有地の数については、全て把握しておらず申し訳ないのですけれども、ここ3年ほど前から、徐々に間伐等を含めて別荘地内の整備を行っております。これにつきましては、別荘管理のほうで別枠の予算をかけて整備をしているところです。全て一気に整備できなくて申し訳ないのですが、徐々に進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12番（大川憲明） 数はまた後で調べてもらえればいいのですけれども、その管理の仕方です。徐々にと言われていましたけれども、台風で千曲川が決壊したときに、東高原の別荘地が長い間停電しました。それは、個人の土地なのか町の土地のカラマツなのか知らないけれども、そ

の大部分が電線に引っ掛かって長い間停電したはずです。

そういうことを考えると、今回のこの台風もどうなるか分からない。あんなにカラマツが密集している別荘地では、例えば町のものなら考えて切ることはできるだろうけれども、個人の土地もそういうところはたくさんあります。個人のところへは町として指導することはできるのですか、できないのですか。それがまず一点です。

それともう一つ、いろいろなところから言われているのですけれども、福井団地の配水池という一番下に池がありますよね。あそこの中も言われなければ木を切ってくれないと言うのです。雪を捨てるだけだからいいといっても、福井団地の人たちは見た目が良くないと言うのです。だから言うのと切るけれども、それまでやらないというのが福井団地の人たちの言い方です。

それともう一点、東黒川の舟繋石、あの土地がある所は町のものでしょうか、それとも個人のものでしょうか。というのは、ある人が昔から草を刈ってやっていたそうです。しかし、その人いわく、道路の構造改善のときだったか、道路の拡幅か何かで場所を移転したそうです。だから、あの場所は私の土地ではないけれども、昔からやっていたから今もやっているという話ですけれども、そのときの言葉が、金なんか一回ももらったことがないのに、今度は1回2,000円だけ払うから、何月何日にやったという写真も撮って出してくれと、そういうふうに言われたらやる気がなくなってきてしまったと言うのです。

道路関係はたくさんあります。昨日、袖之山の人たちが区の草刈りをやっていましたが、袖之山の中にもそういうものがたくさんあるそうです。自分の山と道路との境が、道路を開いたために幅広く取ってあって、これは町のところだけでも仕方がないから区で刈っている。うちの東黒川もそうですけれども、年々草刈りをやっている人たちが年を取ってきていますから、その人たちは、極力、町のもものは町でやってもらいたいという言い方をされたのです。

飯綱町の町有道のところで、余分な土地を持って放ったらかしにしてあるところがどのくらいあるのか。その辺もぜひ調べていただきたいと思います。うちのほうもたくさんあります。そういうことでお願いしたいです。それだけお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全体的なことですので私から申し上げます。別荘地については、いわゆる別荘の分譲地、建物を建ててよろしいですよと言っている分譲地で町が持っているのは、議員がおっしゃったカラマツの丘では4つ、5つです。ほかには、町が所有している別荘分譲地は把握してございません。ただ、つつじヶ原の管理棟周辺、テニスコート、当然のことながら道路の一定の側溝を含めた公共用地と呼ばれるようなところは町の土地としてあります。

別荘地については、今の話の指定管理をお願いをしています。年間1,080万円の費用を出して契約をしておりますが、それによってお願いをしたいと思っています。

確かに福井団地の昔の池は、冬は除雪で雪を入れたりさせてもらっていますが、これはおっしゃるとおり町がしっかり管理をしていかなければならない部類に入るのではないかと思います。

議員からあった東黒川は、ほんの一部の例だと思いますけれども、町の持っている公共用地、水田のは場整備をやった場合の排水路などは、ときの三水村、牟礼村で全部登記をしていきまし、町の名義ですから道路側溝まで全部町として管理していけると、それは確かにそのとおりなのですけれども、今までの流れとしては、地元でできることは何とかやっていただきたい。地元で何とかできないものについては、町で対応していくというようなお願いをしてきています。

水路、排水路、道路は、その地域の皆さんにとって、米作りやりんご作りなどのために必要な農業施設であり公共施設でございます。それを、町の名義だからということも一つの考え方として理解はできますけれども、これから手が少なくなって非常に困ってしまっているという話もお聞きしております。坂口などは、もういろいろな意味で協力できないと。嫌なのではなくて手が無いんだという話を区長さんがされてきました。

若い人たちの生きがいのある毎日の生活、少し若い人たちにも時間を与えたいというような意味では、公共施設の維持管理を一体どうやっていくか。これは、住民の皆さん、議会、そし

て私ども行政の立場として、話し合いを進める中で一つの方向付けをしていけたらと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。行政報告書の119ページをお願いします。令和3年度飯綱「生きがい創造」プロジェクト事業（ヘルスプログラム・ヘルスツーリズム等）企画開発運営業務で、1,638万5,600円支出されております。相手方がI.D.D.WORKSということでありまして、先ほどの質問のカンマッセいいづなどは違う民間会社だと思うのですが、これも下に事業がいろいろ書いてありますけれども、やはりこういった業務委託をするに当たって、審査というか、その積算根拠となるものがきちんと確立されているのかということがどうしても懸念されるところです。これも先ほどの答弁と同じような答弁になるのか、お願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。どのような形で契約をしているかということですが、これもカンマッセいいづなどと同じような形で、まずは町から、それぞれの事業に対して、回数や内容などを示した仕様書を作成いたしまして、これも一者随契ですけれども、その仕様書をもとにI.D.D.WORKSから見積もりを頂いて、予定価格内であったためI.D.D.WORKSと契約をしている状況でございます。

なぜ、この会社と一者随契であったかということですが、このI.D.D.WORKSについては、いづなコネクトのスポーツジムの運営者でもありまして、スポーツジムとスタジオなどの活用、いづなコネクトWESTについては都市と農村との交流、スポーツを通じた交流といった施設の目的がありますので、このWEST内にあるI.D.D.WORKSと契約をしている状況でございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） コネクトWESTの内部の会社ということですが、内輪で仕事を回し合うということは必ずしも悪いこととは思わないのですが、比較対照したほうが、事業としての精度

というか、もっと突き詰められたものができるのではないかと思います。そうやって随契で契約しますと、どうしても業者任せになってしまう部分が多いと思うのですけれども、やはり自分たちで努力する必要も大事ではないかと思います。それに関してはどのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。石川議員のご意見はそれぞれの企業から提案をもらいながら、例えばプロポーザルのような形で業者を選定していくほうがいいのではないかと、いう趣旨だと思われま。石川議員の提案は、非常に利点があることだと考えております。

ただ、いづなコネクトの中にある企業を育てていくということも非常に重要だと考えておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） さらに言うならば、その下のいづなコネクト施設利活用促進支援業務 544万600円、株式会社 CREEKS となっております。CREEKS は、コネクト WEST の設計管理もされた会社かと記憶しておりますけれども、こちらも事業内容に比してまあまあな金額になっております。農業と一緒に考えてはいけませんけれども、500万円の利益を上げるということになると大変なことだという気がします。

これなどは、いろいろな講座を設けられてやっておるわけですが、民間のこういったレッスンですと、受講者が受講料を払って参加するというような形式が多いかと存じますけれども、この CREEKS の事業は、一体どういう方式でされていたのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。この講座に対しては、全て受講料を頂いている状況でございます。ただ、この事業も推進交付金事業ですので、やはり就労の機会の増を図っていくという公益的な目的もありますので、受講料だけでは賄えない事業となっております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 行政報告書73ページのふるさと納税の関係でお伺いします。令和4年度の予算審査の際に、令和2年度のクレーム発生率が0.2～0.3%であって、町も介入して対応した大きなクレームが20件あったというご報告を受けました。

その際に、令和3年度の対応策として品質管理というものが挙げられておりましたが、実際に行った対策と、また、令和3年度のクレーム発生率が出ているようでしたらお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。クレームをいただいた件に関しましては、カンマッセと町で共有しています。対応としましては、カンマッセのほうで、まず、全てではないのですが、出していただく返礼品に関して目合わせというか、こういう品質のものを出してもらいたいということを、返礼品を出していただく農家さんをお願いする中で、できるだけ統一感を持たせて返礼品の規格等を決めて対応をさせていただいております。その中で、もちろんクレームが出るようなものは駄目だよということはしっかり話していただいているところでございます。

クレームの件数ですけれども、令和3年度で、返礼品の傷みが30件、また、輸送中の事故が13件、発送ミスが3件ほどありました。重さが不足しているというものが2件、その他、見た目が悪いとか、食べてみたらおいしくないというものが8件ありまして、合わせますと56件のクレームがございました。全体の件数は4万6,185件ありまして56件ですから、割合からすればそんなに大きくないという状況でございます。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第3款民生費、決算書の80ページから109ページ。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第4款衛生費、決算書の109ページから123ページ。  
質疑のある方はおられますか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島和子です。決算審査の場で申し上げていいか少し迷ったのですが、衛生費、決算書114ページ、行政報告書は176ページにあります保健補導員事業についてお聞きします。

町全体の健康増進に向けて大切な役割をしてきた事業だと思っております。今年3月の市民新聞には、長野県の健康事業を支えてきた保健補導員が長野市内から消滅しつつある。32地区あるうちの数地区になってしまったというような記事の掲載がございました。

町でも、平成28年29年ごろから健康調査票等が郵送になったり、活動量が少なくなってきました。現在は、なり手不足と感染症の関係からも、事業内容や方法の見直しが挙げられていたわけですが、令和3年度は、制度そのものの見直しが課題として挙げられているようです。

これまで私たちの地区でも、各家庭の女性はみんな保健補導員の経験者であって、ソーシャルキャピタルと申しますか、人・地域のつながり等に信頼関係を築いてきたと思われまいます。時代の流れの中で様変わりしていくことは仕方がないことかもしれませんが、今後、町はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

個別訪問などもなくなり、地域に出ることもほとんどなくなってきておりますので、毎年、同じ人数の委嘱ではなく、広域から選出という体制はできないものか。それから、最近補導員をされた方のお話ですと、何もすることがなかったというような声も聞いております。せめて地区のいきいきサロンへの参加ぐらいはお願いできないかと思っておりますが、今後についてお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。保健補導員の件ですが、現在、町全体で116名の補導員がおいでになります。昨年、新たな補導員の選出をしておりますが、ここ数年、コロナ

の関係でほとんど事業が行われなかったような経過でございます。

そこで、地区から選出のときに、やはり高齢化などで人材選出に苦慮しているということをお聞きした中で、この春の区長・組長会で、保健補導員の在り方についてアンケートを実施しております。

結果についてはもう来ていると思うのですが、まだ見ていなくて申し訳ございません。その中で、地区から1名、多いところで3名ほど選出している地区もございます。もう少し人数を減らしたほうがいいのか、どうしていくのか、今後また検討していくのですが、最終的にどういう判断をするかは、まだこれからになります。

いずれにしても、健康増進のために大変活躍していただいております補導員です。今は停滞しておりますが、もう少し活性化できるような対策を担当と講じてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第5款労働費、決算書の123ページ。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第6款農林水産業費、決算書の123ページから147ページ。質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。行政報告書によりますと、226ページの地域農業振興人材確保事業の中の一部ですが、実際は228ページをお願いします。最上段の地域活性化起業者1名で419万4,000円の支出になっておりますが、これが企業へ委託した、派遣企業から人材を招いたものでしょうか。直売所関係の業務に就いておられたということですが、実績はどうであったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。実績は、公社でやっております EC サイト関係の充実ですとか、PR の仕方、内容の変更などを担っておりまして、先日も、そばの売り上げがだいぶ伸びてきているというような話があり、さらに充実させていきたいと考えております。

実績はどうかということは、そのように販売促進が図られることが、それが実績だと思っておりますので、今後も更なる販促が図られるよう引き続きお願いしてまいりたい。

なお、この活性化起業人につきましては特交の対象になっておりますので、併せて報告したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） こういった人材にお願いするのはよろしいかと思ひますけれども、人材をお願いした後、売上げが何パーセント増になったのか、そういったデータをきちんと取ることが大事だと思ひます。これからもされるということですが、前年度比などの対比もわかりとデータを取っていくのかどうか、お願ひします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、手元に細かいデータは持ち合わせておりませんが、振興公社の定例会議に私も毎月参加させていただいております。その中で、今の地域活性化起業人の方には、色々なネットサイトの構築に期待しておりまして、数字的には把握しておりますので、また後ほど、よかったですらお持ちしたいと思ひます。

私のほうで今確認しているのは、昨年度の秋に、東京の芝浦工大中や和洋九段中学といった学校と、コロナ禍ですのでオンライン文化祭というものを開催して、その中で、265 万円ほどの売上げがございます。

それから、りんごの予約等を今年度から受け付けておりまして、7 月分の実績ですが、既にこのネットサイトで 140 万円くらいの予約が入ってきています。

今までは、振興公社の事業も、直売所、あるいはりんご等を仕入れて、それを販売していくというような流れだったわけですが、新たにネット販売というものが、これから振興公

社の直売部門の中では一つの大きな柱になっていくだろうということで、今年度、そういったサイトの構築も力を入れております。

一方で、このネットサイトの関係では、ふるさと納税も、振興公社のほうで1つのサイトを町との関係で構築いたしまして、それも徐々に1日10万円くらい入ってきているというお話も聞いております。

今後は、やはりこういった時代の流れに合わせて、インターネット関係の販路が非常に大きな柱になると考えておりますので、積極的に展開をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野です。私も同じECサイトの関係をお聞きしたいと思っております。この地域活性化起業人による提案事業としてECサイトを構築されたというお話もあつたのですが、予算審議のときにもいろいろお聞きしたのですが、多様な販売のチャンネルづくりということで、いろいろなサイトに出すことによる広報というか周知ができるということもあるかとは思いますが、モール型のネット通販を調べますと、先ほどおっしゃったふるさと納税のさとふる以外に、たぶん、ヤフーと楽天に公社は出していると思うのですがけれども、一般的にこういった大手サイトは損益分岐点が結構高くて、民間だとなかなか手が出せないという商店、商売屋が多いのですが、そういった中で、どのように考えているか。

いろいろなチャンネルのところに出して広げていくのか。もしくは、ある程度チャンネルを限って、そこにとにかくたどり着けるような広報の仕方をするのか。その辺りをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。今、議員から、ネットサイトの経費が非常に高いというお話もございましたけれども、今、振興公社の経理は総務担当がおおむね1人でやっているのが現状で、その辺の経営分析といえますか、細かいところまで全部の業務ごとの原価計算、例えばよこ亭、日和、農業部門、直売所のさんちゃんやむーちゃんなど大きな区分ではできて

いるのですけれども、四季菜については、直接公社で仕入れたりんごの販売や、あるいは今のネット通販の関係、その他、例えばイベント関係など、その辺の原価管理が、全部一つになっているという事情もありまして、そこはわれわれも課題と考えております。

振興公社は第3セクターでありますし有限会社でもありますので、やはりそういう経営分析、原価管理あるいは一般管理費の計算もしっかりしていかなければいけないというのが大原則ですが、今の時点では、非常に細かいところまで経費等を按分し切れていない、明確に区分経理がされていないのが事実です。その辺のところは、われわれも十分承知しているところでございます。今後、いろいろな経営改善策を講じていく中で、そういった原価管理あるいは一般管理費の計算というものも、できる限り詳細に分けて計算していく中で、対応策あるいは改善策も見えてくるだろうと考えています。

議員がおっしゃられた点について、われわれとしても今後の課題と認識しておりますし、そういった経費計算が明確に細部にわたってできるような方策がないかどうかも公社の経理担当とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。222ページの中段をお願いします。三本松農業拠点施設整備運営関連事業等535万9,813円とあります。これは加工場のことですが、③農産物加工施設試験的管理運営業務、試験的とあります。当初、これは受託事業者を育てるというような計画であったかと思うのですが、今は仮にふるさと振興公社にお願いしていますけれども、その先を引き受ける業者が実際に育ってきているのかどうかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。業者が育ってきているかということですが、現在、業務量の把握と、今の加工の技術と申しますか、そういうものの構築・確立を目指しております。年間どれぐらいの業務量をこなすことができ、どれぐらいの収益が上がってくるというようなことを、ふるさと振興公社に依頼をして行っているところです。

ここへ来て、果皮蜜の受注やりんごレザーの材料の生産といったものを新たな業務として受けておりますので、そういったものがある程度形になった段階で一般公募をして、業者を選定していきたいと考えております。

振興公社に代わるほかの業者を育てているというよりは、いろいろな方に携わっていただく中で、そういった業態ができればと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） こちらに関しては、最初、地域おこし協力隊の松本さんが担当されていたかと思うのですが、出来高はスタッフの能力にもよると思います。結構、入れ替えがありますと業務としても安定しませんし、そういったところでなかなかデータも取りづらと思います。

今は公社に預けてある状態ではあると思うのですが、当初の予定どおり民間移譲していく予定と申しましょうか、つもりが本当にあるのかどうか確認させてください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 今、それに向けてデータの蓄積をしているところでございまして、仕様書なりができる段階にあつては、新たに公募をして契約をしまいたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑ありませんか。清水議員。

○11番（清水満） 行政報告書の222ページをお願いしたいと思います。私の所管の常任委員会の件でして、常任委員会で質疑をしてもいいかと思っておりましたけれども、町長の判断もお聞きしたいこともあり、ここで質問をさせていただきたいと思っております。

3項目ほどありますけれども、222ページのICT農業の推進関係事業が1点と、次の224ページの高付加価値農業実証事業、四季成りいちごの関係が2点目、3点目は持続可能な農業、これはいずれも関連がございますので、1項目ずつ質問をさせていただきたいと思っております。

結論から申し上げますと、この3つは非常に話題性の高い事業だと思っております。話題性

は非常に高いけれども、実用化できるのかというのが一番私は思っておるところでございます。

まず、ICT の農業ですけれども、この概要にも書いてありますように、気象データに基づく黒星病の自動予察をやろうということですが、私的には、これはかなり不可能、できないのではないかと思っております。

これは、できればどういうデータをもとに調査をしているのか聞かせていただきたいのですが、植物の生育の基本的な要素というのは、光、水、温度、栄養です。たぶん、この事業は光と温度の調査はできるかもしれませんが、栄養分の関係についてはできていないと思っております。

栄養分の関係は、チッ素、リン酸、カリの3要素ですけれども、このほかに12~13ぐらいないと植物は育たないということで、このバランスも ICT 農業でできるかという、私はできないと思っております。

そうすると、この事業は本当にいいのか、大丈夫なのかと思っております。これは、もう数年やっておりますので、データ等もきちんと整えながらやってきたものだと思っておりますけれども、3年度、本当にこれからこれは使えるか、使えないか。話題性の高いいい事業だと思っておりますので、私はやったことに対して批判をすることは一切しません。でも、駄目ならやめましょう。駄目なら、やはり素直にやめるということが、私は一番大事なことではないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、この利用者数や、どのようなデータを提供してきたのか。それから、自動予察試験の実施をしてきたけれども、どういう効果があったのか。この3点をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。今、議員がおっしゃるように、気象データに基づいた予察を現実にやってきたわけですけれども、その結果として、なかなか正確な予察にはつながってはいないという現状でございます。

ただ、現在は気象データに基づくものだけということで、それを公開しているわけですが、J A等技師以外で農業者が気象データをもとに何か対策を講じたり、病虫害の予測を行ったりというのはなかなか難しいところがございます。

今後ですけれども、このデータ自体は自動で取っているもので、確かに通信費などがかかるのですが、現在ドコモが提供しております3Gというものを使って行っており、これ自体があと4年ほどの26年3月でサービスが終了するというので、そこまではドコモの通信を使い、その後は、ZETAという通信網の構築を現在進めておりますけれども、そちらを利用して、気象データはいずれにしても継続して取っていききたいと。過去のデータもずっと蓄積をしておりますので、これはつなげていききたいと考えております。

利用方法ですけれども、なかなか気象データをもとにした予察は難しいので、逆に言いますと、施設内の温度と外気温の差というものを利用するなど、農家が使えるような形を模索していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11番（清水満） データを取っているというのは、気象情報ということだけだと、晴れている、雨が降った、温度がどのくらいということだけですよね。これは確か飯綱町全体で15カ所ぐらいあったような気がします。当時、一番先に説明があったのはサンクゼールの庭でした。私はそのときに、これは病気の予察には無理ではないかということをちらっと話した経過もございます。

なぜかという、これは言う必要もないのですが、私が勤めているとき、もう30年ぐらい前に、出荷予測制度、野菜をきちんとそのとおりに予測していくにはどうしたらいいかということをやりました。でも、これもできませんでした。3年か4年でやめた経過があります。それよりもまだグレードの高い病気の予察ということは、これはたぶん不可能だろうと思っております。これができればノーベル賞ものだと思うし、世界中でそういうものを使ってやることによって食料自給率をきちんとできる可能性はあります。でも、それはかなり難しいのではないかと考えております。

今、課長から、今後の対応はあと4年ということを言われましたので、これは十分検討して、もう7年か8年ぐらいの年数がたちましたが、大体3年か4年やるとデータは整えられると私は思います。やめることに前向きと言っては非常に変な言い方になって申し訳ないのですが、お金も余るほどあるわけではありませんので、必要ないものはやはり思い切ってやめるべきではないかと思っております。どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） また、新年度予算編成の折にしっかり検討したいと思っています。

おっしゃるとおり、この ICT 農業は、小澤君が来てくれて、地方総合戦略の大きな柱の一つとして、農業で飯を食っていく飯綱町としての大きなアピールにはなったと思っています。

町内にセンサーを幾つか設置して、気温等々を中心にデータの収集をやってきております。途中から黒星病などの話が出てきましたけれども、同じ飯綱町でも、例えば、平出と毛野と上村では霜が降りる注意報が出て微妙な差があるのではないかと。そのような意味では、霜予報などに十分使えるのではないかとか、いろいろございました。

私も、課長が話したとおり、そろそろ一つの方向、結果を出す時期だろうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） 今、そういうご答弁をいただいたので、それはもうやめたいと思っております。

次に、224 ページの上段、高付加価値農業でございます。これも、この横手さんの前に4～5年、実証をしております。そのデータに基づいて、たぶんこれはできる可能性があるということをやったのではないかと私は思っておりますけれども、これも実際にはかなり難しい仕事だと思います。あのときに大井先生に来ていただいて、説明もいただいて、なるほどと思ったこともありますけれども、たぶん難しい。

これは、下の持続可能も含めて2,000万円余のお金を信州大学へお支払いをして、ハウスなどは違いますが、下のものや、前のものも信州大学へお支払いした経過があると思って

おります。

どうでしょう。ここにも書いてありますように、実証事業というのは技術が確立してあるものではないわけで、ひょっとしてうまくいくと大変結構ですけれども、失敗するといろいろとお金をかけてきたものが灰になってしまうということです。

こんな考えはなかったのかお聞きしたいのですが、大学の研究室、私も伊那の信大の農学部へ何回も行った経過もありますけれども、本来は、そういうところと市町村が提携してこういう事業をやるというのは、私はかなり心配をしております。できれば、県の果樹試験場や野菜花き試験場、畜産試験場とやることのほうが実情的ではないかと思っております。ご存じの方はたくさんおられると思いますが、花き試験場も広大な面積で、自分たちの開発したものの実証試験をしています。そこでやったものを主要農家にぼつぼつとやって、試験をやっております。できれば、そういう形のほうが安全ではないかと思っております。

あそこにも立派な先生方がたくさんおられて、飯綱町にも小野さんという人が、確かりんごの農学博士を取って、今、倉井でりんご作りをされております。まだ60歳になるかならないかという若さの人です。そのほかにも、農学博士でブルーベリーの小池さんは東京農工大の石川先生と組んで農学博士を取ったとか、今、試験場はかなりレベルが高いと思います。そこに付いているのが普及員です。しっかり技術確立したものを、普及員が地域に入って普及するというのが安全ではないかと私は思っております。

信大などは大きなお金がかかると思いますので、タダでできるものをうまく活用することがいいのではないかと思っております。

それともう一点、これは横手地区の営農団体横手ファームへ、この施設を町が取得して貸すということでもいいのか。以上、教えていただきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いちごの関係ですけれども、正直言って、私も少し大きな投資をしてきているので何とか成功してほしいという思いは持っております。しかも、今、中心になってやっ

ていただくのは、60歳ぐらいの非常に若い本当に真面目にやる気のある人が中心になって動いておりますので、成功してほしいと思っています。

直売所の後ろに建てて実証実験をやってきたハウスは、信州大学で造ってもらったハウスで、私どもはハウス自体にお金は出しておりません。そして今は、信大はスマート農業の展開で3年間ほど実験をやりましたもので、あの財産は全部町にタダで置いていってもらっております。

今、話題になっている2,000万円ほど投資しているのは、その隣に、実証実験をやったハウスの2倍くらい大きなハウスを建てて、そして、今、いちごの栽培をやっている真っ最中でございます。

6月7月と、いいいちごを持ってきて、見て、食べさせてもらいましたけれども、ここへ来て病気が出てしまって苗を植え替えなければ駄目だということです。やはり議員がおっしゃるとおり、計算したとおりの生産が上がって、計算したとおりの収入が得られるところまで行くには、やはりまだいろいろな難関を乗り越えなければいけないと思っています。しかし、今のところ、請けた本人もやる気になってやっていますので、できる限りの支援はしていきたいと。

おかげさまで、販売先は非常にいろいろなところで、高級スイーツ店から始まって高級ホテル等々、明るい見通しが立ってきております。したがって、何とか予定どおりの生産を確保するには一体どうしたらいいかと、そこを大きな重点として取り組んでいきたいと思っています。

あと、5人ほどの非常にいい仲間で、横手で農業をもう一回やろうということで、米も「大門川清流米」というような名前を付けて、いろいろと取り組んでおります。ハウスとファームの関係については課長からお話しします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） ハウスの件についてですが、現在は、横手ファームと貸借契約、無償の貸付状態となっております。ただし、事業がうまく流れていけば、町は使用料を頂くような話になっておりますので、ゆくゆくは事業が軌道に乗り、かけた費用について回収ができるのではないかと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） ここで、暫時休憩に入りたいと思います。

それでは、再開は10時25分、約10分間の休憩ですけれども、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農林水産業費、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第7款商工費、決算書の147ページから153ページです。商工費で質疑のある方はおられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 行政報告書の246ページをお願いします。コロナ関連の応援チケットほかの事業ですが、今後の課題のところを読みますと、「なお、限られた予算の中でコロナ対策として関連付けされる業種と該当しない業種の支援に格差が生じてしまう面が課題となっています」とありますが、該当しない業種に対しての扱いを現段階でどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 令和3年度につきましては飲食店等応援チケットということで、飲食店に対して行っておりました。それと、その下の宿泊券の配布事業ということで宿泊事業者の関係で、本年度につきましては、この9月頭ぐらいから、小売とサービス業の応援チケットを1人3,000円ということで各戸に配布させていただきました。

そのようなことで、できるだけ影響のあるところに支援をしてみたいと考えております。そのほか、状況を見ながら取り組んでおまして、農業者につきましても、これから受付を始めますが、燃料や肥料等の物価高騰につきましても、町として支援をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今回のウクライナ危機に端を発して、原油高、小麦高で軒並み物価高になってきております。そんな中で、住民の生活を守ることは大事なことだと思うのですが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和3年度の決算審査について申し上げます、国・県では対象にしてくれなかった小売業者、例えば駄菓子屋や、冠婚葬祭がほとんど家族葬になったということで花屋、酒屋も宴会などがみんな中止になってしまって酒が全然売れないなど、そういうところへ30万円などの支援をさせていただきました。

実はまだ自動車販売業や、ご自分で保険のような事業を展開している皆さんも、国民健康保険税の軽減の申請書などを拝見すると、そういう事業で事業収入が全然上がらなくなってしまっています。そういう皆さん等も含め、課題としてどういう形で支援をしていけばいいのか。一律に現金を配るという方法は非常に取りづらいので、事業支援のような形でしたい。大工さんやいろいろな方についても、支援がないものをわずかですが住宅リフォーム補助を絡める中で、収入増を図っていききたい。そのように、今後においてもいろいろ工夫をして考えていきたいと思っています。

ちなみに、せっかくの質問ですので、今年度においてこの物価高がまだ続いて、公共料金や食べ物、飲食というものにかかなり重くのしかかってくることになれば、第2弾、第3弾の住民の皆さんへの支援はやはり検討していかなければならないと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第8款土木費、決算書の153ページから163ページです。土木費で質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行します。次に、第9款消防費、決算書の163ページから167ページ

です。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第10款教育費、決算書の167ページから209ページです。教育費で質疑のある方はおられますか。中島議員。

○6番（中島和子） 6番、中島和子です。行政報告書の318ページのいいづな大学・いいづな教室事業についてお伺いします。

令和3年度の決算額が135万8,000円となっています。令和2年度は45万9,000円であったわけですが、これは決算書を見ますと、講師謝金がここに加算されたのかと思いますが、まず、その辺りをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。いいづな大学・いいづな教室につきましては、やはり令和2年、3年とコロナ禍により、影響を大きく受けております。特に、令和2年度は途中から大学・教室自体を中止をしておりますし、令和3年度につきましても、途中でコロナの状況を見まして一時休止をしたということで、コロナの影響等により、決算も少し動いておるといった状況でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 決算書の191ページの文化活動費の中にある講師謝金をここに乘せてあるのかと思うのですが、そうではないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。文化活動費につきましては、ご質問のとおり、いいづな大学・いいづな教室の講師謝金等が含まれておりますので、先ほど申し上げたとおり、中止・休止等により、講師の謝金の増減はございます。決算書の191ページの文化活動費の講師謝金には、いいづな大学・いいづな教室のそれぞれの講座の謝金が含まれております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 講師謝金が74万幾らとなっていますが、いづな教室は公民館事業かと思われま。裾野を広げるための多くの方の学びの場であるという、特にきっかけづくりの場と私は認識しておりますが、この教室は多くの方の学びの場になっているのかについてお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。議員ご質問のとおり、特にシニア世代の皆さまの生涯学習などの活動の中心にはもちろんなっております。ただ、このところ、行政報告書の318ページにもありますとおり、受講生は横ばい、または若干減少気味といったところです。内容的には創意工夫をしながら多くの皆さんに参加いただけるような内容で毎年検討はしておりますが、先ほど来、申し上げているとおり、ここ2～3年はコロナの影響がすごく大きく、特に高齢の方が多いということで、年度当初に登録はするけれども、実際には参加を見合わせるといった方も多くありまして、活動自体は少し停滞気味だと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 今の状態はコロナなどでお聞きしたとおりですが、何十年も続いているこのいづな大学、元は若づくり大学と言ったと思いますが、この教室等についていろいろお聞きしております。生徒が入れ替わっているかとか、そういう問題も今までいろいろ挙げられたと思いますが、そういった公民館事業としての活動をお考えいただきたいと思。その辺りについてはどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。公民館事業に関しましては、館長以下職員で運営をしておるわけですが、そういった公民館事業に対する審議等を行っていただく公民館運営審議会といった機関もございます。毎年そういうところで公民館事業の内容についてご審議・

ご助言等をいただいで事業を展開しています。

いづな大学・いづな教室は、おっしゃるとおり、伝統のある教室になっております。内容につきましては、大学に合わせていづな教室ということで、教室のみ参加される方もおります。講座等も毎年見直しをしておりますし、その教室等から育った方が地域の仲間とともに独自に活動されておるといったこともお聞きしておりますので、公民館事業にかかわらず、生涯学習全体の活性化等を図っていきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 11 款災害復旧費、決算書の 209 ページから 210 ページです。災害復旧費で質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 12 款公債費、決算書の 210 ページです。公債費で質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 進行いたします。次に、第 14 款予備費並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、決算書では 210 ページから 216 ページです。質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。歳入については一括して質疑を受けます。決算書の 9 ページから 36 ページです。歳入で質疑のある方はおられますか。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上で歳入を終わります。

最後に、歳入歳出全体を通して質疑のある方はおられますか。風間議員。

○8 番（風間行男） 8 番、風間です。行政報告書の 165 ページの委託業務ですが、昨年も、こ

どもカフェで先生が採用されたかをお伺いしたのですが、今年度の決算の中にその先生の数は含まれているか。また、昨年と全く同じように、生徒の数よりスタッフの人員のほうが多いのですが、なぜ多いのか。

もう一点、今言われている旧統一教会の中で生活困窮になっている児童はいるか。その2点をお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。この行政報告書にある委託料のスタッフですが、これにつきましてはこども食堂のスタッフとして、貧困者に対する教室のスタッフは募集したのですが、いませんでした。また、教室も募集したのですがいなかったため、開催はしてございません。

貧困であるということの対象者の把握はしてございません。こども食堂は貧困ではなく、一般の方を対象にしておりますので、そこら辺の把握はしてございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） これは令和3年度の決算ですが、4年度は先生を採用するような事業をやられているか、お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 令和4年度ですが、やはり今後もこれから中高生の自習室ということで実施をしていきたい考えでございます。また、生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業、健やかサポート事業ですが、連携が始まっておりますので、そのような活動を通して、またスタッフも募集していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。いろいろあって、どこへ掛かっていくか分かり

ませんので、ここでお聞かせいただきたいと思います。

町として指定管理を出している施設がさまざまあるわけですが、その施設での AED の設置状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） AED の設置状況ですが、指定管理に限らず公共施設の状況は危機管理室で把握をしておりますが、今、手元に資料がございませんので、後ほどご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 行政報告書の 97 ページから 98 ページにかけて、ラジオやテレビ等を使って町の情報発信を 3 年度も大変たくさんしていただいて、また今年も取り組んでいただいておりますが、他の自治体の議員や住民の方から、やはり飯綱町の取組に対しては大変興味深く捉えられています。そういう姿勢はとても大事だと、おらほの理事者はそういうことをちっとも考えてくれないという声が寄せられたことを議員からお聞かせいただきました。

これからこういう形はとても大事だと思いますが、町の状況を知って発信をしていくことになれば、やはり町民の皆さんもそれぞれがみんな情報発信者になるための情報を得ていくことも大変重要ではないかと思えます。

先日も、りんごレザーの関係が SBC のニュースの中で取り上げられていたのですが、興味を持っておられる方が多く、製品ができたらずひ購入したいと待っておられる方もいらっしゃいます。せっかくいいものなので、ここで何時からとか、この番組の中でこういうものがありますよとか、町民が知ることができるような情報発信をしていただきたいと思います。

町長やほかの文化協会など、さまざまな方が出ていらした「ずくだせえぶりでい」の中のコーナーなども、町の状況を知っていただくにはいい情報がたくさん詰まっています、たぶん町民の皆さんが知らないこともたくさん盛り込まれているので、町民の皆さんに聞いていただくことはとても大事ではないかと思えます。こんないい町に住んでいるんだ、こんな努力もしてく

れているんだ、これは私も親戚や友達に発信したいなと思っていただくことも重要だと思います。

そういうことに関して、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、今、いろいろなメディアに飯綱町の情報が取り上げられている状況ですが、メディアに取り上げられることは町にとっても非常にメリットがありますので、基本的にはプレスリリースの事業を積極的にやっているところでございます。とにかくマスコミの方が飯綱町に取材に来たくなるような工夫をして、情報を発信しております。

あと、いろいろとメディアで流されている情報を、逆に町民の方に見てもらったり、聞いてもらったりする工夫をしていったらどうかということですが、いつ何時ごろこういう放送があるということは役場で把握しております。そういった情報を集約して、町民の方にお伝えしていくのはとても大切なことだと思います。一つの例としては、来年の1月から町の公式アプリを立ち上げ、アプリを利用しプッシュ通知で町から情報を発信できますので、工夫をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。石川議員。

○10番（石川信雄） 10番、石川です。今まで地方創生事業で20億円余の事業を執行してきたわけですが、期間も終わり、PDCAに例えるとしたらチェックをきちんとして、アクションを起こすということだと思います。その事業によっては効果がさほど上がらなかったこともあると思います。事業仕分けをして廃止するものは廃止して、先ほど清水議員の質問にもありましたけれども、見込みのないものは思い切ってやめるとか、そういったことも必要ではないかと思えます。

その中で、アクションでそういった事業仕分けをきちんとして次年度の対策をしっかりと取られているのか、お伺いしたいと思います。主に、企画課と産業観光課の担当課長からお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、地方創生推進交付金のこれまでの決算状況を説明させていただきます。平成 28 年から令和 3 年度までの地方創生推進交付金の総事業費ですが、22 億 5,000 万円です。そこから国庫補助、交付税措置等の特定財源が約 18 億円ございますので、28 年から令和 3 年までの推進交付金の一般財源は約 3 億 6,000 万円ということで、補助金、交付税等の補助率で言うと、だいたい 85%ぐらいが国のお金で賄っています。実際の町からの一財は、だいたい 15%ぐらいの状況でございます。

具体的には、例えば、いづなコネクト EAST・WEST の整備や、直売所の整備、農家レストランや子育て支援センター等、これまでの課題であったハード整備を、この地方創生推進交付金という有利な補助制度を使って行ってきました。あとソフトの関係ですが、この部分については、今まで整備してきたハードを基本にソフト事業を展開してきたわけですが、今後いろいろと検証しながら、より良いものに進めていかなければいけないと考えております。

企画の関係のソフトといたしますと、いづなコネクト及びメーラで行われる施設の運営、また、それに基づく事業等です。先ほどのフューチャースクールの事業もそうですが、基本的にある程度の金額はかかっていますが、事業を継続して地域の皆さんとの関係づくりをしながら、地域ぐるみで人を育てたり、創業をしていくような体制づくりが今、確実に進捗しているのではないかと考えております。

ただ、これから地方創生推進交付金もだんだんとなくなっていくしますので、そうなってきたときに、今までの実証実験で行ってきた成果を、これからもう一度いろいろと練り直ししながら、低コストで費用対効果の高い事業を進めていきたいと考えております。具体的には、毎年、総合戦略の会議を開いて、評価の状況等を委員の皆さんに説明しながらご意見をいただいております。そういった住民の皆さんのご意見等も参考にしながら、事業の改善を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） 産業観光課では、直売所施設や加工施設等を核として6次産業化の推進に努めてきたわけでございます。その関係では、三本松の直売所や加工所の建設等がありますし、先ほど清水議員からありました ICT 農業の関係、いいづなりんご学校などソフトの関係、農産物販売関係の EC サイトの構築等を行ってきております。

今後、まだ不足しているところや、もっとさらに上を目指して構築していかなければいけないところを、いろいろ反省も踏まえ、必要な事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 全体を通してありますか。青山議員。

○5番（青山弘） 5番、青山弘です。地域おこし協力隊について質問させていただきます。企画課と産業観光課の関係で、これは総務産業の委員会の範疇ですが、課が分かれているのでここで質問させていただきたいと思います。

総務課で地域おこし協力隊員3名、産業観光課で地域おこし協力隊員7名とここに出ているのですが、今年の3月18日に総務省で何人いるかを発表した資料で飯綱町を見ると、令和3年は11人となっています。今言った7と3の10名と、総務省の11人で数が違うのは、ほかで任用しているのでしょうか。

もう一つは、地域おこし協力隊の任期満了後のことです。これは任期満了後もその地域に定住してもらうことを目指す取組だと認識しているのですが、その後はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、飯綱町の地域おこし協力隊ですが、時期によって人数が変わってきておりますので、直近の飯綱町の地域おこし協力隊の人数は、初日に紹介した谷村さんを含めて、現在は8人の隊員に飯綱町で活動をしていただいております。

現在、退任された隊員が12人いらっしゃいます。現状ですが、町内に在住している隊員が6人、転出された隊員が6人です。

全国の地域おこし協力隊の退任後の定住の状況は約 60%ですので、全国よりもやや低い状況になっております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありますか。

先ほどの質疑について、総務課長お願いします。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） 先ほど伊藤議員からご質問のありました AED の関係ですが、指定管理施設ということでは、いづなコネクト WEST、WEST の体育館、EAST、EAST の体育館、あとはメーラプラザとニチイケアセンター、天狗の館です。施設でいうと 5 施設、7 台を設置しております。以上でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 全体を通してほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） ないようですのでお諮りします。ただ今、議題となっております議案第 47 号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

これから予算決算常任委員会を開催しますので、準備の都合上、暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 2 分

再開 午前 11 時 7 分

---

#### ◎議案第 48 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 217 ページから 226 ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 48 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第 49 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 227 ページから 238 ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 49 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 50 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 239 ページから 258 ページです。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 50 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

---

◎議案第 51 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の 259 ページから 270 ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 51 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎議案第 52 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳  
出決算の認定についてを議題とします。決算書の 271 ページから 300 ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員

○13 番（伊藤まゆみ） 13 番、伊藤まゆみです。特定健診の受診率が保険者の支援金の額に大変  
影響を及ぼすと思いますが、令和 2 年度はコロナの関係で特定健診が大変落ち込みました。昨  
年、県からこれに対しての方針は打ち出されてきていないとお聞きしていますが、これについ  
て何か県から話があったかの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） 国保の特定健診の件でよろしいですか。去年はコロナ禍で健診が  
中止となりました。それについて県からどのような意見があったかは、現在把握はしてござい  
ません。また担当に聞いて確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） これは県の納付金にすぐ反映されてくるものではないですが、そこが明  
確になってこないと納付金が引き上げられる可能性が大変懸念されます。コロナ禍においての

受診率の低下が支援金の算定に影響しないようにという要望等が出されているのでしょうか。  
議論がされているのかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 国保の関係の介護に係る支援金ということで、健康推進係が直接の担当で実務を行っておりますが、予算的なものは国保会計で処理をしております。

こちらの介護支援の特定健診等は実施の報告をしております、それに見合う支援金が国や県から交付されることになっております。今のところそれが変わるということは情報として来ておりませんので、令和4年度では計画どおりに進め、実施したものはそれ相応に例年と同じ申請をしていくという形で考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第7、議案第53号 令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入  
歳出決算の認定についてを議題とします。決算書の301ページから310ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 53 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎議案第 54 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及  
び決算の認定についてを議題とします。決算書の 311 ページから 354 ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水満議員

○10 番（清水満） 10 番、清水満です。資料は 336 ページですが、3 の業務でお伺いしたいと思  
います。一般質問等でもやっておりましたが、その後、どんなことをやられたかも含め、お答  
えいただければありがたいと思っております。

そこに飯綱町の水道事業全体のものと、その下に牟礼地区と旧三水地区のものが 2 つありま  
す。飯綱町全体で注目しておりますのが、その枠の下の年間有収率でございます。令和 2 年度  
は 69.37%、令和 3 年度は 69.09%で、下を見ていただきますと、牟礼は令和 3 年度が 64.71%、  
旧三水が 77.86%でございます。

これも分かりやすくこの前も質問しておきましたが、例を取りますと、1 年かけてりんご畑  
でりんごを採って、軽トラで 100 箱積んで共撰所へ持っていく間に、これでいくと、牟礼は 35%

前後が振り落としていってしまっているということと、理屈的には同じではないかと思っております。

せっかくお金をかけてつくったものを、パイプが古いのか穴が開いているのか分かりませんが、そこからみんな漏れているということは、重大なことではないかと私は思っております。その原因はどこにあるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えさせていただきます。今、議員がおっしゃるとおり、有収率につきましては低い数字で、当局も大変困っているところです。原因につきましては、今お話の中にあつたとおり、管の老朽化等がだいぶ影響していると思っております。それから、いろいろ内容を研究しますと、やはり別荘地なり、個人の住宅の中でも漏れていることが多々見受けられます。今 60%台ですが、3年度終了後に漏水などを修理したところ、70%台まで数字が上がっている結果が出ておりますので、当局とすると 80%台を目指す中で、少しずつでも有収率を上げていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 清水議員。

○11 番（清水満） 管の老朽化だと私も思っております。調べたときには、旧三水の上水道の管より牟礼のほうが確か 7～8 年ぐらい造ったのが古かったと思います。その数字が 64 と 77 ということに出ているのではないかと思っております。

やはり飯綱町は自然に囲まれていて、町長もいつも住みよいいところだと言われておりますけれども、しかし、私は水の関係については決してそういう論議の中には入ってこないのではないかと思っております。ぜひ命を守る水を何とか早急に、つくったものをただ垂れ流してしまうことのないようにやっていただきたいと思っております。

私の前の試算でいくと、水道事業は 200 億～250 億かかります。これは個人的な試算ですが、私はかなり精度が高いと思っております。

水道関係については、町長も一般質問で積み立てもするので、もう少し待ってくれというこ

とでしたので、大変期待をしております。全国的に水道・下水道のお金はかかって、これから市町村はどこも大変な事業になるのではないかとされておりまして。石綿管もまだあると思いますので、石綿管ぐらいは一刻も早く直したほうがいいと思います。

その辺の、特に石綿管についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。今ちょうど基本計画を立てているところですが、牟礼・三水合わせて石綿管はあと3km強あるようです。やはり老朽化などで漏れている場所も早急に突き止めながら直していくわけですが、まずその石綿管に先に手を付けて計画的に更新していく形で考えているところです。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、議案第55号 令和3年度飯綱町病院事業会計の決算の認定に  
ついてを議題とします。決算書の355ページから390ページであります。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 13番、伊藤まゆみです。病院事業に関しては、院長をはじめとするスタッフの皆さんに大変ご努力をいただいて、町民の安心安全な生活を守るために頑張っていたに、敬意を表します。

これからもこの病院を維持していくためには、やはりドクターや看護師、医療スタッフの確保が大変重要になってくると思います。特に、ドクターが大変で、外科の常勤の医師がいなくなって手術ができなくなっているという状況では、医療収入に対しても影響が出てきますし、町民の皆さんも、割と軽い手術であっても飯綱病院でできないという状況が生まれてきています。

大変努力はされているのですが、どのように取組をされて、どのような成果があって、どのような見通しを持っておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） お答えいたします。令和3年度の決算状況におきましては、そちらにも医師の充足数が常勤で7名と出ておりますが、副参事の大川前事務長にも今、医師の招聘について大変頑張っていたいております。

今、お話がございましたことにつきましては、今年度においては外科の常勤医師1名、8月に内科の常勤医師1名という体制の中で、臨時の医師も含めると、8月の医師の常勤数は12.6まで増えてきております。病院の患者の規模からいきますと、1.68のプラスという状況になってまいりました。

ただ、先ほどご質問がありましたが、医師が着任されても、一気に患者が増えるわけではありませんので、医師の働き方改革等々の絡みもありますが、これから情報発信等もしっかりさせていきたいと考えております。また、外科の先生もおいでになりましたので、今、外科の手術の環境整備等も進めております。これから町民の皆さんの負託に応えられるよう、医療の体制整備を進めてまいりたいと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 看護師についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） 大変失礼しました。看護師につきましては、実は募集等については積極的に行っております。しかしながら、なかなか新たに採用できない状況になっております。研修等で看護師の受入もしているのですが、なかなか採用になっていかない状況です。

また、今コロナの接種関係がどんどん追加になってきており、そちらに看護師がかなり行かれていますというところで、なかなか派遣会社からの紹介もいただけない中で、先ほど環境整備と申し上げましたが、ドクターがおいでになっても、それをサポートする看護師がいなければ患者の確保もできませんので、来年度に向け、ここはもう一度どういうやり方で募集をしなければいけないのか検討し、看護師の充足をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。毎日看護師さんにもご苦労いただいているわけですが、いまだにネームが見えない状況の看護師さんも見受けられますので、その改善をぜひお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 相澤病院事務長。

〔病院事務長 相澤浩幸 登壇〕

○病院事務長（相澤浩幸） 今ご指摘いただいたことにつきましては、改善してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 55 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎議案第 56 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 10、議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処  
分及び決算の認定についてを議題とします。決算書は 391 ページから 424 ページであります。  
質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 56 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし  
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決  
定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

9 月 6 日の本会議は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 1 時間繰り上げて午

前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9月6日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時34分

令和4年9月飯綱町議会定例会

( 第 3 号 )

## 令和4年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和4年9月6日（火曜日）午前9時開会

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行

保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	平井喜一郎
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	清水純一

---

**事務局職員出席者**

事務局長	梨本克裕	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

一般質問一覧表（9月6日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
1	5	青山弘	1 ふるさと振興公社の経営は順調か	町長
			2 火の見櫓の撤去を急ぎ、万全な安全管理を	町長
2	8	風間行男	1 元気な農業者育成事業補助金の見直しを	町長
			2 住宅リフォーム支援補助金について	町長
			3 牟礼地区の農業用水路の維持管理について	町長
3	14	原田幸長	1 児童クラブの利用について	町長 教育長
			2 公立中学の部活動改革について	町長 教育長
4	7	樋口功	牟礼地区及び三水地区の水道事業の経営を統合することについて	町長
5	10	石川信雄	1 地域芸能について	町長 教育長
			2 職員の配置と人材育成について	町長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和4年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。また、コロナ感染防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問事案1人40分で対応をお願いいたします。

---

◇ 青 山 弘

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位1番、議席番号5番、青山弘議員を指名いたします。青山弘議員。

〔5番 青山弘 登壇〕

○5番（青山弘） おはようございます。議席番号5番、青山弘でございます。通告に従い順次質問させていただきます。

有限会社ふるさと振興公社の経営についてお伺いいたします。例年ですと、5月中に株主総会が終了し、6月の定例会に決算の報告をいただいていたのですが、本年は、6月24日に第29

期の定時株主総会が開催されました。そこに来賓で出席をさせていただきました。

当期純利益がマイナス 869 万円という決算結果でございました。繰越利益剰余金はマイナス 1,017 万円ですので、2 期連続の赤字ということになります。一般的にですが、赤字が 2 期続くということは、かなり気を付けなければいけない危険な事態です。赤字体質が続く状態になっているということです。

また、新たに短期借入金 924 万 7,000 円を起こしています。一般企業と異なり、第三セクターは利益の向上を最大の目的とする事業体ではありませんが、一定の収益を上げ続ける必要があると思います。

この決算結果を町長はどうお考えか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。また、赤字になった原因もお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。答弁の前に、信毎の記事を見ますと、台風 11 号がりんご台風のようなルートを通っていて、前回は 70 億円の被害が県下に出ているということですが、けれども、何とか無事に通り抜けてほしいと思っています。

ただ今のふるさと振興公社の赤字決算は、869 万円ほど出まして、補助金をここから落としているから 869 万円になっているのですけれども、補助金がないものとした事業収益で見ると 1,200 万円ほどの赤字ですので、これは決して楽観できる状況ではないと思っています。

原因は、さんちゃんや日和、またはむーちゃんの施設も新しくオープンさせ、加工所など、いろいろな意味で新たな施設を振興公社に請けてもらうようになった経過と、やはりコロナによって、鶴ヶ島市、日高市等々、東京都内のイベントの参加が全部駄目になったことなど、もろもろの原因でこの数字になってきていると思っています。

ただし、確かに 869 万円というお金は解決をしていかなければいけない数字ですけれども、ふるさと振興公社が、これからもとても黒字転換は無理だという経営構造になっているという点、また、町は公社の赤字に対して損失補償することや、銀行から借り入れ等を起こし

た場合の保証人的な立場には全くなっていません。

公社の短期借り入れは、資金繰り上、年度初めに九百何十万円を借りて、早い話が3月の末に利息だけを返してまた借り換えるわけです。そういう資金運用をやって運営してきている。そういうような中身を見ていくと、一言で言えば、日和の500万円の赤字と、横手のそば屋のお客さんがコロナで減った300～400万円、そして、イベントの500～600万円の赤字がもとの状況に戻っていけば、この数字はこなしていけるだろうと思っております。実際のところ、令和4年度もそのような状況で動きつつあります。令和3年度の決算が、あまりにひどいときのピークであったと思っております。

ただ、議員がおっしゃるとおり、これからご質問にもあろうかと思いますが、公社内部に販売促進検討会議等を組織して、毎月開催する中で、予算に対してどういう手を打って、現状はどうかということを細かくチェックして経営改善を図っていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 現時点においては、構造的な赤字要因があるわけではないという答弁でございました。

平成26年8月5日に総務省自治財政局長から第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が示されました。たぶん、これが最新版だと思いますが、それによると、「第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である」とあります。そして、経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体に該当するのは、「第三セクター等の経常収支が赤字なもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合はその金額を控除の上、判断すること」とありますが、これには該当しないということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 総務省の通達は26年のものが最新版だと思います。私は、いづなりゾートの対応策で、その指針は散々勉強させていただきました。その前にも総務省は同じようなことを何回も通達で言っております。

具体的には時間も短いのであれですけれども、議員がおっしゃるとおり、新たな健全化計画を作ったほうがよろしいですよという指摘に当たるのは、経常収支が赤字になっているときです。今のふるさと振興公社は令和3年度の決算で赤字が八百何万円という状況です。経常収支というのは、もうけた、損をしたというだけの意味ではなくて、現金の収支、いわゆる資金繰りが行き詰まってきていると会社は運営できませんよという大きな一つの中にあります。その点で、私が先ほど申しましたとおり、補助金を引いた金額を経常収支の中でどうかと判断していくのはそのとおりなので、それに照らし合わせていくと、私はやはりふるさと振興公社は健全化計画を立てていくのがいいだろうと思っています。地方自治体が先導してやりなさいということですが、私どものほうからその中に役員を送り込んでいます。私もその役員の一人数ですから、先導的な立場として振興公社をもう一回、経営健全化計画を作成して経営改善に当たっていきたいと思っています。

ただ、大事なものは、赤字になっている部門をどんどん切り捨てて、もうかるところだけでやらせていただいて黒字になったから良かったという、振興公社の設立目的はそこにはないということをもう一回皆さんにご理解いただきたいと思っています。したがって、非常に難しいのですが、もうけすぎではいけない、損をしてもいけない、農家のためになれ、こういう使命の中で振興公社はどうやって経営改善をやっていくかということです。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 私も同感で、バランスを取るのは大変難しいということは承知の上でお聞きしているので、お許し願いたいと思います。

ふるさと振興公社は、第29期の株主総会を開催したので今年が30年目になりますが、剰余金の積み立てがありません。内部留保がないという状態です。また、普通預金や定期預金額も28期に比べて1,400万円ほど減ってきています。そして、純資産の部は、利益剰余金がマイナ

スとなり、資本金を食いつぶし始めています。このままでは債務超過になる可能性が高いと私は思います。そうすると、銀行はお金を貸してくれるのか大変怪しくなっています。

会社の借入れが困難になったときに町の対応はどうするのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど申しましたけれども、第三セクターの運用はいいづなりリゾートスキー場で大変苦勞をいたしました。そして、住民の皆さまに大変なお叱りを受けました。

お叱りを受けた一番のことは、町が、第三セクターの借入れ、債務超過になっている会社が銀行から借入れを起こしたときの保証人になったわけです。これは、財政法で町が保証人になってはいけないという法律があるので、訳の分からない言葉なのですが、損失補償ということをやりました。これは議会の議決をいただいてやりました。振興公社については、申し訳ないけれども、町がそういう貸付けをやるとか補償をするということではできません。

だから、それをやらずにどうやって経営を改善させていくか。それは、後ほど議員が質問を予定されているかもしれませんが、今年もふるさと振興公社にふるさと納税の役割を事業として認めるようにいたしました。何とか1億円の寄付をふるさと振興公社経由で集めて頑張ってもらいたい。そして、自社のそばやりんごを返礼品とする。1億円の寄付に対して、どの会社に対しても町が今払っている約10%の手数料をまずは出しましょう。そしてそばでもりんごでも、自社製品の品物を返礼品の3割ということで、その中でまた利益が生じてくるだろう。今年の損失の八百何万円は何とかそれによって、ふるさと振興公社のふるさと納税事務扱いによってクリアしていけると。これはもう既にスタートしております。まだ1日10万円ぐらいの寄付しか集まってきておりませんが、こういうような事業を展開させて何とか一本立ちさせていきたいと考えております。

短期、長期、または損失補償等をやって支援をしていくというのは当面考えておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） ガイドラインにも、町長がおっしゃったとおり、公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない。また、地方公共団体は、第三セクター等への短期貸付けも避けるべきだとしております。今、お答えのとおりをお願いしたいと思います。

さっきおっしゃったように、会社の目的は農業振興と地域農業の支援ですが、だからといって収支が大きくマイナスになるような仕事をすべきではないと思います。特に、農作業の営業損益がマイナス 2,150 万円と一番マイナスが大きくなっています。人件費を含む一般管理費がかかり過ぎる等、原因はいろいろとあるでしょうけれども、少なくとも収支が均衡になるように事業を行わなければいけないと思います。不採算部門の事業の縮小や改善の必要があると思います。

損益計算書の内訳を見ると、営業損益がプラスになっているのは、9事業のうち四季菜、よこ亭、加工所、都市交流の4つだけです。この4つの事業で全てを補えなくて、マイナス1,200万円の営業利益です。

もっと安定した収益が出るように会社を管理したり、新しい事業が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 不採算部門の整理ですが、農業振興は水稻協業組合がつぶれてしまったために、それを何とか引き継ごうというのがふるさと振興公社のスタートする発端の話でしたが、2,100万円という結構大きな赤字が出ております。

しかし、私はこの部門が非常に、例えば、そばの転作で約50町歩を振興公社が請けてやっております。そばの奨励金等々は農家に入ります。正直言って、これはもう赤字でうまくいかないからやめるとなると、人件費も1人ぐらい要らなくなったりする。しかし、これで一気に荒廃地は増えます。今まで作ってこなかったのに、振興公社なり誰かに頼んでいたのを返されて、では、来年からしょうがないから自分でやるかという農家はいないです。もうそのまま荒れていく。これでは一体、振興公社は何のためにつくったんだという、先ほどのそもそも論になっ

ていくわけです。

私は、そば屋の黒字や直売所の黒字で、その農業の部門の赤字を補填して何とか振興公社が生きていこうというのが、大きな一つの経営方針でありました。したがって、赤字の部門ですけれども、さりとて作業料を値上げすればいいかという、これも今、電気もガスも水道もみんな上がってくるという時代に、やってもらったら2万円も余計に高くなってしまったというのでは困ってしまいます。これからもう一回、振興公社の社長も含めて私どもの工夫のしどころだと、試練の場を今迎えていると思っています。

私は平出にいますけれども、自分の周りの農家の状況を見ると、これを生かしていかない限り、もう端から不耕作地が増えていくだけだと。こういう中でどうやっていくか。ここですぐにこういう方向で行きたいというはっきりした方針が出ればいいのですけれども。

日和も、私は三水米といううまい米を何としても世の中の人に知らせたい。あの米を食べにあそこへ行こう、あんなうまい米はないぞと。しかし、これには時間がかかります。よこ亭も、今の販売高になるまでには5年も6年もかかりました。当初は、なんであんな車も通らないところにそば屋をつくったのだと散々議会で怒られたものです。

何とかこの期間を乗り越えたその向こうに少し光るものがあるだろうと思って臨んでいきたいと思っています。

答弁になったかどうか。いずれにしても、先ほど申しましたような新たな事業をやることで、何とか黒字体制に持っていきたいというのが当面の目標です。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 四季菜、むーちゃん、さんちゃんの3直売場を経営統合して、飯綱町ふるさと振興公社が運営事業体となった新しい体制で直売所事業を運営してから2年がたちました。食ごよみ日和の指定管理も2年たちました。

個人的に、直売所は大変頑張っているとの印象を受けるわけですがけれども、先ほども話に出ました日和ですけれども、人件費が売上総利益を大きく超えてしまっている状態で、経営改善が必要だと思うわけです。また、日和の知名度は低いと感じております。

日和の経営をどう改善されるのか。また、新しい体制になって2年たつわけですが、町ほどのような改革や改善を指導して、どのような効果が出ているのかお伺いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的に日和の話で申し上げたいと思います。日和は皆さまご存じのとおり、三水地区の有志の女性の皆さんたちで立ち上げて運営していただいていたと思います。大変一生懸命努力をされたと思っています。経営的には一定の赤字を抱えてしまうような状況になって、その後を振興公社が受けて今日まで来ております。

先ほど言ったとおり、今はおそばを出したりいろいろしていますけれども、三水地区には宮本さんをはじめ、非常に昔からの料理等々に精通しているような皆さんがいて、田んぼの仕事で、田のあぜでおむすびと煮付けの何かを食べるとか、秋には何というような食ごよみみたいなものをつくってやっておられましたけれども、ああいうものを継承していくような日和の料理にしていきたい。それを目指してつくったものですから、宣伝の方法や経営のスタイルはこれから大いに研究していきたいと思いますけれども、目指すところは、郷土食的なものを主体とした店の経営をやっていったらどうかと思っています。

隣に直売所もあるので、直売所との連携によって店のPRをしていくことも大事でしょうし、また、経営者には、町内でかなり経験のある人でチャレンジしたいという希望があるなら、そういう人たちの話も聞いてみたりという方法をこれからやっていきたいと思っています。けれども、公社があそこから手を引くというのは、私は今のところは考えていません。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） ガイドラインに、「第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業体として、自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体等が主導することが必要である」とあります。抜本的経営改善を行政主導で行っていただきたいと思っています。

日和については、先ほどのお話のとおり、会社の足を大きく引っ張っていますけれども、いろいろお考えがあるようです。一刻も早い改善をお願いいたします。

むーちゃんについてですけれども、将来は道の駅という構想であったと記憶しているのですが、それはどのように進行しているのかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） むーちゃんは三本松の入り口、福井団地の入り口のことですけれども、願わくは、施設、直売所等は町が造り、そして道の駅自体は長野県で建設してほしいと考えておりました。しかしながら、長野県も全くノーとは言っておりませんが、近年、県が主体の道の駅の建設はほとんど実施をしていません。防災上、災害等の避難所というような意味合いで、道の駅と関連が深いような場合については考えなくもないというような、少し厳しいというお返事ございました。

したがって、現在は、道の駅はやっていきたいという希望はあるのですが、どの事業主体で、どの財源を使って、どういうふうに取り組むかというのは、まだ具体的な検討はしておりません。用地的に考えている場所はあるのですけれども、そのような状況でございます。

当面、道の駅がなくて困るという問題はありませんし、今のむーちゃんを、もっとお客さんに寄ってもらえるような施設にして、その後に道の駅を考えても遅くはないと私は思っております。

長野からの県道荒瀬原線は、車の日量が1万2,000～1万5,000台と言われていています。非常に大変な量の車が通っている場所ですので、もう一段、むーちゃんのお客を増やすということをもっと今は考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） 時間が押してきているので少し飛ばして、次の質問ですけれども、新年度に入ってから5カ月経過いたしました。どの部門も計画どおり進捗しているのでしょうか。

毎年の決算書に参考資料として部門別の損益計算書内訳を載せていますが、その資料で経営

分析ができると思うのですけれども、もし課題解決ができないのであれば、専門家、例えばコンサルにお願いしてみてもいいかと思うのですが、お答えをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答え申し上げます。ただ今、振興公社の経営改善あるいはコンサルというお話を頂戴いたしました。私も町長から代表取締役会長を今年度引き受けさせていただきました。町長も取締役として今も残っていただいて、その中で、毎月経営会議をやっております。そういった中でも、経営分析等も毎月の状況を聞きながら、あるいは年間累計の年度途中の状況なども聞きながら、色々と話し合いを重ねています。今、公社も経営状況がやはり厳しいという中で職員もそんなに増やせない状況で、この経営分析は非常に手間のかかる、あるいは専門的な知識も必要という状況も存じております。

また、昨日、瀧野議員からもご質問がございました。インターネット販売等の関係で、細かい部門での収支計算もどうかというようなお話もございました。そういったところも含めて、細かい経営分析等をやれる状況を、今、整えているという状況です。ご指摘もありましたように、コンサルを入れて改善を図ったらどうかと。話し合いの中では、今、そのようなお話をしている職員もございます。

特に、日和、さんちゃんの一帯については、日和の経営問題もあります。さんちゃんについても、秋口のりんごの時期には車が列をつくって待っているほどに来て、最終的に7,000万円以上の売上げになっているのですが、それ以外の時期のお客さんが四季菜やむーちゃんに比べて少ない状況もあります。

地理的な要因で、少し道路から入っているところでなかなか目立たない部分があるのか、あるいは、先ほど議員からお話がありましたように、まだまだ認知度が低い状況があるのか。ハード的な部分もあるでしょうし、あるいは、先ほど町長からお話がありましたように、日和のメニューをもう少し地域に根差したものに変わっていったらどうか。

そういったところも含めて、今、専門家の皆さんのお話も少しずつ聞き始めております。も

う少し時間をいただいて、内部でも検討会議等を重ねる中で、今後の方向について、できる限り早い時期に色々な検討を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

○議長（渡邊千賀雄） 青山議員。

○5番（青山弘） ガイドラインには、「地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助  
についての監査、出資法人に対する監査及び外部監査制度等により、第三セクター等の経営や  
公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該  
監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである」とあります。

第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましいとありますので、  
監査の方法は変えたほうがよいと思います。また、今年の決算は黒字になることを願ってやま  
ないわけですが、もし次期の決算も赤字ならば、経営健全化方針を策定していただきた  
いと思います。今、申し上げたのは、私の意見と提案でありますので、このことに対するお答  
えは要りません。

そして、質問を2つ用意しておいたわけですが、もう残り時間が6分47秒でございます  
ので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 青山弘議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は、9時50分からとさせていただきます。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時50分

---

◇ 風 間 行 男

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号8番、風間行男議員を指名します。風間行男議員。

〔8番 風間行男 登壇〕

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。事前通告に従い、順次質問いたします。

町の基幹産業である農業に対し、昨年度はりんごの褐斑病に対する支援や米価下落支援、今年度は肥料・生産資材の高騰支援に対し、農家の皆さんより大変感謝の声が寄せられております。

元気な農業者育成事業補助金の見直しについてお伺いします。

農機具購入費について、令和4年4月より、各メーカーが2%から4%の値上げで、マメトラは異常な20%以上の値上げです。乗用トラクターやコンバインなど、1,000万円以上の購入を余儀なくされることになると、このままでは専業農家の経営が困難を極める状況です。

さらには、令和5年10月1日よりインボイス制度が導入され、適格請求書発行事業者の登録が必要になります。登録がないと農産物の販売や肥料、農薬、資材、機械器具の購入ができないなど、収入に対して経費の増大等、農家にとって近年にない苦境に立たされます。このままでは、新規就農者や農業移住者も見込めません。

現在は農機具購入費50万円以上で、補助金最高限度額30万円、法人・団体は150万円ですが、法人と認定農業者との補助金の差が大きいです。荒廃地をこれ以上増やさない、人口増対策にも影響が及ばないためにも、認定農業者の最高限度額を見直してはと思います。

23年度からインボイス制度が始まり、法人と認定農業者を区別する必要がないのではと考えます。農機具購入費一律20%補助の見直しができないか、町長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まず、この農業機械に対する支援は3年ほど前にスタートいたしまして、大変皆さんに喜んでいただいております。従来は10万円を限度にしていたものを30万円まで引き上げるということで、正直言って、80万円の乗用草刈り機を買った場合に、3×8で24万円のご支援ができるという制度になりましたので、大変需要も大きく、だいたい1年に30人から40人と、前年度は補助金が1,000万円を超えました。

農業の担い手の農家の皆さんを何とか支援したいということで、しかも広く、多くの皆さんを対象にしていきたいという制度設計を前提にしてこの補助制度を考えましたので、30万円の

限度ということで3分の1です。法人については、共同経営といいますか、共同利用を前提にして考えておりますので、150万円ほどまでに引き上げさせていただいた制度でございます。

議員がおっしゃるのも背景としては非常に理解ができます。しかしながら、限度なく2割ということでやっていけば、例えば1,000万円のコンバインを買った場合には、200万円の補助ということで、5人ほどそういう希望があれば、昨年の予算の1,000万円は終わってしまいます。それでもいいじゃないか、町はどんどん頑張って補助を付けろと言えば、それは一つの方法でしょうが、今時点としては現状の制度でもう少し我慢をしていただきたいところです。

大型のSSやトラクター、コンバインなどの件については、国等々の補助または融資制度もございますし、その辺の話は十分に農家の相談に乗って対応していきたいと思っております。

せっかくのご質問ですので、少し内部的には、50万円の下の限度額といいますか、50万円以上の機械を買ってもらわないと駄目だというのも、今の話のマメトラなどならもう少し安く買えますので、その辺の額や、1,000万円近い農機具については、少し違った考え方をしようとか、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 風間行男議員。

○8番（風間行男） ありがとうございます。

次に、住宅リフォーム支援補助金事業についてお伺いします。一般住宅が建築され、40年から50年が経過し、リフォームが近々の課題となっている人が多いと思います。今年度は雪害による住宅の被害等で住宅リフォーム補助金事業に多く応募者が集まるようになり、さらに現在、先着順で金額に達した時点で締め切りという募集が行われています。そのため、朝早くから順番取りが加熱し、早い人で朝4時ごろから列ができ始め、8時ごろには50名近くが並び、混乱しています。

昨年度と今年度は全員が補正予算で補助対象となりましたが、当初予算で収めるとするならば、先着順からくじ引きによる抽選にすることで混乱を防ぎ、公平性が保たれると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 住宅リフォーム補助は、今 20 万円が補助の限度額でお願いをしています。

200 万円の住宅修理をやってもらえれば 20 万円の補助を出しますという制度ですが、今年でいけば、申込みが本当に列を成して並んでおられて、私も朝来たときに、今日は何事があったのかと思うほどでした。

しかしながら、非常に皆さんが待っておられて人気のある、要望の多いリフォーム事業が早いもの勝ちというのもいささか問題ですし、抽選もどうかということで、現実的には、議会のご理解をいただき補正予算を組ませていただいて何とか要望に応えてきたということです。これが議会で、「それは駄目だ。当初予算で見ておいて、すぐに補正は駄目だ」と言われれば、その希望にかなわなかった人が出てくる状況になります。

事務局では整理券を渡していろいろやってみたようですが、やはりなかなかうまくいかなかったようです。

来年度は、この事業で町が 1,000 万円ほどの補助を出せば、大工さんにしてみれば全体で約 2 億円から 3 億円の仕事ができるという中身になりますので、当初予算でやはり一定の補正を組んだ後ぐらいの金額を思い切って計上していこうかと考えております。

そして、プレミアム商品券は一定のお店に集中してしまうというご指摘が商工会からもありましたので、しばらくお休みをさせてもらって、住宅リフォームを重点的にやっていこうと考えています。

議員がご指摘のとおり、公平性を保たなければならないので、どんな方法で募集していけばいいか、研究したいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 風間行男議員。

○8 番（風間行男） 次に、申請の簡素化を考えると、申請時の写真の添付の必要があるか疑問です。飯綱町リフォーム支援補助金実績報告書添付書類の中で、工事実施後の住宅の現状及び工事施工箇所の写真、施工中と施工後となっていますので工事の確認ができると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。申請時には工事の見積書と併せ、住宅の現況と施工前の工事箇所の分かる写真を添付いただいております。見積もり内容が適正か、施工後に見積もり内容の工事が確実に行われたかなどの判断に写真が必要となります。

工事の実績報告書には、工事箇所などの施工中、施工後の写真を添付するようになっております。施工前の写真は不要となっておりますので、ご理解いただければと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 住宅リフォームが申請された後、飯綱町リフォーム支援補助金交付決定通知書が配布される前に、事前着工されている事案が発生していると聞かすが、確認はどのようにしているか、今後の対策はどのように考えているかをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。飯綱町リフォーム支援補助金交付要綱により、その対象工事として交付決定後に着手するものと規定しております。事業実施に当たり、広報誌やホームページ等でもお知らせしているところですが、今後も施工業者を含め、事前着工への注意喚起を十分していく必要があると考えております。

交付決定前、あるいは補助金の対象工事の遂行状況に関し、現地調査を行う等の対応をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今、全員を調べるのは大変ですから、許可書を出すときに、現地を一緒に見られたらどうでしょうか。そうすると、事前着工は防げると思います。後でやったのでは何の価値もないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この補助事業は、原則として事前着工はオーケーという決まりはないので、紳士的な判断として、事前着工は駄目ですというのは申請者も承知していることだと思います。

ただ、去年もそうでしたが、今年も当初予算で計上されている人の分の決定通知は5月なら5月に行って、予算が足りなくて補正予算を6月の議会へお願いして、その後に申請許可を出す人は、6月末から7月に入るわけです。そういう人については、じいちゃんもばあちゃんもよぼよぼで、早く手すりなどを作りたいんだという、いろいろな事情もあると思いますが、私どもとしては、原則事前着工は駄目ですというスタンスを、交付のときにもしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

あまりに悪質といいますかひどいものは、やはり現地調査などをさせていただくときもあるかと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 今までリフォーム事業をして現地調査等の必要性が何件ぐらいあったか、お伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） リフォーム補助金の内容等によっては、年に2～3件は現地の確認に行っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 次に、牟礼地区の農業用水の維持管理と今後の計画についてお伺いします。

三水用水は規模が大きく、国の予算で相当の工事がされておりますが、牟礼地区においては小さな水路が点在しています。用水路建設から年数がたち、劣化、地震による地盤沈下、豪雨による水路面の崩壊、河川の増水で管理道路崩壊など、問題が山積しています。

荒廃地対策の観点からも、今後5年から10年計画が必要ではないかと思っています。今年度から飯綱町全体が過疎に指定されたことで、過疎債で施設整備事業債、農地耕作条件改善事業と農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る特例措置等を活用し、整備計画を作成したらと考えま

すが、町長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 農業用水につきましてはおっしゃるとおり、三水地区の整備は大変計画的に進んでいると思っています。しかも、芋川用水と防災減災で三水地区全体の県営事業を2本入れるとともに、団体営、町単、緊急県単、そういう事業を大変導入して整備を進めてきております。

牟礼地区については、議員ご指摘のとおり、私も少し整備が遅れていると思っておりますが、大門川や小玉用水、古町の北堰、平出の大川など、主要な用水路については、それぞれ団体営なり、県単の事業を導入して順次、整備を重ねてきております。小さな用水路についてはご指摘のとおりでございます。

特に、県営補助整備事業等をやった排水路等も含め、全地域が過疎地域に指定になりましたので、防災減災の事業は過疎地域でなくてもあるのですが、総合整備事業のようなことで、農地の整備やいろいろなことができる事業等もございます。

この間も県の農地整備課長と話をしてきたのですが、どういう事業が一番適しているかを検討する中で、牟礼地区についてもそういう県営などの事業を導入して、計画的に整備を進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 風間議員。

○8番（風間行男） 牟礼地区の遅れている用水については、ゲートバルブも付いていませんし、ある人によると、耕作面積が小さいから駄目などと言われると、受益者が少ないと相当の金額の負担も出てきますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時25分でございます。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

---

◇ 原 田 幸 長

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号14番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔14番 原田幸長 登壇〕

○14番（原田幸長） 議席番号14番、原田幸長です。通告に従い、順次質問させていただきます。

初めに、児童クラブの利用について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、7月28日に、教育委員会から「児童クラブ利用に当たってのお願い」がメール配信されました。

そのころの県内のコロナの感染状況ですが、7月20日から7月28日までの間、県独自の医療アラートにおける医療警報が発出されていました。県内の1週間ごとの新規感染者数は、6月下旬から増加傾向が続き、前週との比較では、7月4日から10日の間が2.60倍、7月11日から17日は2.16倍に達し、8月に入りますと、8月1日から7日までは1.13倍、8月8日から14日までは1.06倍と、伸び率は鈍化しつつありました。

また、当町でも7月17日の海の日3連休以降、毎日のように感染者が確認されていました。

そこで、小学校が夏休みに入って間もなくのメール配信は時期的に適切だったのかを伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず、本年度の夏休み期間中の児童クラブにつきましては、牟礼小学校で行っております牟礼東児童クラブと、三水小学校で行っております三水児童クラブの2カ所で実施しており、7月28日のメール配信は牟礼東児童クラブで、三水児童クラブは8月1日にメール配信を行っております。

どちらもメール配信の時期は違いますが、同様の対応を取っておりますので、共通の内容と

して答弁させていただきます。

例年、児童クラブの長期休業中のお知らせ等につきましては、学校の長期休業が始まる前に学校を通じて文書でお知らせをさせていただいております。この夏休みにつきましても、開設日や時間等のお知らせに併せ、コロナウイルス感染症に関係します児童クラブでの対策や、利用者へのお願いを行っております。

このお知らせ通知には、利用者が多くなることが予想されますので、感染防止対策は十分行いますが、家庭で過ごせる場合はご協力いただきたい旨を記載させていただいております。

ご質問のメール配信の時期ですが、夏休みに入り、子どもたちに感染者が増え始め、児童クラブでも利用者の中から感染者が出たことから、改めて利用者利用に当たってのお願いをメール配信したものですので、配信のタイミングにつきましては、適当な時期であったと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 保護者の方々には事前に通知がなされていたということですね。私はこのメール配信を見たときに、これが初めてなのかという思いがあったものですから伺いました。

それで、そのお願いの文中に、児童クラブ内での感染が拡大した場合は、児童クラブを閉室する可能性があるという記載がされていますが、閉室をするというのは、小学校の学級閉鎖と同じ基準での対応となるのか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず、児童クラブにつきましては、閉室についての基準はございません。一方、小中学校での学級・学年閉鎖、学校休業等に対する目安につきましては長野県が示しており、町内の小中学校でもこの目安に基づき、地域の感染状況を考慮して対応を取っております。

なお、学校教育は学校教育法等に基づき設置されるもので、関係する省庁は文部科学省であります。一方、児童クラブにつきましては、児童福祉法が定める放課後児童健全育成事業で、

関係する省庁は厚生労働省となっております。当町ではそれぞれの事務を教育委員会事務局が担当しておりますが、本来は全く学校教育とは関係性がない事業となっております。

また、義務教育につきましては、憲法で保障された教育を受ける権利であり、設置者は安心安全に教育を受けられるように努めなければなりませんので、感染症等の心配がある場合は、学級・学年・学校を閉鎖した上で、児童生徒の安全を担保します。

一方、放課後児童健全育成事業、通称「児童クラブ」につきましては、児童への福祉サービスですので、保護者が労働等により昼間家庭にいない者への行政サービスとなります。そのため、支援が必要な方がいる限り、簡単にサービスの提供をやめるわけにはいかないものであります。

ですから、児童クラブと小中学校では全く異なる対応となっております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 今のご回答で、児童クラブの所管は厚労省にあると伺いましたが、私は文部科学省だと思っておりましたので、次の質問も文科省の通知文を引用する形を採らせてもらいました。児童クラブが厚生労働省の所管ということは私も知らなかったもので、町民の中にも知らない人が結構いるのではないかという思いもあり、今、答弁を聞かせていただきました。

文科省で8月19日に、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、学校の活動を継続するため、複数の児童生徒が陽性となっても、家庭内感染が明白な場合などは、学級閉鎖や休校は必要ないと、都道府県教育委員会などに通知を出しました。

文科省は、休校を判断するためのガイドラインで、同一学級で複数の感染が判明すれば5日程度閉鎖し、拡大が止まらなければ学年閉鎖、休校へと段階的に移行すると定めております。この基準に変更はないが、保護者が先に感染しているなど、児童生徒間の感染ではないと見られる場合は、学級閉鎖をしないとといった柔軟な判断が可能という考え方を示しました。

このことについて、原文では、この通知に準拠するのかどうかということで書かせてもらいましたが、所管が違うということなので、この通知に対して、どのように受け止めておられるか伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。学校における学級閉鎖や学年閉鎖、または学校閉鎖について、これは文部科学省が定めている学校教育法に基づいて行っているものですが、子どもたちが安心安全に学習できる環境を担保するというで行われているものです。

ですから、今までは大体においてインフルエンザやいろいろな感染症の拡大といったことで適用されてきたわけです。今回のコロナウイルス感染症につきましては、例えばクラスの中で1人、2人出たら、即それが学級閉鎖になるのかというと、だんだんコロナウイルスに関していろいろな科学的な見地が進んでまいりまして、対応もその都度変化してきております。

今、学校や保育園もそうですが、少しでも体調が悪いとか、家族に体調不良者がいるときも、登校・登園は見合わせていただいています。また、夏休みなど学校が休みのときに発症が確認された場合、そのお子さんは学校に来ていないので、そこで陽性者が出たからといってすぐ学級閉鎖にしません。というのは、学校の中で感染が広がる恐れがあるかないかという、それが判断の基準になっておるからです。

陽性者が複数出ましても、それは家庭内のことであって、学校内に持ち込まれていない、学校内で感染する確率は大変低いという場合は、学級閉鎖などの措置は取らないというふうに文科省の指導も変わってきております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 好意的な通知だという受け止め方をされているということによろしいでしょうか。

夏休み中にご家庭で過ごせる場合は利用を控えるとの記載をされていますが、夏休み中に家で過ごせない児童数は事前に把握をされていたか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。まず、児童福祉法では、この放課後児童健全育成

事業は小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることが目的とされています。必然的に、保護者が家庭にいない者が原則利用していることになってくるかと思えます。

しかし、少子化等で地域によっては子どもが少なくなり、近所に遊び相手がいないからといったような理由で利用される方も増えてきているのが実情でございます。ですから、このような表現で利用者をお願いをしているものでございます。

ご質問は、家庭で過ごせない児童数は把握しているのかとのことですが、今、申し上げましたとおり、保護者が家庭にいない者が利用できるという前提のもと、児童クラブの利用に当たりましては、長期休業に限らず、事前に申し込みをしていただいておりますので、利用予定者の人数につきましては、事前に把握ができているものと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 今年の夏は気温の高い日が続き、平均気温が過去2番目に高かったそうです。3つの密を回避する意味で、体育館へ移動式スポットエアコン設置の予定はあるかどうか、伺います。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。児童クラブの利用のみで体育館にスポットエアコン等の設置をすることは、今のところ考えておりません。

児童クラブの部屋にエアコンが設置されておりますし、コロナ禍の対応としまして、例年ですと夏休み中は、児童クラブ室と体育館、校庭しか使用できないところ、学校と調整を行い、牟礼東児童クラブにつきましては特別教室棟、三水児童クラブにつきましてはランチルームを使用しております。この部屋にエアコンも設置されておりますので、コロナ対策に併せ、熱中症対策も行っておりますので、今のところ体育館への設置の予定はございません。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 牟礼東児童クラブや福井団地児童クラブなど、学習室自体が手狭だと私は

感じています。職員の方から、コロナ対策と熱中症対策に気を付けているというお話を伺いましたけれども、小学校の夏休みの初日が7月25日だったと思いますが、その日は牟礼東児童クラブに65人くらいの利用者があったと聞きました。

そんなときに、大阪府の島本町では、7月に全ての町立小中学校の体育館へ強力スポットエアコンの設置を完了したとの記事を目にしました。それによりますと、大量の冷風を送り込めるスポットエアコンは、各校に4台ずつ設置し、町の担当者は、移動式である点や電気代の削減などの利点を挙げるとともに、住民の一般利用や災害時の避難所として使用する際にも活用ができると話されています。学校長からは、暑さ指数を気にすることなく、児童生徒が快適で安全に体育館での授業に参加できるようになったというコメントがございました。

コロナ対応や来年の熱中症対策のためにも準備することをお願いして、次の質問に移ります。  
公立中学校の部活動改革について、お聞きいたします。

8月10日付の新聞報道で、公立中学校の部活動改革について、文化庁有識者会議が2025年度末までに、休日は地域団体へ委ねるべきだとの提言をまとめました。6月にスポーツ庁の有識者会議が公表した運動部改革と足並みをそろえたとありました。

さらに、両庁は地域移行を進めるため、都道府県や市町村が協議会を設置し、関係者間の連絡調整などを行う総括コーディネーターを配置、部活の受け皿となる総合型地域スポーツクラブや民間事業者、文化芸術団体などと学校をつなぐコーディネーターを地域ごとに置き、連絡や調整を担ってもらうことを想定し、自治体に体制整備を進めることを決めました。指導者確保のための人材バンク設置を後押しし、経済的に困窮する家庭の生徒への財政的な支援も実施するため、文科省は2023年度予算の概算要求に80億円超を盛り込むとしております。

そこで伺います。2023年度から2025年度を改革集中期間に設定していることから、来年度の予算措置をどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。今、議員からございましたとおり、それぞれ文化

活動・スポーツ活動につきまして、関係する省庁の検討会議から提言がなされております。来年度から3年間の改革集中期間を設け、達成期間は令和7年度末ということで提言がされております。

当町におきましては、まず関係者による準備委員会の立ち上げを早急に進める予定でありますので、それらに関する予算につきまして措置を行ってまいりたいと考えております。

併せまして、今後の動向により、その他必要な措置もあるかと思っておりますので、遅くとも来年度の予算措置を、場合によりましては、今年度の補正対応も必要になってくるかと考えておりますので、そのようなスケジュールで進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 続きまして、飯綱中学校の部活動改革の課題は何かを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。これまでも部活動の男女の統合や社会体育への移行、他校との合同部活など、その時々状況によって部活動の見直しを行ってきております。

地域移行に当たりましては、受け皿の準備だけではなく、学校側でも部活動の精査等も進めていかなければならないと考えております。現状では、昨年度から教育委員会事務局の社会体育担当者と学校、それからスポーツ少年団事務局等との情報交換を行っており、課題の洗い出し等を含め、現在、情報交換・調整を行っておるところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 名古屋大学大学院の内田良教授がQ&A方式で答えておられるのですが、まず「公立中学校における部活動の位置付けは？」という問いに、「部活動の目的は、子どもが運動や文化活動を楽しむことにある。教育課程である授業とは違い、部活動は教育課程外の活動として位置付けられている。自主的活動なので、活動の時間に制限はない。だから、休日でも部活動は実施されている」と答えています。

次に、「何が課題なのか？」という問いに、「一番の問題は、自主的活動であるが故に、活動が過熱しがちという点だ。過熱すると歯止めがかからないまま活動内容が巨大化し、人材・場所・資金などが足りない状況が生じてくる。そして、部活動は教員の長時間労働の大きな要因だ」とも答えられています。

飯網中学校で、教員の部活動による長時間労働の実態はあるのか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。中学校における部活動に関しましては、これは本当に積年の課題であります。私自身も学校現場において、ずっと部活動の指導をしてきた経験から申し上げますと、本当に日本の中学生・高校生の部活動というのは、学校の教師のほぼボランティアです。多少、雀の涙ほどの手当が出るのですが、土日もなく、ほぼボランティアでやってきたことによって、部活動は支えられてきました。

それを社会体育に移行しようといった場合、例えば今、飯網町でもサッカースクールなどが盛んになってきていますが、ああいうところに行けばいいではないかと単純に考えるかもしれませんが、やはり保護者負担がすごくかかります。それを無償で、子どもたちがスポーツや文化活動を楽しむ受け皿になってきたのが学校ということでございます。もう何十年も前から、社会体育に移行したらいいのではないかと、もう少し学校の教員の負担を減らすことはできないのかとずっと言われてきましたが、それがやっと最近になって少し前に進み始めたところです。

ただ、そういう中で、すぐ社会体育に移行してスポーツクラブをつくれればいいのではないかと、指導者にお金を払えばいいのではないかとと言っても、それが受益者負担で保護者が負担するとなると、やりたくてもできない子が出てくるなどの問題があります。ですから、そうはいつでも今すぐ学校の部活動をなくすことはなかなか難しいと思っています。

ただ、長い部活動の歴史の中で過熱したり、土日もなくやって、教員も大変だけれども、子どもも大変だと。だったら、部活の時間を土日両方やるのは駄目だとか、一日練習はなしとか、長期期間も日数制限をするとか、そういうことで部活動自体の改善は長い時間の中で少しずつ

行われてきました。

今、先生たちも、例えば土日の2日間は部活でつぶれてしまうことのないように改善はしています。しかし、依然として学校の部活動は、そういう先生たちのボランティアに近い活動に支えられていることには変わりありません。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 次に、「地域移行への課題は？」という問いに、先生は「今のままだと地域移行はできない。規模が大き過ぎるからだ。人材も資金もない中で、地域にお任せしますというのは難しい。規模を縮小して地域移行を図るべきだ」と答えました。

「規模の縮小とは何だ？」という問いに、文科省が中学校を対象に、部活動調査を2016年に行ったそうですが、その際に、1週間に休養日のない学校が約2割、休養日が1日の学校が約5割だったそうです。運動や文化活動を楽しむという部活動の意義からすれば、週3日ぐらいの活動に減らしてもいいのではないかと答えておられました。

飯綱中学校の1週間内の休養日の実態について、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。今、教育長の答弁にも若干出てきておりますのでダブる点があるかと思えます。

まず、朝活動につきましては原則行わないことになっております。登校日の活動としましては、月曜日が休みとなっております。また、土日の活動につきましては、どちらか1日が休みで、さらに活動する場合については、午前午後をまたがない、いわゆる半日の活動が原則となっております。ただし、大会前やテスト前など特別な活動となる期間もありますが、原則は今、申し上げた決まりとなっておりますので、お願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 次に、「そのほかに必要な取組は？」という問いに対し、「地域移行した際、地域の部活動に関わりたいという教員も多く出てくるだろう。そのときに、教員が部活動の委

託先でも働けるよう、兼業を認めるか、どんな制度設計にするかの議論が重要だ」と答えました。

確認の意味で伺いますが、現在は教員の休日の兼業は認めていないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。市町村立学校に勤務します教員につきましては地方公務員になりますので、地方公務員法で営利企業への従事等の制限、いわゆる兼業・副業は原則禁止されております。休日に限ってではなく、原則禁止ということです。

ただ、全て禁止というわけではなく、任命権者からの許可を得ることができれば、教員でも副業をすることは可能でございます。

また、教員は地方公務員法に加え、教育公務員特例法によっても兼業等に関する規定が定められております。これらの法律を受け、今回の提言の中にも兼職・兼業等に関し、任命権者である市町村教育委員会に対し提言がなされておるところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 原田議員。

○14番（原田幸長） 分かりました。

次に、部活動の移行先の先行事例を紹介しまして、私の質問を終わらせていただきます。

茨城県のつくば市、学園都市となっているところですが、その中の谷田部東中学校では、18年度から保護者らの任意団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」を立ち上げ、部活動の地域移行を進めてこられました。

地域移行の主な目的は、教員の働き方改革を進めるため、1週間の部活動のうち、1日を地域部活動として文化スポーツ推進協会に委任、指導者は近くにある筑波大学の運動部の学生や民間のスポーツクラブのインストラクターなどが担っているそうです。外部の指導者が担当する日の参加は希望制で、毎月1,250円を会費として集めているとのこと。

教員からは、平日の部活動指導日が減って負担軽減につながった。保護者からは、最初は部活動でお金がかかるとは何だろうと思ったが、専門家に教えてもらえ、得るメリットのほうが

大きいといった声が寄せられたとのことでした。

そういったことで、しっかりと地域移行を進めていけるようにご尽力をしていただきたいと思います。お願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午後 1時00分

---

◇ 樋 口 功

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号7番、樋口功議員を指名します。樋口功議員。

〔7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。通告に従いまして、順次進めさせていただきます。

町は水道事業について今年3月、三水浄水場の取扱いを主に安定した供給体制の確保を中心とした水道事業運営審議会の答申を受けて、現在、水道事業基本計画を策定中であり、その方向性については議会全員協議会で町から説明をいただきました。そして、安定した良好な水質の確保などの点につきましては、これまで同僚議員が一般質問をしておりますので、この点につきましては質問を省略します。

本年4月に飯綱町全体が過疎地域に指定され、これに伴って策定された令和7年度までの飯綱町過疎地域持続的発展計画に、上水道施設について水道料金の見直し、経費の軽減、2つの水道事業の経営を統合することにより健全経営に努めていきますと掲げられていますので、私からはこの点について関連した質問を幾つかさせていただきます。

まず、牟礼地区及び三水地区の水道事業の経営を統合することについて、今、統合するのはなぜですか。例えば、平成17年の飯綱町制定時、あるいは平成26年に施行された公営企業

会計改訂時など、これまでも統合すべき区切りの時期があったと思いますが、この点についていかがですか。また、統合することでのメリットも含めてお答えください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私のほうから今のご質問に対する基本的な考え方を申し上げたいと思います。議員がおっしゃるとおり、合併時に統合するなら統合するというようなチャンスがあったとは思っております。しかしながら当時のことを考えますと、スキー場問題と三水地区の水道問題が合併の大きな問題点としてクローズアップされて、ご存じのようなさまざまな展開がありました。

そんな中で、まずスキー場のほうが大変なことになって、その対応に理事者も終始したということが1点あると思います。そしてもう一つは、水道自体について三水地区と牟礼地区の料金が違っていました。三水地区のほうが高かったのです。それを安い牟礼地区の水道料金に統一しなければ合併の不公平があるだろうということで、料金の統一に向けて議会等にもご説明する中でバランスを取ってきました。それに4年ほどかかりました。平成21年から料金を統一したのですが、そのようなことが1つありました。

もう一つは、三水地区の水道は鳥居川以外の水源をどこかに確保した上で、事業の統一を図っていくことをご提案していかないと、必ずこちらの水を使うのか、あちらの水をどうするのだというような、その前の基本的な話になって、話がスムーズに進まないだろうということで、今日まで延びてきてしまったというのも原因の一つとしてあります。

ここで、統一をしようとなってきたのは、水源が確保できてきたということと、三水地区の水道は特に浄水場を建て替えなければならない時期が迫っておるからです。それをするには、水道の事業計画、基本計画、そういうことを県のほうへ申請して許可をもらわないと工事ができません。それと、水道料金も併せて一部見直しをしていかないとならないため、それらを一緒にやったほうがいいのか。認可申請をしていくのに業者委託でお金が2,000万円、3,000万円とがかかります。これをおのおのの浄水場で1回やり、料金でやり、施設の改修でや

りとなると、そのたびに 2,000 万円、3,000 万円を使わなければならないということで、この時期に一括してやりたいと。

何とんでも大きなメリットは、一言で言えば、浄水場が 3 つあるのを 1 つにする、2 つにする、1 つ減らす、こういうことをするだけでもかなりの効果が出てくるだろうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 分かりました。統合するまでの手続きについて質問します。統合という言葉は、民間企業でいえば吸収合併あるいは対等合併などありまして、今の町長の説明のとおり、たぶん対等になると思うのですが、条件的に両方の水道事業が同じようになっていないと、どちらから文句が出るようになってしまいます。これについて、財務諸表上のポイントとなる数値がおおむね同じだということで、その根拠を財務諸表の勘定科目あるいは数値で現状について説明していただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えします。今、議員からお話があったとおり、対等で一緒になる方向で考えているところです。その理由としては決算書からもわかりますが、財務諸表の貸借対照表のほうに、牟礼地区、三水地区の現金で持っている預金が、牟礼地区は 3 億 7,984 万 3,000 円、三水地区は 3 億 2,378 万 8,000 円ということで、ほぼ同等の預金額を持っていることから対等で一緒にしていきたいというところです。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 今、あるいはこれから進める統合の手続きについて、お分かりの段階でよろしいのですが、所轄官庁も含めて説明いただければと思います。また、いつごろ統合を予定しているかを一緒にお答えいただければありがたいのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 基本計画については昨年から着手しておりまして、基本計画の後に認可を受けるということで、今のところ令和5年度中に認可の申請を行う予定で考えております。ですから、令和6年度より水道事業を一本化して経営を始めていきたいと予定しております。

所轄官庁につきましては、国では厚生労働省になります。ただ、人口5万人以下の場合につきましては県知事の許可となりますので、長野県に許可をいただくということになります。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 県は人口減少に伴う料金収入の減少、それから水道設備の改修を見据えて、2017年3月に水道ビジョンを作成しました。県や市町村などの水道事業者が持続的な供給体制を確保するための方向性や連携策などが盛り込まれています。このビジョンに基づき県内10の地域で広域連携の検討の場を設置し、現在は上田長野地域を一つのエリアとする9地域で検討を進めるとしています。

その現状と、町は今後これにどう対応していくかについて質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この件についても、基本的なことですので私から答弁させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、県の企業局が中心になって水道の連携は、上田、坂城、長野、千曲市等で具体的に動いております。これはかなりの確率で事業が進捗するだろうと思っております。

このように、実際に水道管、同じ水をみんなで飲むというような経営の統合もありますし、水道管は全くつながっていないけれども、長野市と一緒に技術的な面については共同でやりましょう、物を買うのも共同でやりましょう、何を共同でやりましょう、そういう中で経営の合理化、人員の確保などを図っていきましようという統合もあります。

県も2回ほど来て県の考え方等を話していかれました。しかし、両者意見が統一していることは、人口減に合わせてそういう方向は検討しなければならないけれども、実際に統合できて

運営していくところまで話が進むには、相当な説明と住民理解と経営計画が自立しないと、とても無理だという印象はあります。

しかし、先ほど申しましたとおり、私たちの役場などは本当の意味の水道の技術者が不足しております。そういう点では、長野市辺りから専門の技術を持っている人を職員として派遣してもらおうなど、そういう対応をできるところからやっていくことで、私たちも前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） この水道ビジョンは2018年に成立した改正水道法の流れにあると思っております。水道の使用量が減少し、収益が悪化し水道管の更新が遅れ、さらには今、町長がおっしゃったような担当職員の減少、高齢化が進むとして、国は地方自治体が担う水道事業の現状や将来を見据え、法改正で経営基盤の強化を図ろうとしました。そして2019年には、水道事業の民営化の道が開かれたわけです。しかし、飯綱町を含む自治体において、人口減少社会への備えの十分な議論がされているとは思えません。暮らしに直結する水を、単に市場原理に任せていいのかという疑問もあります。

そして、この水道ビジョンは水道事業の広域化です。県は2022年末までに水道広域化推進プランの策定を求められています。先ほども話しましたが、水は地域の暮らしに直結します。したがって、私は住民の意思が反映されにくい状況にだけはさせたくないと思っております。そういうことで、今、町長も慎重な対処をしていくとお答えがありましたので、その方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公営企業会計として、経営上留意すべきことについて質問します。公営企業会計は、1つは住民サービスを提供し、その費用は受益者からの料金で回収、2つ目は単に支出を規制するだけでなく、企業の効率的な経営を重視と理解しております。この点についてはいかがですか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。公営企業会計につきましては、企業性の発揮等、公共の福祉の推進を経営の基本原則としております。その経営に要する経費については、経営に伴う水道料金をもって充てる独立採算制が原則ではありますが、単に利益をあげるような仕事ではなく住民の福祉に属するということから、利益を上げるというよりも皆さんの希望、要望の中で運営していくという形で考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 私と同様の内容と理解しました。このことを前提に関連して幾つか質問しますが、まず確認の意味でお聞きします。

配布された決算報告書、それからこの間の監査委員の審査報告、こういうものを見ますと、牟礼地区水道会計と三水地区水道会計の内容のほかに、飯綱町水道会計の内容が掲載されています。町水道会計はこれからやっつけようとするものです。あえて公表掲載する理由は何かあるのですか。これは先ほど所轄官庁の話もしましたが、飯綱町水道などないのに、合併したものを既に公表されているのは何か変な感じがします。これは、総務省の要請であれば地方交付税の算定根拠として求められるのかという感じがしますし、そうすると、こういうものは町の手持ち資料になるわけです。あえて決算資料として実態のない事業会計を決算報告書などで公表すべきものではないと思います。この辺についてはまた検討してみてください。

続いて幾つか質問します。まず、収益を増加させる方策について質問します。町の2つの水道事業の営業成績、営業費用、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益について、ポイントを絞っていただいて結構ですが、これまでの推移、あるいは現在の状況をどのように評価していますか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。増加させる方策という内容ですが、合併後の平成21年4月に町としては料金を統一して以来、消費税を除いた料金の改定は行っておりません。そのため、営業費用については増加しておりますが、営業収益につきましては事実上減少

しております。営業利益については慢性的な赤字となっているのが現状です。平成 26 年度の法改正により営業外収益に長期前受金の戻入を計上することになったこともあり、経常利益的には黒字となっておりますが、経営は非常に厳しいものがあり、現在預金等は減少しているという内容と確認しています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7 番（樋口功） 町の人口が減っています。もちろん給水の人口も減っていきます。それから水道の普及率、これは確か 98% ぐらいでこれ以上は伸びないですよ。町も人口減少期にありますから、第二の福井団地のような大規模な宅地を誘致できればいいのですが、現実的には地道に町が進めている移住者を増やす対策は今後も大切な施策であると思います。

また、町の水道使用者の 90% が一般家庭の住民の方と聞いています。このような中で、企業誘致によって水道使用量が増加するのではないかという考えもありますが、この場合、企業の使用量により逆に水不足などという事態になったら大変な問題となります。企業誘致にはこのようなことも考慮する必要があるのではないかと思うわけです。

なかなか水道の需要が増えないとすれば、先ほど確認した公営企業会計で経営上留意すべき点としてのサービスを提供し、その費用は受益者からの料金で回収ということから、どうしても水道料金の検討をせざるを得ないと思います。

そこで質問します。先ほど水道料金は今まで一緒だということですので、この水道料金は県の平均あるいは国の平均と比べてどのような様子か教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇]

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。水道料金については、今、実際の町の料金的には、流量 10 立方で、一月当たり消費税込み 1,375 円という内容です。ただし、消費税等も上がったという部分もあるのですが、令和 2 年度の県の平均は 1,741 円、簡易水道については 1,863 円という内容です。全国平均については 1,590 円という内容になっておりますので、町については 1,375 円ということで、少々低めの値になっています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今、説明がありましたとおり、県平均あるいは国平均より安い料金体系を取っているわけですが、長くこのような状況が続いて、国や県に対してのデメリットは生じませんか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） お答えいたします。デメリット自体は、やはり料金が低いという部分で言うと、自らの施設等の更新なりになかなかお金がかけれないという部分があります。そのほかに国庫補助事業等の中に、平均値が国よりも大きくないとお金の借り入れができないというものがあつたり、水道施設の更新費用等がなかなか捻出できないということで、思うように改良等が進まない部分がデメリットの部分になってくるかと思えます。

もう一つは、一般会計からの負担金に頼らなければ経営がなかなか難しいところがデメリットかと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、費用を削減する方策について質問しますが、これはなかなかありません。ないので、費用の大きな部分を占める減価償却費の今後の推移についてはどう考えられていますか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 減価償却費の今後の推移につきまして、令和4年度の減価償却費については1億7,423万5,000円を予定しております。現在の固定資産に変動がなければ減価償却費は減少していくこととなりますけれども、今後施設の更新やお金を使う施設を増やすという形になりますと、減価償却費はまた増えてしまいます。今後50億円程度の施設更新を行った場合、耐用年数50年と仮定すると、単純に年間1億円の減価償却が50年間続くという形になります。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） この減価償却費の考え方は、会計のほうにお金がないとすれば町から繰り入れなくてははいけない。繰り入れたときに前受金で処理をして減価償却のときにその分については収益に乗せるということで、プラスマイナスゼロの世界で行くのがこの減価償却の処理の仕方なので、さほどプラスマイナスのところでは影響はないと感じています。

ほかに、何か町で考えられている費用を削減する方策があれば紹介してください。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇]

○建設水道課長（笠井順一） そのほか、費用を削減する方策という内容ですけれども、先ほどもお話しさせていただいている事業の一本化による基本計画を策定する中で、やはり効率的な配水計画を立てていく、それから今問題になっている水道水の有収率等を向上させることについても、費用の削減につながると思います。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 今、有収率というお話が出ましたのでお聞きします。有収率というのは、端的に言えば作った水の量と収入になった水の量の比率です。つまり、浄水場で浄水して水道管に送った水の量と、水道管を通り蛇口から出て家庭などで使われた水の量、これは料金収入対象のものですけれども、この比率です。この比率が高いほど効率的ということになります。有収率の高い低い直接水道事業の経営に影響するので、これを高いレベルに維持することは水道事業者の責務であると言えます。

ちなみに、全国の自治体の水道の平均有収率は90%前後とされています。つまり10%だけ無効水です。町の状況はどうなっているかという、この間の報告書にあったとおりです。有収率のこれまでの推移はどうなっているか教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

[建設水道課長 笠井順一 登壇]

○建設水道課長（笠井順一） 有収率の推移についてお答えいたします。今回、決算書に出させ

ていただいた内容では、飯綱町の有収率は69.09%という大変低い数字でした。平成26年には町全体で82%程度と、80%を超えていた状態でした。そこから1年間に1ポイント、2ポイントと有収率が下がってきている状態です。ただ、平成26年当初も水漏れの工事等が町内で幾つかあったのですが、そちらを改修することによって有収率自体は上がった状況でした。それ以降は現在まで減少傾向で推移しているといった内容です。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） 有収比率を今以上に上げるにはどうしたらよいかですけれども、この率が低いことは会計上重大な損失に当たります。昨日、ある議員から収穫したりんごを集荷場に持っていったら量がとても減っていたと聞きました。普通の農家だったら、どこだ、なぜだと振り返って探します。こういう対策をしなければいけないわけです。

これは会計上、減耗損に当たり原価にも影響してきます。その原因が漏水であれば、水源から貯水槽まで運び、その後浄化して飲用に供する水にする。そのためには、それぞれの作業を行うため電気代や浄水するための薬品代などの費用がかかっています。この高い経費をかけたものがどういうわけかなくなって売れなくなっている状況にあるわけです。この状態をいつまでも放っている状況は許されません。

もちろん、有収率が上がれば収入が上がるわけではありません。しかしその分、今言いました供給水量を少なくできるので、電気代や薬代は少なくて済みます。これが経費の節減に結び付きます。

少し違った方向から、この令和3年の有収率について見ますと、牟礼地区水道事業では有収率が64.71%、三水地区が77.68%になっています。これは先ほど言いました全国平均が89%前後だというのでだいぶ低いです。どのぐらい水がなくなっているか、金額で少し考えてみませんか。牟礼地区では6,961万3,000円、三水地区では2,013万2,000円、飯綱町合計で8,878万2,000円、これだけどこかに行ってしまうわけです。とんでもない金額です。これが5年で町全体では4億4,300万円、10年で8億8,700万円、この水がどこかへ行ってしまったことになるわけです。

もちろん、この有収率が上がれば不必要な水が出てきますので、この数字は有収率が上がることによって減っていくことにはなるわけです。けれども、この前の5年間というのは、もう水は5年分ぐらいたぶん流れていってしまっているでしょう。これだけの金額が無駄になっているということです。

配水された水道水が計測メーターを通らないのは、消火栓で使う水だけだと聞いています。公園の水も公衆トイレの水もみんな計測メーターを通っているということです。何が原因でこの比率が上がらないのか、もっと徹底した対策を行う必要があると思います。配管からの漏水が原因と決めつけずに、まずは基本に戻って給水の水量は正しいのか、つまり給水流量計は正しい数字を示しているのか、浄水設備に水漏れとなる故障等はないのか、各家庭などでのメーター不感水、つまりメーターを通さない流れはないのか、こういう基本的なところから徹底して調査すべきだと思います。

例えば、先ほど町長からもお話がありましたように、長野市などは水道局という別の組織があって、ここでは浄水、工事、漏水などの担当者がたくさんいて、だから相当高い有収率を保持しているわけです。これも先ほど町長からありましたが、飯綱町は容易ではないです。担当職員が何人もいないわけです。だからこの連携という話もこの部分では出てくるかもしれません。機械装置を使った漏水の発見については、他町村における機材を使った漏水管理も参考となるでしょう。

これらは町の仕事として実行するのはもちろんですが、自宅敷地内の水漏れなどについては、広く町民に協力を求めることも必要だと思います。町の広報誌で特集を組んだり区長会で呼び掛けたり、地道な方法かもしれませんが、これらの方法も大切かつ有効であると思います。

全国の市町村における平均有収率は90%前後と先ほども言いましたけれども、例えば隣の県の甲府市、平成29年度の有収率が82.49%で全国同規模自治体の平均90%よりも10%開きがあるということで大騒ぎになりました。金額にして4,000万円です。その後、有収率の向上策を取っています。このような認識を持って多くの自治体で対策事業を行っているわけです。

水道管が耐用年数を超えたり、超えようとしているのは何も飯綱町だけではありません。どこの市町村も同じです。昨日、課長が有収率は80%を目指して対策をしていくとおっしゃったけれども、この率をもう少し上げていただかないといけないと思っています。

ちなみに古いデータが先ほど課長から紹介がありましたけれども、合併した平成17年の翌年、飯綱町ができたときの有収率は牟礼地区が80%を超えて、三水地区も70%で、今、牟礼地区は16ポイントも落としてしまっています。三水地区は逆に7ポイント乗せていますけれども、まだまだ低い。この年の全国平均有収率は89.75%でした。繰り返しになりますけれども、有収率の向上を図ることは急務の責務です。特別対策チームを組織するなどの対応や、そのための予算措置が必要だと考えています。

そこで、有収率向上のため、これまでにどのような方策をしてきたか、あるいは今まで私が述べた意見も参考にしてどのような対策をしていく方向か、最後に質問します。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。非常に心に残る提案もございました。何とか対応をしていきたいと思っています。

今回はちょうど基本計画、向こう10年間ぐらいを見通した計画を今作っているところです。当然、その中に大きな意味での漏水対策、有収率の向上、これをきちんと検討していかなければなりません。

なぜ今だにご質問がありましたけれども、ようやく懸案であった水道問題に着手したのですから、それなりの予算措置を覚悟して事業の推進に当たっていきたいと思います。いろいろな節約をしていく上では、先ほど申しましたとおり、浄水場もほとんど手を加える必要のない上質な水を水源として使っている場合と、かなり消毒等をしなければならぬ水を使っている場合では、施設そのものも違いますし、その後の維持管理費も大きな違いが出てくると思っています。

そのようなことを総合的に調査したり研究したり、また個々の皆様のご家庭に広報誌等で

水道はどうか、漏水していませんかという、これは非常にいい提案をしていただいたと思います。どこかで特集でも組んでやったらどうかと担当に提案していきたいと思っています。いずれにしても繰り返しになりますが、県へ来年度、認可申請を上げるちょうどその年です。心して計画を進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口議員。

○7番（樋口功） さらなる決算審査を総務産業委員会に譲り、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は1時50分からとします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

---

◇ 石川 信 雄

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号10番、石川信雄議員を指名します。石川信雄議員。

[10番 石川信雄 登壇]

○10番（石川信雄） 10番、石川信雄です。それでは、質問通告書に従いまして順次質問します。

私は今回、人は宝なりという観点から質問したいと思います。

まずは地域芸能についてです。コロナ禍でイベントも減り、活動機会も減ってきております。

団体の育成や支援を手厚くしてはどうでしょうか。人の交流もなくなってきている昨今、地域が元気になることは魅力的なことと存じます。

実際の予算付け等はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 総称的なご質問なので、私の答弁が的を射ているかどうか疑問な点はあり

ますけれども。

権現太鼓は一つの郷土芸能。また、郷土芸能というわけではないですけれども、文化協会が中心になって進めている謡曲や歌、コンサートなど、そういう点については、太鼓など、器具等を買うにも町や教育委員会でかなり助成をしてきております。

ランニング的なコストの支援ということでは、文化協会に毎年 100 万円弱の予算を付けて活動をしてもらっています。器具等が必要なときにはそういう場合の支援、大正琴や子どもたちの何かなど、その都度対応してきております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 今、飯綱権現太鼓のお話が少し出ましたけれども、夏に岩崎観音の牟礼の駅前祭りで皆さん披露なさっておりました。観客からも大変好評であったと、私も見ていて思いました。そんな中で今回、県の元気づくり支援金の採択を受けているというお話も聞いております。

飯綱権現太鼓のほかにも、今は活動を休止しているようですが、グループという名称の子どもたちのダンスグループ。また、よく音楽祭の折に飯綱町でも演奏されているカメラータ・ナガノ、ゆかいなむらの音楽会など、いろいろ活動母体はあるわけですが、そういった団体の活動を見ると、見ているわれわれ観客も元気をもらえます。そういったことは人が生きていく上で大変重要なことではないかと思えます。

とかく今、コロナ禍で集会の自粛であったり、なかなか集まるのも遠慮される中で、数少ない機会の中で発表の場を設けていくことも非常に大切だと思っております。

県には文化政策課がありまして、下部団体に文化振興事業団があります。つい最近ですけれども、今年度、信州アーツカウンシルという事業を始めました。その中で市以下の町団体では、軽井沢町と辰野町がBプログラムの活動基盤強化支援事業で採択されております。軽井沢町は2事業、辰野町は1事業です。それぞれ軽井沢が424万4,000円、辰野町は300万円です。これは県が間接的に支援する事業ですが、こういった事業を飯綱町の住民の皆さんにもお知らせを図っていくことは大切なことではないかと思えます。

これまで元気づくり支援金事業などは広報等でもお知らせをしてきたかと思えますけれども、こうやって県が、肝いりと言えるかどうか定かではありませんが、新しい切り口を開いたということは、それなりに町も足並みをそろえてやっていくことは大切かと考えております。

町長はこういった新しい取組に対してはどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 今のご提案のあった県等の事業の導入、これはもう全くやぶさかではございません。どんな事業がどの団体に適しているのか、そんな研究を進めて、大いに受け入れたいと思っています。

そもそもコロナでないときには、文化協会も夕涼みコンサートなどいろいろやっていただきました。私は文化の香りがする飯綱町が大好きで、売りの一つだと思っています。

前にも議会でお話をしたことがありましたけれども、2週に一遍、木曜日の信毎の歌壇・俳壇には、飯綱町の常連さんが5～6人います。素晴らしい一句を拝見して、木曜日を楽しみにしています。町で5人も6人も出てきているのは、県下ではほかにあまり例がありません。

そういう意味では、文化的にも飯綱町は高い水準にあるのかと喜んでおります。大いに研究をして導入していきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） ただ今、文化協会のことが町長から発表されましたけれども、所管は教育委員会になるかと思いますが、コロナ禍における活動状況はいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

[教育次長 高橋秀一 登壇]

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。先ほど町長の答弁でもございましたが、町では平成30年度以降、毎年70万円の補助金の予算措置をしております。

コロナ禍の状況で、令和3年度につきましては、協会と話をする中、協会の文化協会祭やきらめきコンサートが開催できなかったということで、補助金が、最終的に50万円協会へ申し上

げております。その前の年はもっと低い金額です。

令和4年度に入りまして協会自体の活動も徐々に始めておりますけれども、令和2年、令和3年につきましては中止等が続いていた状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 文化協会の状況は今のお話を聞いて承知いたしました。

先ほど申し上げましたが、県でいう文化政策課というものが町の中にも課としてあればいいのでしょうか、町の規模では難しいということもあるのですけれども、ぜひ企画課あたりでこのような文化的な事業を企画していただくのも結構かと存じます。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 困ったときは企画にお願いという、何でも企画課が出てくるのですけれども。芸術文化については文化協会、または新たに芸術協会のようなものを立ち上げてもいいですけれども、なんとか民間の力を活用させていただいて、そこに町の支援や、その事業等の導入についての仲介の労を大いにやっていくなど、そういう形で当面進めさせていただいたらどうかと思います。

やるとなると1つの課に担当者を置いてうんぬんとなりますので、それだけの需要と重要性が出てくればもちろんあれですけれども、いろいろな意味でお力を借りるということで、当面は先ほども申しましたとおり民間のお力を借りる中で進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） そこら辺は県も誠にうまいやり方を考えておりまして、行政の直接的支援ではなく、そういった信州アーツカウンシルというような組織を立ち上げてやっているわけです。

企画課の委託事業の中で、カンマッセいいづなにフューチャースクールや事業チャレンジというような事業委託もしています。ここはぜひカンマッセいいづななどに、文化的な祭典とい

うのはどうかと思いますけれども、そういった事業を委託してもよろしいのではないかと  
思います。町長のお考えをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 相手のあることですので、一つのご提案として考えていきたいと思っ  
てお  
ります。

1月2日にウィーンフィルのニューイヤーコンサートがテレビで放送されます。最後に『青  
きドナウ』が演奏される有名なコンサートです。あのようなものが飯綱町で、1月2日はしっ  
かり支度もよくして「今日はニューイヤーコンサートだね」というような企画や段取りをして  
くれるような事業団がうまく育ってくれればと思います。

議員がおっしゃるとおり、その一つにカンマッセというような団体も参考にさせてもらいた  
いと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今度の9月18日に霊仙寺湖畔でイベントがありますけれども、そこにも  
いろいろ催し物があつたかと思えます。あのような試みを、もう少し規模を大きくして、それ  
こそ今、町長が申されましたように、第2のサイトウ・キネン・フェスティバルのようなもの  
になってほしいという思いもあります。

18日のイベントについて、町長は今どのように捉えておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お誘いがありまして、開会のあいさつを申し上げ、そしてしばらく楽しん  
でいきたいといひますか、よく中身を見てくる予定にしております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 2回目も実施していただけるように関係者の皆さんにもお願いしたいとこ  
ろです。この地域芸能についての質問はこれで終わりとさせていただきます。

続きまして、職員の配置と人材育成についてお伺いいたします。DX推進室など、横断しての連携は素晴らしいと思います。各課においての職員の配置は適正でしょうか。これは副町長ですか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。職員の配置につきましては各課、各係、実際の業務量をもとにいたしまして、それに見合った適正な人数を配置することが基本です。

それぞれ各課、各係の業務量については、ほぼ毎年同程度で推移するものもあれば、あるいは社会情勢の変化、国や県の制度改正、町としての新たな施策の展開、そういったようなものに応じて業務量の変動してくる場合もあります。そうした状況を把握するために、町としては人事担当者、私や総務課長になりますけれども、毎年各課の業務状況、あるいは人員配置に対する要望の聞き取りを行いまして、適切な数の人員配置に努めているところです。

特に、状況によって緊急的な対応が出てくるような場合もあります。そういった場合には年度途中での人事異動というようなことも随時行い、柔軟な対応に努めている状況です。今後も各部署の適正な人員把握に努めて、適正配置を行っていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 地方創生事業が落ち着いて残業も減ったかと思えますけれども、過剰な残業になっていないか、また、精神的に具合が悪くなった職員がいないかについてもお伺いします。もし休職者がいるとしたら現在何名いらっしゃるのかお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。先ほど議員からご指摘がございましたように、業務量がいろいろと変動する中でメンタル的な面で悩んでしまったり、あるいは業務量だけでなく、いろいろな住民対応や仕事の内容によっては、職員に掛かる負担が多くなっている状況かと思えます。

超勤につきましても個々把握しておりますが、過量な超勤等によって非常にメンタル的に悩んでしまったり、苦勞を抱えている職員について、明確には把握しておりませんが、現時点で休職扱いになっている人は1人いるところです。

メンタル的な相談につきましては、専門の職員により町で対応しておりますので、そういったところへ相談を投げ掛けたり、町で契約している病院等もありますので、そういったところを随時紹介しながら対応している状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私が議員になってから、思いつくだけでも、定年を迎えられる前に退職された職員も何名かおられます。定年制延長の議論も出てきていますけれども、その定年延長に対してもいろいろな考えがあるかと存じます。町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご質問の答弁の前に、結婚や何かで東京に行ってしまうような場合を除いて、定年を前にしてお辞めになられる方は、大体2年から3年ぐらい治療をしている期間を持っています。そして、どうしてもということでは退職という道を選ばれるのが一般的で、病気になったからすぐにお辞めになるという例はあまり見てきてはおりません。

今ご質問の定年延長は、とかく年金の支給が65歳を超えてからということもありますが、正直、今の60歳は現役そのもので、私は少し若過ぎると。65歳ぐらいまで十分働いてもらいたいと思う職員もたくさんおられます。

お医者さんについても定年延長を検討させてもらっておりますけれども、残念ながら2年に1つずつしか定年が延びていけないので、65歳までになるには10年ほど向こうになります。

時代の流れとして、その人に十分に働いてもらわないと能力的にももったいないと思います。私は大賛成といいますか、当然のことだと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私自身も定年を前に退職されるのは非常に人的損失かと思っております。

定年延長は私も賛成の口ですけれども、そんな中で、定年を延長しますと役職の問題が出てまいります。上がつかえていると、下がなかなか上に上がっていけないということもありますので、そのさじ加減が大切かと思えます。

町長はそれに対しての予防策といたしましょうか、考えられることはありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 自分を例にして言えばいいんですけれども。例えば、今の定年延長は、総務課長で定年を迎えたら61歳でも総務課長をやっているというわけにはいかない。役職は下りてもらおうとなっているのです。さて、定年延長が実際に実施されても、役場にそういう状況でいらっしゃる方がどのぐらいいるのか、一つ疑問な点です。

そういう意味で、いやすいような部署や立場をどうって確保して、その貴重な能力を生かしてもらえばいいのか、これは少し理事者として考えなければいけないことだと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） キャリアがうまく機能するようにお図りいただきたいと思います。

それでは次にまいります。退職者を見据えた役職のステップアップは重要でありますけれども、人材の登用と育成はできているかについて質問いたします。

実は相澤事務長を目の前にしてなかなか申し上げにくいことですが、この春から病院の事務長が相澤事務長になったわけですけれども、これまで大川事務長でいらっしゃいましたけれども、相澤事務長も今年定年の対象の年かと思えます。ここへ来て、どうして残り1年の方を入れられたのか、いまだに少し首をかしげるところです。

町長の選定に当たっての経緯をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 人事は長に与えられた最高の権限の一つですので、ぜひそういうことでお聞きいただきたいと思えます。

病院関係の人事については、病院長と深く相談させてもらっています。どちらかといえば、伊藤病院長の「こうなったらありがたいね」という方向で検討させていただいた経過があります。その結果が今回の形になったと、答弁はその程度にさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） 病院の事務長人事について若干補足をさせていただきたいと思います。

町長からは総括的な答弁をさせていただいたわけですが、実は病院の事務長人事というのは、どこの市町村自治体でも非常に苦勞をしているのが実情です。

前大川事務長はもともと病院、中央病院の当時から、ずっと事務の職員をされてきたわけですが、昨年退職の時期を迎え、後任の人事のことについて町長ともいろいろと相談を重ねてきたわけです。

その中で、他の市町村にも問い合わせをして聞いていますが、やはり病院の事務長はほかの部署と違って、2年、3年やったところで異動をして、事務長になってすぐにできるかといえ、なかなかそうはなっていない。

病院の場合には病院経営がありまして、診療報酬がベースになってくる中で、どういうスタッフを入れればどのぐらい診療報酬が上がる、どういう機械を入れればどの程度収益が上がる、そういったところから病院、ドクター、ナース、あるいはコメディカル、いろいろなスタッフとのやりとりも出てくるわけです。

そのような中で事務長となる方の人選については、どこの自治体病院も非常に苦勞しているという実情をお聞きしておりまして、中には外部の病院からヘッドハンティングをしてきたり、あるいは長年事務長をやられた方を再任用でそのままの状態でも苦勞して置いているところもあるようにお聞きしました。

そういう中で、今回、相澤事務長をお迎えしたわけです。相澤事務長については北信病院にもおられまして、非常に病院の事務に精通されている。また、社会福祉協議会の事務局長もされたという中で、医療と福祉の連携という面からも、今回の後任人事については非常に適して

いる方ではないかと。

また、個人的にも、北信病院におられたときに院長とお付き合いもあったという点も総合的に考慮いたしまして、今回、相澤事務長にお願いしたというものです。

そういった実情もあったということですので、その辺のところもご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 病院は先ほどの水道と一緒に公営企業会計です。特殊という表現はあれですけれども、特殊な会計、一般の行政とはまた違った位置にあるということは承知しています。

以前の一般質問で、病院の扱いについて、独立行政法人に移行したらどうだという質問もしておりますけれども、町営でありますから、裏を返せば直営ということでもあります。それならば職員をその職に充てるというのは普通ではないかと思えます。

ただ、副町長がおっしゃったように、医師会やドクターとの付き合いもありますので、特殊な事情があるとは存じておりますけれども、55歳くらいの、5年くらいの期間で事務長を任せられるような人材を育てていくことも非常に重要なことかと存じております。

相澤事務長の任期の間に後任の方を探せる見込みはありますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 相澤事務長がいる間に、今の話の55歳のときにバトンタッチを受ける人材を育て送り出したらどうだというようなご提案はそのとおりですけれども、それがなかなかうまくいかなかったわけです。うまくいってればこういう話にはなりません。その辺が人事というもので、この議会で、あの人を送ったのだけれども、どうだこうだというのは答弁としては控えさせていただきたいと思えます。

実際の話、「彼に来てもらっても病院側ではなかなか病院経営は無理だと思います」「じゃあB君ではどうでしょう」「なお無理でしょう」というようなやりとりの中で、今日のような形が出てきました。

これは病院に限らず、今日後ろに控えている役場の課長、次長たちについても、これからしつかりバトンタッチを受けていく人材を確保し育成していくことは、行政をやっていく上で共通の課題だと思います。

前長野市長の加藤さんとお話する機会がよくありましたけれども、「本久は総務部長や技術の親分がいなくなると大きい打撃で、あしたから会社がどうやって回っていくか分からないのだけれども、行政は不思議だな。トップの総務部長が辞めても次の日から何ら変化なく行政は進む。行政はそういうものか」というお話をされていました。これは、ある一定の組織力で動いている団体ですので、企業とは少し違った面もあろうかと思っています。

いずれにしても、人材の確保はおっしゃるとおり大変大きな課題だと思って取り組んでおります。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 上に立つ者の能力はもちろんですけれども、人望であったり、信用であったり、面倒見だったり、いろいろなことが要求されます。そんな中で後進を育てるということとは、通常的一般事務とは違って一つの大切な仕事だと思っております。

また、スムーズな人材の育成と、昇給昇格を皆さんがなされることを願ひまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（渡邊千賀雄） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

明日9月7日の一般質問は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、1時間繰り上げて午前9時より開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9月7日の一般質問は午前9時に繰り上げて開くことに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時22分

令和4年9月飯綱町議会定例会

( 第 4 号 )

令和4年9月飯綱町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年9月7日（水曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行

保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	平井喜一郎
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	清水純一

---

**事務局職員出席者**

事務局長	梨本克裕	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

一般質問一覧表（9月7日分）

順	議席	氏名	発言事項	答弁者
6	4	瀧野良枝	1 地域内の育児援助活動（ファミリーサポート事業）の推進を	町長 教育長
			2 部活動の地域移行の方向性は	町長 教育長
7	2	中井寿一	福井団地内の太陽光発電施設計画について	町長
8	13	伊藤まゆみ	1 犯罪被害者等支援条例の制定を	町長
			2 町長の政治姿勢を問う	町長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） おはようございます。一般質問の2日目であります。傍聴者の皆さん、おいでいただきまして、ありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和4年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

---

◇ 瀧野良枝

○議長（渡邊千賀雄） 発言順位6番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

[4番 瀧野良枝 登壇]

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問いたします。

事前通告いたしました2点目の部活動の地域移行につきましては、昨日も質問がございましたので、ファミリーサポート事業について重点的に質問をさせていただきます。

それではファミリーサポート事業の推進について、こちらは平成30年3月に行いました一般質問の再質問となります。

事業の概要を申し上げます。町内在住の生後6カ月から12歳までのお子さんが出て、援助活動を受けたい依頼会員と、町内在住で指定の養成講座を受講した提供会員とのマッチングを行い、託児や送迎など地域内での育児援助活動を推進する事業となっております。以降はファミサポと表現します。

町では、ファミサポの推進が各種計画に明記されております。第2次飯綱町総合計画後期基本計画においては、子育て世帯を地域で支え合う仕組みの拡充項目として掲げ、KPIでは令和8年度に会員数50名と設定しております。

また、個別計画としての第2次飯綱町子ども・子育て支援事業計画においては、保育サービス充実施策の中での休日保育事業として、保護者の就労等により日曜祝祭日にもファミサポ事業での保育を実施すること。また、子育て支援の体制強化施策として、依頼会員と提供会員の増加に努め、事業の円滑な実施を図ることが明記されております。

同じく個別計画である第2次飯綱町男女共同参画計画においては、子育てサービスの充実の項目において、きめ細かい子育てニーズに対応するサービスとしてのファミサポの利用促進を掲げております。

そこで事業の活性化に向けた取組についてお伺いします。これまでの事業実績については、行政報告書によりますと、平成27年度は託児7回、送迎110回の合計117回。平成28年度が託児はなし、送迎が61回。平成29年度が託児のみ8回。平成30年度が託児2回、送迎23回、合計25回。令和元年から令和3年までの3年間は託児、送迎ともに利用実績はありません。

先ほどのKPIでは、会員数について令和8年度に50名と申し上げましたが、令和3年度の報告では依頼会員が21名、提供会員が17名、依頼会員であり提供会員でもある両方会員が2名の合計40名となっております。この現状をどのように捉えているか、一番の課題と感じている点についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答え申し上げます。今ございましたとおり、ここ3年間の利用の実

績はありません。コロナ禍という点を考慮しても実数は少ないと思います。

課題につきましては、ここ数年利用がないことから提供会員の経験値も下がってきており、お子さんの預かりに関して不安を感じていること、提供会員が高齢化してきており、新規の会員が増えないことなどです。一番は、依頼会員の急な要望、希望にすぐお応えできない点かと思っております。利用に当たり、依頼会員から申込みがあつてから、まず提供会員に援助を依頼しまして、日程や時間などの条件が合った場合のみ相互で事前打合せを行ひまして、その後実際に利用となります。マッチングまでに時間を要する、使い勝手が悪いところが一番の課題かと捉えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 確かにマッチングまでに時間がかかるというところで、飯綱町のファミリーサポートはかなり前に申込みをしなければいけないのですが、長野市では、特に規定がなく、しっかりと事前打合せができて、提供会員、依頼会員ともにきちんとマッチングできればすぐにサービスが提供されるということになっているかと思ひます。

また、この利用が進まない要因の一つとして、そもそもニーズがないのかという点については、平成30年度の子ども・子育て支援計画のニーズ調査では、定期的に利用を希望する事業としてファミサポは17.4%との数字が出ており、保護者にとって一定の期待値があると考えられます。

次に、事業の周知方法と住民の認知度についてお伺ひします。サービスの利用対象者である生後6カ月から12歳までのお子さんをお持ちの保護者に、事業の内容が周知されているか、また、提供会員になり得る住民の皆さんにも、現段階でどれだけこの事業が認知されているか見解をお伺ひします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。周知の方法ですけれども、町のホームページ上での周知や子育て支援センターへのパンフレットの設置、支援センター利用者から相談などがあ

ったときに情報の提供を行っております。

昨年度3月、今年3月ですが、飯綱町子育てガイドブック2022年度作成版を18歳までのお子さんがある全世帯に配布をいたしました。こちらには、子育てに関するさまざまな情報を掲載しており、ファミリーサポートセンター事業についても掲載していることから、認知度は上がってきているものと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） ただ今、サービスの利用対象者である保護者もしくは、さらに上の世代に対しての周知についてはお伺いしたのですが、子育て世帯ではない、提供会員になり得る住民の皆さんへの周知はどのようにされているかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 提供会員になり得る皆さまへの周知ですけれども、ここ1～2年、コロナ禍という状況もございまして、積極的なアプローチ等はありません。広報、ホームページ等での情報提供になっております。ただ、新しい施設ができましたので、特にワークセンターなどを利用されます皆さまには個々に情報の提供を行いまして、提供会員等になっていただけるような取組もしております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に提供会員の確保策についてですが、他の自治体でも課題とするところが多く、地域自体には子育て力が潜在的にはあるものの、その力がうまく発揮されていないとも指摘をされております。当町においては、提供会員の確保についてどのようなアプローチ、今、周知のお話をいただきましたけれども、さらに一歩進んだアプローチはされておりますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。提供会員に限らず、依頼会員、強いて言いますと

ファミリーサポートセンター事業自体ですけれども、冒頭に議員からありましたとおり、本来の目的は児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行うこととして始まった事業です。子育てを地域のみなどで支えていこうとすることを目的としております。

しかし、ファミリーサポートセンター事業の制度のもとでは、どうしても限られた支援となってしまうと教育委員会でも感じております。この制度にとらわれないサービスの提供に向けて、現在情報の収集を行っておるところです。

国でも、新たな補助事業としまして、子育て世帯訪問支援臨時特例事業など、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援を推進しております。

その中の一つとしまして、子育て世帯等を対象としました訪問家事・育児支援の訪問型支援事業があります。家事支援では食事の準備、洗濯、掃除、買い物などの代行支援。育児支援では、保育所等の送迎支援などが考えられます。国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1の補助事業となっております。

サービスの実施につきましては、NPO法人や社会福祉法人等への委託も可能となっております。既に、これら事業を請け負う法人も近隣では活動をされております。現在、新たな支援に向けまして、情報を収集しまして研究を行っておるところでございます。

3月に行いましたアンケートでも、「毎日子育てをしているとほんの少しでいいので自分の時間が欲しくなる」などといった声も多く聞かれます。引き続き移住者等の声なども聞きまして、ファミリーサポートセンター事業としましてはその特徴、それぞれ目的がありますので、ファミリーサポートセンター事業の充実とともに、その他のサービス提供に向けまして研究をしておるところですので、今後も情報収集、研究を行ってまいりたいと現在は考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 長野市はNPO法人に委託してこのファミリーサポート事業を展開しております。同じNPO法人の中で、ホームスタートなど各種の事業を提供しております。

実は今回の質問をするに当たり、私自身が長野市で提供会員の養成講座を受講してまいりま

した。理由は3点ありまして、1番には過去に依頼があっても提供会員とのマッチングできなかったとの報告もありましたので、困っている方の手助けができればという思いと、ファミサポが活発に利用されている長野市の取組を学ぶため。また、講座を受講されている方の思いを直接お聞きできればということで参加してまいりました。

先ほども申し上げたように、NPO法人に委託をして事業展開をしておりますが、本当に長年の経験の中でシステムがしっかりと整備されており、多くの事例から実践的な学びの場となっております。さらには、受講生同士の横のつながりといいますか、例えば、今までは必要なかったけれども、現在必要な感染症に対するリスクマネジメントなどといったところを、グループワークをしながら学んでいく実践的な学びの場でした。

また、受講生の方にお話をお聞きすると、自身のお子さんが小さい頃にファミサポにお世話になったので、今後は今困っている保護者の役に立ちたいということで受講されている方もいらっしゃいました。

私も普段住民の皆さんから相談をお受けして、子育て支援について考えるときに、いつも感じているのは、子育て中の悩みというのは一時的な悩みである場合もあり、ある一定の時期が過ぎると自然に薄らいでいく問題も実は多いのです。過ぎてしまえば大きな問題ではなかったと思えることも、そのときは本当にとっても真剣な悩みです。そんな思いを理解できる共感力の深さという意味でも、昨年度は子育て中の方も提供会員に登録されたという記載が行政報告でありますが、現在、子育て中の方、また過去に依頼会員であった方に提供会員になっていただくことは大きな意義があるかと思えます。

そのようなアプローチについての考え方、さらに先ほどワークセンターというお話もありましたが、その取組を発展させまして、子育て支援センターを利用している方やワークセンター利用者のグループ活動としての展開も含めまして、考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、瀧野議員からご提案いただいたことは、ある

意味、新たな起業のビジネスチャンスといたしますか、そういう萌芽を持っていると考えております。ファミリーサポート事業は、国や県の補助などを受けてやっているものですので、どうしてもやはりそこにはいろいろな枠があります。だから、補助金は欲しいけれども、自分勝手にやらせてということではできません。

それを仲介するのが行政ということになりますと、やはりいろいろな手続きがあって、本当に今必要という時になかなかマッチングができないなど、いろいろな制約があると思うし、私たちもそれはある程度自覚しております。

そういう中で、先ほど次長が言いましたけれども、例えば、子育て中のお母さんたちが買い物に行く、自分の美容院に行かなければならないから子どもを2時間預かってほしいというだけではなく、一日中家でずっと子どもと一緒にいるけれども、その中でほんの少し1時間、2時間子どもから手を離して何か自分の時間を持ちたい。そういう時に、役場に電話してファミリーサポートを頼みたいといっても頼みづらいですね。そういう時に、例えば子育ての経験がある方が起業をして、NPO 法人を立ち上げてくださったりして、そういうところと直接やりとりができるといういろいろな壁が、もっとハードルが低くなるのではないかと。

それは、これからの子育て支援というだけではなくて、起業という面から見ても一つの可能性ではないかと考えています。ワークセンターを中心にそんなことが広がっていけばいいと考えているところです。

いいご提案をありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、ワークセンターなどのビジネスチャンスとして、起業という面で考えていったらどうかというところですが、例えば、最初からビジネスとして子育て支援の活動ができるかというとなかなか難しいところがあります。ほかの自治体でも、子育てグループの皆さんで、このファミリーサポートの活動をされている方もいるのですが、例えば、提供会員をやってみてもいいという方にお声掛けをしたところ、子どもも好きだし時間もある程度融通が利くけれども、初めから1人で他人のお子さんを見るのが不安だという方もいらっしゃいまし

た。

例えば、提供会員のスタートアップを支援する意味で、初めての活動に関しては何人かの提供会員で1人のお子さんを見るということも可能なシステムにすれば、1人は提供会員で、1人はサポーターとして活動してみて経験を積むという意味でも、先ほどのビジネスに発展させていく、起業支援という意味でも、そういった活動をスタートさせていくことができるのではないかと思います。

ただ、ファミリーサポートの枠の中でやるとすると、1時間600円から700円という料金が発生するのですが、これを人数で割ったり依頼会員に増員分の負担をさせるのではなく、活動のスタートアップ支援として、それこそ起業支援として、このファミリーサポートをまず足掛かりにしてくださいという意味で、例えば提供会員と同額とまではいわないけれども町からサポーターの分を少し補助して、活動を活発にさせていただき、経験を積んでいただくことに関してはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今ここで具体的にはっきりと申し上げられることはないですけども、例えば、今、考えているのは、子育て支援センターで保育士を確保して託児を行っています。実際には、子育て支援センターでいちばん利用が多いのは午前中です。午後になると、お子さんはお昼寝などで意外と数が少なくなってきます。そうすると、午後は託児にいる保育士の手が比較的空いてくる。そういう保育士が、今度はファミサポの訪問型に行ってお母さんの援助をする。それだと本当にお母さんも安心して利用できるのではないかと。慣れてしまえばいいかもしれないけれども、いくら経験豊かな方といっても個人的なつながりがないときには、そこに行くまでのハードルが高いです。子育て支援センターで顔なじみの保育士さんなど資格を持っている人ということならやりやすいかと思います。

ここで私が言ったからすぐに形になるのではなくて、そういうことも考えていろいろ検討しているという段階です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今ファミリーサポート以外のサービスの展開を考えていらっしゃるとお聞きしている中で、何度もファミサポについてお聞きするのも申し訳ないのですが。ただ、町の計画にしっかりと明記されておりますので、ある程度、方向性をつけていったほうがいいかと思っております。

そんな中で、事業の提供場所について、以前ファミサポは公共施設などのオープンな場所でのサービス提供を望む声が多いということで、支援センターの中で活動ができるかとお聞きしたら、活動ができますということで、現在ではファミサポの活動拠点となっております。支援センターの開館時間内であれば、先ほどおっしゃったように保育士の先生がいらしたり、また、ワークセンターの託児も同じ施設内で行われておりますので、保育の専門家が近くにいる状態での活動は、預ける側も預かる側にも大きな安心感もあります。ただ、支援センターの開館時間が平日の午前9時半から午後4時までとなっており、平日夕方、土日祝祭日などにサービスを提供する場合には利用できない状態となっております。

ここで押さえておきたいのは、一時的な保育が必要であれば保育園の一時預かり、小学生であれば児童クラブの利用などができますが、それらが利用できない時間帯のサービスを補完するのがファミサポの活用方法の一つであるとも言えます。子ども・子育て支援事業計画には、土曜日の支援センターの開放を検討すると明記されております。支援センターの開館時間の拡大について、保護者の要望等も含めまして、現在の方向性はいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。時間外または土日祝日等、休日の事業提供のための子育て支援センターの開放ですけれども、現在、施設には職員が2名しかおりません。施設の管理上から、延長等を行うとなりますと、必ず職員の在席が必要不可欠になってくるかと思っております。現段階では、開放希望に応えることはなかなか難しい状況です。

ただ、事業にかかわらず施設全体としましては、このお盆期間中、普段未就園児しか受入れ

ができないところを、保育園児などの大きなお子さんの受入れを試験的に行うなど、いろいろな試みを、今、行っておるところです。土日等につきましても、これから試験的にイベント等を開催する中で、ニーズ等を把握していきたいと考えております。

現段階ですぐにということは難しいところですが、いろいろな試みをする中で住民ニーズを把握し、今後、検討したいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） この子育て支援センターの2階にあるワークセンター利用者拡大の話し合いの中で出たのが、PTAの役員や子どもの習い事の役員になってみて、急にパソコンで文書作成をしなくてはいけなくなり、ワークセンターでパソコン教室があればありがたいとお話もありましたが、働いている保護者であれば施設がオープンしている時間帯に訪れるのが難しいというお話もありました。ワークセンターの利用者拡大も考慮しながら、また今後、検討していただければと思います。

現在、支援センターの状況からしても時間の延長は難しいということですが、先ほど申し上げたとおり、ある程度オープンな公共のスペースで、施設の担当者でなくても施設の管理人など、ほかに人が常駐している場所でのサービスを希望される会員が多いという意味では、例えば町民会館内のプレイルーム、メーラプラザ内のプレイルームなどをサービス提供の場所として想定する可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。公共施設の開放についてですけれども、現在ファミリーサポートセンター事業の実施要項の中では、子どもを預かる場合には、原則として提供会員及び両方会員の家庭において行うという定めになっております。この辺は規則を改正すれば十分対応できるわけですが、

また、町民会館などを利用する場合につきましては、会員間の合意のもとで決定することとなります。利用するに当たっては安全な場所での預かりになりますので、会員相互の合意のも

と、合意が得られれば公共施設等での利用もできるかと思います。

既に施設の開館時間も夜 10 時までとなっていますので、利用は可能かと思います。ただ、料金面や予約などの面については考慮していかなければならないと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 次に、長野地域連携中枢都市圏の取組の中での展開についてお伺いします。

現在、飯綱町で提供会員になる場合には、町単体での講座を開催しておりませんので、連携中枢都市圏の自治体として、長野市での講座に参加にすることになります。この長野市で開催されている養成講座の受講状況はいかがでしょう。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 講座の受講者につきましては、令和元年度、令和 2 年度ともに 0 です。

令和 3 年度につきましては 1 名、本年度も現在 1 名の受講者がおります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4 番（瀧野良枝） 飯綱町内で提供会員のマッチングができない場合は、長野市の提供会員からのサービスを受けることができることになっており、サービス提供は時給換算ですので、どうしても困った場合には、長野市の提供会員が自宅を出て自宅に戻るまでの時給をお支払いすると飯綱町の方でもサービスを受けられるようになっています。

そのような利用についての案内があったか、また、マッチングの実績があったかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。案内等を行っておりまして、飯綱町の方 2 名が依頼会員として登録をされております。

ただ、依頼会員としての登録はありますけれども、現在まで利用はないとのこと。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） ちなみに、長野市のファミサポは3月末現在の登録会員数が依頼会員1,323名、提供会員が389名、両方会員が79名となっております。サービス内容は、通常保育に加えて、病児、病後児保育もファミサポで行っております。長野市は転勤族が多く、ファミサポの需要が高いために活発な利用が進んでいるというお話を伺いました。

飯綱町においては、自身か配偶者の父母と同居、または車で30分以内の範囲に住んでいて、緊急時には育児のサポートを受けられる方が多いという調査結果が出ておりますが、移住者で親族が近くにいない子育て世帯も増えてくると考えられる中で、セーフティネットとしての整備も必要になってくるかと思えます。

ファミサポの活動支援をしている一般財団法人女性労働協会の育児サポート第4版のテキストには「育児サポートはまず第一に、その時間帯の子どもの安心と充実の生活を支えるものである。同時にそれはその活動を通して、それぞれの地域における親の生活の安心や元気を支えるものでもある。親と子が地域の人と出会い、信頼関係を育て地域に生活の根を下ろしていくきっかけともなる。地域に困ったときに助けてと言える相手がいる。わが子の育ちを一緒に喜んだり、心配してくれる人がある。というのは親にとっては心強いことである」と記載されておりました。

改めて、移住者支援という意味での地域内の援助活動について、町長の考えをお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今ずっと伺っていて、わが家などを考えれば、じいちゃん、ばあちゃん、娘夫婦などのあんばいで面倒を見てくれる人たちがいるわけですけれども、核家族になったことによって、そういう人がいなくなり、急な病、急な用事等について需要が大きいのだろうと思えます。

日本一女性が住みたくなる町をスローガンとして掲げている飯綱町です。女性が子育てをやりやすい、そういう意味では何とか地域で見るようなシステムを少し構築したいと思っております。

先進地のいい例で、時間外保育が中心だったようですけれども、芋川なら芋川地域で、時間外で公共施設を使えないときに、防災センターのようなところに子どもを集めて保育する、これは素晴らしい実績を上げているという報告書を読んだことがあります。

やはり、移住を目標に人口増を図って事業を進めている上でも、議員ご指摘のように、地域でシステム的にスムーズに安心して任せることができる、預かることができる、隣の子どももうちの子どものようだというような雰囲気を醸成していく、これからはそういうソフト事業を一生懸命やる時代に来たのだとつくづく感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 時間が限られているので、ひとり親家庭などへの支援については少し割愛いたします。

今回、令和3年度の行政報告書から見る町の課題として何点か目に付いたものの中で、保育の面では長時間保育に3歳未満児が多いという点、里帰り出産での利用もあり、一時保育の需要があるという点から、保育人材確保としての可能性、子育ての不安解消をメディアに頼ってしまったり、他人とのコミュニケーションが苦手な保護者がいるという点で、地域で緩やかに親子を支える仕組みづくりの可能性、農業部門の労働力不足という点から、小さいお子さんと一緒に農業の仕事に従事したいという保護者を支える援助活動としての可能性など、地域や町にとってもいわゆるソーシャル・キャピタル、一昨日も話が出ておりましたが、社会関係資本の醸成につながる可能性のある取組であるかと思えます。この点についての見解を町長にお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全く総合的な面で、今おっしゃったご意見は極めて深い意味があって、この事業を導入すれば、その問題は解決するというような単純なお話ではないと思えます。

昔は、縁側に寄って皆さんお茶を飲んでいってくださいという家だったのが、今は入って来てはいけませんという家の造りです。こういう中で、議員がおっしゃるような気持ちを育てて

いくには、かなりいろいろな方面から総合的な対応をしていくことが大事だろうと感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 残り5分となりました。続きまして、部活動の地域移行の可能性についてピックアップしてお聞きしますので簡潔にお答えをお願いします。

地域移行に向けたスケジュールと協議体制についてですが、まずは準備委員会を早急に立ち上げると答弁がありました。全体的なスケジュールと協議体制について改めてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） お答えいたします。当面休日に限った移行です。一番は、地域の受け皿、指導員等の確保と申しますか、そちらの体制が整わないと細かい点については先に進みません。昨日も答弁させていただきましたが、早い段階で準備委員会を含めまして協議会、各機関との連絡調整をする機関を早急に立ち上げまして、指導員等の確保を優先的に進めたいと現段階では考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） では、年度的な見込みなど、具体的な全体的なスケジュールはまだ決まっていないということよろしいでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 提言の中にも3年間をめどに、最終的には令和7年度に移行できるよという国の提言もあります。それに向けてスケジュール等を組んでいるわけですが、今、申し上げましたとおり、今年度、来年度の早いうちに協議会等を立ち上げ、併せて、例えば施設の確保はどうするのか、保護者等の費用の負担はどうするのか、そういったものを来年度から詰めたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 最後にコンパクトにお聞きします。具体的課題の中で、今、出た施設の確保策についてです。部活動が地域移行されたとしても、学校内を活動の場とすることが想定されます。現在でも、教室の外のオープンスペースで活動をしている運動部もあるということで、地域移行された際には、学校のしっかりとした体育施設の中、もしくは町内での体育施設での活動を要望される可能性も十分に考えられるかと思います。

ちなみに、今 B&G の予約のために、中学部活動の保護者とジュニアチームの保護者が予約開始の1時間以上前から並んで予約を取るという競合の場面が既にあります。

その中で、町内体育施設の現状の使用状況についてですが、町内であれば減免されるということで、使いやすい反面、キャンセルをなかなかしないでそのまま過ぎて、ほかの利用者の利用機会を奪ってしまっている現状も見受けられております。民間の施設であればキャンセル料も発生しますので、このあたりはシビアに感じるかと思います。公共の施設であっても無断キャンセルに関してはペナルティーを課して、期限を決めて利用制限をかけたり、ペナルティーを点数で加算し、予約が重複した場合の抽選に当たりにくくなるという措置を取っている自治体もあります。

時間がありませんので、このあたりに関してまたご検討をいただければと思います。

町で、DXの推進ということで、今後、公共施設の予約システムの導入を令和4年度内に検討するとお伺いしました。例えば、この予約システムにリマインドメールなどの機能が付いて、予約日3日前、前日、当日と連絡が入ることによって予約確認の作業がスムーズに取れるようになり、部活動はもちろん、多くの方に利用の機会を増やし、施設が有効に活用されることを願っております。

以上、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

それでは暫時休憩に入ります。再開は9時55分とします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時55分

---

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位 7 番、議席番号 2 番、中井寿一議員を指名します。中井寿一議員。

〔2 番 中井寿一 登壇〕

○2 番（中井寿一） 2 番、中井寿一、通告に従い質問を行います。よろしく申し上げます。

福井団地のスーパーくろさきの跡地に太陽光発電施設建設の計画があります。自然エネルギー活用が望まれているのはよく分かりますが、なにも団地という住宅地のど真ん中に設置しなくてもいいと思うのが正直なところです。

周辺の住民や一部の住民は反対しております。これを踏まえて、区としても正式に反対の意見書を提出してあります。しかしながら、太陽光発電施設の事業者は、住民説明会を引き続き 7 月にも開催しております。

団地のど真ん中に太陽光発電施設を設置するのは、朝の反射光が問題になるのはもちろんのこと、まさに景観の問題でもあると思います。そこで、町の景観計画、景観条例とあるのですけれども、それを見ってみました。

その中で、福井団地は田園・里中エリアに指定されています。この田園・里中エリアの景観形成基準の配置という項目では、周囲及び遠方から極力目立たない配置となっています。また、形態・意匠の項目では、眺望景観の背景となる北信五岳などの山並みや周囲の建物等と調和した形態ともなっています。さらに、材料の項目では、反射光のある素材を極力使用しない。やむを得ず使用する場合は意匠などを工夫するとなっています。この条件に従えば、団地のど真ん中に太陽光発電施設は造れないことになってしまいます。

実は、この発電所施設の経緯には考えさせられることがあります。事業者はくろさきさんではありません。くろさきさんから土地を購入した方が事業計画主になっているのですが、太陽光の発電は国への事前申請が必要で、くろさきさんが自分で事前申請をしているようです。ですから、この土地を買った人は事前申請で許可したもの付きで土地を買われているわけです。

なぜ、くろさきさんは自分で申請までしておいて、それを別の人に譲ったのか。少し考えさせられるところはあると思います。

ここで確認したいことがあるのですが、くろさきさんから、牟礼村あるいは飯綱町に土地の売却の話は過去にあったのでしょうか。もしご存じだったら教えてください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。定かではないですけども、くろさきさんか仲介の不動産屋か、行政でお使いになるような希望はありますかというような話は、かなり前ですけども、あったような記憶がございます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） さて、ここからは一般論として見解をお伺いしたいと思います。景観計画の第4章（3）手続きの流れの中にフローチャートが書かれております。このフローチャートの最終的な行き先を見ると、行為の着手しかありません。行為の否決や中止という行き先が全然ありません。もちろんフローチャートの中心は「景観計画との適合検査」ではあるのですが、適合しない場合は指導となって戻っているだけで、最終的に行為の着手になっていくのです。

これは、景観計画では防ぐつもりがないのか、それともほかに含みがあるのか、お話をお聞きしたいです。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは、法的な意味での解釈ですから、景観法に基づいて飯綱町は景観条例を今年の4月1日から施行いたしました。議員がご指摘のようなことも含めて、飯綱町の財産であるすてきな素晴らしい景観を守って、みんなでその景観を育てていこう、維持していこうということが大きな目標です。

具体的に太陽光のお話が出ましたけれども、景観条例の中で、10キロワット以上の発電をやりたいという場合には届け出をなさいと。昔は県への届出ですが、今は町で条例を持ちまし

たので、町へ届け出をしていただくという運びになりました。

その中で、まさに議員がおっしゃったとおり、福井団地は田園・里中エリアになっていて、そこでいろいろな規制をしております。

ただし、どんな開発もそうなのですが、開発の計画書が出てきて、高さが10メートルは困ります、8メートルになりませんか。はい、分かりました。8メートル以下にします。1,000平米は広すぎて困るから500平米にさせていただきませんか。500平米にいたしました。結局、アセスメントによってどんどん適合するほうへ合わせてくるわけです。

したがって、業者さんが、これではもうからないし金ばかりかかるから私はここをやめますとならない限りは、事業の着手はノーだということにはならないのです。

したがって、景観法でもそうですが、私たちは正直言って、議員ご指摘のとおり、福井団地という本来の住宅団地として県と開発してきた場所が、太陽光にふさわしい場所であるかどうかということは、原点に戻って事業者とお話し合いをしていかなければならないというスタンスで向かっていきますけれども、これは景観条例及び景観法に基づいて、事業に着手してはいけません、中止しなさいという命令はなかなかできないというのが一般論です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） そこで、指導に従わない場合、要するに従わずに着工するという場合は、お聞きしたら最高50万円の罰金ということになっております。ということは、指導はされるけれども、「いいや、50万円ぐらいははした金だ」と言って50万円払えば、何でもできるということになってしまいます。こういうことについては、景観計画では防げないということではないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは、景観法、国の法律でどうこうというよりも、正式に届け出を出して、許可といいますか工事の着手にゴーサインが出ないのに着手したというのは、違った意味で違法行為です。したがって、私どもは、それが悪質な違法行為であるなら、別の法律、条例

等々で差し止めをしていくということになります。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 町には、もう一つ別の条例がありまして、自然環境保全条例というものがあります。この第18条には町の許認可権がうたわれております。その認可の条件として、次の4つの項目が挙げられております。

1、規則に定める自然環境の保全基準及び廃棄物の処理基準に適合していること。2、環境保全に重大な影響を及ぼす恐れがないこと。次の3番と4番が重要なのですが、3番、関係住民及び関係住民自治組織の意見が反映された計画であること。4番、その他法令で定める基準に適合していることとあります。

この3番、4番についてお伺いします。まず、3番、関係住民及び関係住民組織とは、その施設の周辺の住民及び区そのものにあると解釈できます。これらの人々の意見が反映されていなければ、町長は許可しないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町の自然環境保全条例は、非常に素晴らしい条例の一つだと私は自信を持っています。例えば水質汚濁などについては、国の基準よりももっと厳しい基準の設定をしているなど、非常に環境維持、または開発をしていくときに、大きな制約になる条例だと意識しております。

また、そこには条例のほかに規則もあるのですが、規則は議会の議決を必要としておりませんけれども、規則も見直す中で、もっと厳しいものにしていこうと、今、検討しているところです。

地域の住民の皆さんの意見を反映したものでなければならぬ、これは非常に難しいことです。実は、太陽光は町内で幾つか出ておりまして、その度に、区長さんなり、開発によっては複数の区になる場合もあるので、区長さんから問題点の指摘や区としてどうかというご意見をもらっております。

具体的に言えば、福井団地の住民、福井団地区長の同意がなければ駄目だとは書いていないのです。その計画自体が意見を反映したものでなければなりません。したがって、意見を反映しているかというものについては、私は、担当課と非常に厳しく対応していきたいと。

ほとんどの方が同意をして、やむを得ないのではないかというような意見のまとまりがある場合と、何を言っているんだと五分五分で、賛成する人も反対する人もいて大変なことになっている。または、賛成する人はほんのわずかだというような状況。ここら辺をしっかりと把握する中で判断をしていきたい。

この自然環境保全条例では町長に許認可権がありますので、その場合には、はっきりとしてこの計画は駄目です、ノーですという判断をしていこうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次に、この4番です。その他の法令とあるのですが、景観計画、景観条例に従っていない、要するに指導に従っていない場合も、やはり町長は許可しないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もちろん景観条例に基づく町行政の指導に従わない計画であれば、これは自然環境保全条例との連携から許可できないという方向で判断したいと思います。

○2番（中井寿一） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

---

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名します。伊藤まゆみ議員。

[13 番 伊藤まゆみ 登壇]

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次質問を進めてまいります。

まず、犯罪被害者等支援条例の制定をということでお聞きしてまいります。これに関しては、かねてから私も課題に思っていたもので、ぜひとも町長と一度は議論させていただきたいと思っておりました。

平成 16 年、国は犯罪被害者等基本法を制定しました。これは、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

前文では、「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」としてあります。

町長においては、この犯罪被害者等支援に対し、どのような認識を持っておられるかをまずお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。犯罪被害者等支援はおっしゃるとおりです。近々では坂城町の例がありました。殺人的な犯罪から始まって性的な被害を受けるような犯罪などい

ろいろな犯罪がありますが、こういうものについて、私などは今まで、ひどい目に遭ったね、自分の家でなくてよかったという程度の認識だったと、ある意味では反省して聞いておりました。

犯罪に巻き込まれたということは、被害者も何か少し悪いところがあったのではないかという誹謗中傷などが折り重なって、そんな人は私が住んでいる横のアパートに引っ越してきてもらっては困る、反対です、出ていってもらいたい、そういう二次被害に遭うこともある。現実として、そのような事例が出てきているのを見ますと、犯罪被害者を支援していくことは、犯罪の被害を受けた人の早い回復や、生活の安全を早く保障してあげるなど、そういう面では取り組んでいくべき条例の一つだという認識しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 先ほど町長も申されましたとおり、坂城町において大変痛ましい事件が起きました。そこに巻き込まれてしまわれたご家族は、今まで住み慣れた自宅に住み続けることもできなくなるような状況が生み出されてしまったと。そこには、近所の目もそうですけども、インターネットが発達し暴走を続ける現在、見ず知らずの人からいわれのない誹謗中傷を受けるという状況で、大切な人を失われて精神的にも追い詰められている中で、それこそ傷に粗塩を擦り込まれるような日々が続いていたと。それは本当に想像に難くないと思います。

坂城町は切羽詰まったような状況の中で、国の支援基本法を受けて、2020年に条例を制定しています。長野県においては今年の4月に施行されたということになりますが、その折の記者会見で阿部知事は、各地方団体においても早く制定をと呼び掛けられました。

事件に巻き込まれず、毎日を安心して暮らしていける社会が理想ですけども、現状はなかなかそうではありません。誰もが犯罪被害者等という立場に立つ可能性を持っている中、今そういうものがない状況において、しっかり検討を重ねた上で、私は条例制定を検討していくべきだと思います。もし町長に制定に向けた目途等ありましたらお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおり、今、県内では長野県と坂城町が条例を制定しております。先日の新聞には、佐久市の榊田市長が、今年度中に条例の制定を検討しているという記事が載っていました。

県の条例があるということは、長野県民であればまず県の支援は受けられるという道は開いているのですけれども。私どもは単に条例だけ作って条例があるということではなく、実質的にそういう犯罪をどのような形で知り得て、どの窓口でお伺いして、そしてどのような支援をしていけばいいのかという具体的な話になってきますと、なかなか難しい要素もあるかと思えます。

しかし、先ほど申し上げたとおり必要性のある条例だと思っておりますので、内部で検討し、また他市町村の状況もお聞きする中で検討を考えていきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） どうしても人ごとのようになってしまいうち、いかに優しい思いやりを持って日々生活をしていくか、そういうまちづくりが全ての安心安全な住みやすいまちづくりへつながっていくと考えます。私は、犯罪被害者等の支援というものをきちんと打ち出すことによって、町民の皆さんに分かっていただくことも大変重要なことだと思えます。積極的に取り組んでいっていただけるということを期待して、次の質問に入っていきたいと思えます。

2番目として、町長の政治姿勢を問うということで挙げさせていただきました。通告書の「旧」を取っていただければと思えます。日本共産党は、旧を取った統一教会ということで取り組んできています。今、統一教会と政治家との関係が大変大きな問題となっています。関連団体も多数あり、姿を隠して擦り寄ってくることから今後も波紋が広がると思われ、いまだに次々に新しい状況が明らかにされています。

この統一教会は、2015年に正式名称の変更を文部科学省の外局である文化庁総務課に出して、世界基督教統一神霊教会から現在の世界平和統一家庭連合となりました。統一教会においては、資金集めのために高額な寄付を募ったり、靈感商法であったり、人権無視の集団結婚、そして

つい先日、安倍元首相が暗殺された事件にもありましたが、信者2世の被害の深刻さが今、大きな問題となっています。

国会議員だけではなく地方公共団体や地方議員とも関係を築こうとしており、その事実が次々と報道されています。過日、新聞紙上でも長野県知事や市町村長との関わりが報道されました。峯村町長においては、今まで統一教会の関連団体の会合に招かれたり、スピーチを行ったり、メッセージを寄せたり等はありませんか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えいたします。結果的に後から気が付いたのですが、7月3日にアップルミュージアムで出席してあいさつしたところは旧統一教会の団体でした。PEACE ROAD 2022 in NAGANO という世界平和と日韓友好をみんなに呼び掛けていく団体なので、信濃町からこちらに移動してその後小布施町に行くので、その途中でぜひあいさつをしてもらいたいと言われました。したがって私は、7月3日に行ってあいさつをして、日韓友好と書いて署名しました。延べ15分ぐらいだと思いますが、1回出席しました。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） このPEACE ROADという取組は、たぶん毎年行われているものではないかと思うのですが、そうではなく今回一回きりだったものでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私がそこへ行って事務局の人たちの話を聞いていると、もう何回もやっておられたそうですが、うちに案内が来て出席させてもらったのは今回が初めてです。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） ここ2～3日、新聞紙上でも大変問題になっているのが、安曇野市で先ほどのような形で、大変良い取組であると思えたイベントが統一教会の関連団体が開催したものであったと。それに安曇野市の教育委員会が後援をしていたという事実が明らかになりました。

た。たぶん内容が良かったということで開催団体までは調べなかったのが実態だとは思いますが、本当に手を変え品を変え、さまざまに名前を変えて私たちのすぐそばにやってきて取り込もうとするというか、行政に擦り寄り、いかにそこに入っていくかという状況が顕著に表れてきています。今まであったものが明らかになってきているということが事実なのかもしれませんけれども、それが行われています。

飯綱町では、イベント等での関わりは過去においてはなかったのでしょうか。通告にはなかったのですが、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは間違いなく、私の任期9年の間にはありませんでした。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 統一教会は、共産主義を排除していくことが一つの大きな目的というところもありまして、私たち日本共産党に対しては敵対をし、いかに活動の邪魔をするかという取組をずっと続けてこられた団体ですので、私たちに擦り寄ってくることはまずあり得ないわけですけれども、特に保守派、自民党系の議員に対しては深く静かに接触を取りながら取り入ってくるというような状況があります。

今般、特に自民党の国会議員においては、100名を超える方の接触があったという報道がありました。そういうことにおいても、行政側もそうですが私たち議員も、その辺についてしっかりと学びながらきちんと一線を画すことをしていかなければならないと思います。大変に多忙で事務量も多い中ではありますが、こういう団体についてはきちんと対応していくことが、町民にとっても真摯な態度であると思われれます。

今後の対応について、どのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そこが大切なところだと思います。私ももう少し勉強していればと、あま

り聞いたことがない団体だからもう少し詳しく調査したらと事務局に助言でもすればよかった  
と思っております。おっしゃるとおり、慎重に対応していきたいと思っております。

ただし、私はこういう職業をやっていると、各労働組合、各平和運動、何とかの大会から、  
ぜひそこへ来てあいさつをしてほしいと言われます。町長、平和を望んだり原爆はやめだ、戦  
争はやめだというところへ何で来てくれないのですかと言われたときには、何とか時間を取っ  
てあいさつだけでも、メッセージだけでも送らせてもらおうかという政治姿勢、スタンスでや  
ってきました。ですので、こういう事件があったからこれからはそういうものはお断りという  
のは、私の政治姿勢としては駄目だろうと思います。

ご指摘のとおり、これからは十分調べさせていただいて、なるべく参加させていただくとい  
う方向で進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 特にこの統一教会は、女性や平和を前面に出した名前が多い中、やはり  
聞いたことがない団体については、きちんと生い立ち等を調べていただくことが大変重要にな  
って来ると思っております。

平和運動に対しての町長の思いや、私たち町民の思いにもしっかりと応えてくださる政治姿  
勢は大きく評価できますし、今の社会情勢においても平和が大変危うい状況が生まれています。  
ウクライナの問題においても中東の問題においても、地球上から戦争がなくなる状況の中、  
やはり地方自治体の首長が公の場でしっかりと平和を述べていただける、平和を守っていくこ  
とが町民の安心と安全、命と暮らしを守ることに直結するのだとおっしゃっていただけること  
は、本当に心強いと思っております。その姿勢はしっかりと堅持していただいた上で、慎重を  
期していただければと思います。

そこから付随する問題で、町内において統一教会の被害者は把握されておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。住民環境課生活環境係のほうで消費生活の関係を

担当しております。役場自体それから長野市と長野広域で消費者の相談窓口を開設しております。その中で、そういった宗教的な詐欺被害というものは今まで確認しておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 確認されていないということで安心と言えば安心ですが、隠れていることもあると思います。被害に遭われた方は、先ほどの犯罪被害者等の思いのように、自分が悪かったからではないか、家族が悪かったからではないかという形で、なかなか足が踏み出せない場合もあります。

その辺について、何でもご相談いただける窓口は開いているということ、今でも周知していただいておりますけれども、もう一度、町民の皆さんにしっかりと周知していただきたいと思います。さまざまな苦しみや日々の悩み、生活関係支援について、町は手厚く支援を行っていただいています。それがしっかりとその方の手元に届くような周知をしていっていただきたいと思います。

それに対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 犯罪被害者にかかわらず、今の時代、生活困難、病気で困っているなど、さまざまな悩みをお持ちです。対応していく役場のほうも、単なる1人の担当事務というよりも、今は複数で重層的な対応を取って、1人の人の問題解決の助言や手助けになっていきたいということで、窓口の相談業務は非常に充実させてきております。

その一環として、今の話も含めてこれからもっと窓口を充実させるとともに、住民の皆さんにそういう窓口があることをしっかりお知らせしていきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今までも窓口等は大変充実していただけてきて、それこそ生まれてから死ぬまでのご相談には、きちんと資格を持った職員がしっかりと当たっていただいていると。ただ、相談のことも、ご本人もそうですけれども、心を病んでしまうなど、そこを支えるご家

族もまた大変苦しい思いをされている中で、先ほどの重層的なもの、またさまざまな苦しみを抱えておられる方というところでは、職員のスキルアップも重要になってくると思います。

それに対してはどのように行われているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 窓口担当の職員においては、社会福祉士をはじめ有資格者を確保する、または社会福祉協議会から応援をいただいて2人、3人来ていただいておりますけれども、そういう人たちと一緒に相談に当たるというようなことを心掛けて今、進めてきております。

あとは、一般的な職員の資質、レベルアップについても研修等を重ねる中で資質を上げてきております。職員教育を含めて大切なことだと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 昨日、同僚議員からも指摘がありましたが、職員はそれぞれ毎年一つずつ年を取っていきますので、その次の有資格者の養成が大変大事になってきます。有資格者がいなければ運営できない事業所もありますので、その有資格者がしっかりとそろそろっている状況が大事になってくると思います。

今のところそういう部分においては、今ここの相談窓口として一番頑張っている地域包括支援センターも、有資格者が3種きちんとそろっている状況が保たれているとお聞きしていますが、一番大事な所長ができる資格者の確保が大変重要になってくると思います。国の法律では2年先延ばしにはなりましたが、私はこれが簡単に確保できるものではないと思っています。もしかしたら、そこがまた延びる可能性が無きにしもあらずだとは思いますが、町としてはきちんと対応していかないと、町民に十分な行政サービスが提供できなくなると思っています。

主任ケアマネジャーの養成についてですが、これについてはどのように考えておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答え申し上げます。議員からご指摘のとおり、地域包括支援センターには3種類の専門的な人材が必要です。今は実際のところ、主任ケアマネジャーは、誠に恥ずかしいお話ですけれども非常勤職員が主任ケアマネジャーの資格を持っているという状況です。ケアマネジャーあるいは社会福祉士等については正規職員でも持っているわけですけれども、今までその養成がうまくいっていなかったところが反省点がございます。

今、ケアマネジャーの資格を持っている正規職員の中で主任ケアマネジャーの資格を取りながら、ほかの社会福祉士等については当然資格を持った人が配置できていますが、そういったところも含めて、今後の職員の地域包括支援センターの体制について留意していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） ここは本当に長年の課題だと感じています。主任ケアマネジャーの取得については、とにかく5年間ケアマネジャー業務にしっかりと携わって、その上で、その期間中でもいいのですが、県が定める研修をきちんとこなすことが大変重要になってきています。ここへ来て、その研修の日程も多く取らなくてはいけなくなっている状況が生まれています。そういう意味では、職員が精神的な負担もなくきちんと研修に出られる体制をつくっていくことも大変重要なことではないかと思います。確か2泊3日の研修が2回ですか、とにかく日程を取ってやらなければいけないカリキュラムが以前にも増して多くなってきているという中、この職員の手当の関係、代わりの人をきちんと充てられるのか、業務量があまりに多くなって負担にならないような手立てをお考えになられておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員、通告に沿った内容の質問をしていただきたいと思います。

○13番（伊藤まゆみ） 今、窓口の相談の関係でお聞かせいただいているのですが。相談業務については、地域包括支援センターが大きなウエートを持ってやっています。それは副町長も町長も十二分に分かっておられると思います。その点で、お聞かせいただいているのですが。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。議員がご指摘のとおり、確かに主任ケアマネジャーの資格を取るまでにはいろいろな研修の受講等も必要になってきます。そこで合格しなければ主任ケアマネジャーの資格は与えられないという中で、そういう研修に職員を派遣した場合のフォロー体制等のことかと思えます。

通常の職員体制の中で職員を研修に出すということになりますと、確かに対応が非常に重要になってきます。その期間にどういう体制を取るか、すぐに非常勤職員をフォローのために充てるという方法もあろうかと思いますが、なかなか財政的な負担も伴うこともございます。

ただ一方で、職員の中でお互いに資格職種が必要な場合には、研修等の受講が必要になってくるのは当然のことで、そのこのところについては、お互い職員同士でフォローし合うという体制を、当然そういう気持ちと姿勢は持っていなければいけないと認識しているところです。そういう中で、今の主任ケアマネジャーの問題については喫緊の課題と、保健福祉課長とも認識しておりますので、今後の業務を進める中でそういった資格についても充足できるようにしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これにて一般質問の通告者は全て終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

明日8日から21日までの14日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、明日 8 日から 21 日まで本会議を休会することに決定しました。

22 日の本会議は、議事の都合により会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて、午後 1 時に開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、9 月 22 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。傍聴者の皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 54 分

令和4年9月飯綱町議会定例会

( 第 5 号 )

## 令和4年9月飯綱町議会定例会

### 議事日程（第5号）

令和4年9月22日（木曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第 16 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

報告第 17 号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第 58 号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）

日程第 5 議案第 59 号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第 60 号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第 61 号 令和4年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第 62 号 令和4年度飯綱町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第 63 号 令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 11 発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案

日程第 12 発議第 5 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の  
確立を求める意見書案

日程第 13 発議第 6 号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案

日程第 14 議員派遣の件

日程第 15 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

## 出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農 業 委 員 会 長	高 橋 明 彦	選 挙 管 理 委 員 長	黒 岩 長 弘
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建 設 水 道 課 長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯 綱 病 院 事 務 長	相 澤 浩 幸	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一

---

事務局職員出席者

事務局 長

梨 本 克 裕

事務局 書記

関

竜 典

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆様、ご苦労さまです。傍聴者の皆さんもご苦労様でございます。9月定例会も本日が最終日です。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第16号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による専決処分の報告案件です。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第16号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第16号について、ご説明申し上げます。報告書並びに追加議案の提案説明書2ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

専決第12号は、地方自治法第180条第1項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第1号に該当するもので、町道の損傷に起因する損害賠償の額の決定でございます。

事故概要ですが、発生年月日は令和4年8月4日の午前8時頃、発生場所は大字倉井4737番地4付近の町道郷道線で、上赤塩から豊野方面に向かって下り、北信五岳道路に入るため右折したところになります。

相手方は、飯綱町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんで、事故概要は、普通自動車で町道を右折しようとしたところ、道路側溝のグレーチングが運転者から発見しにくい状況で破損していたため、避けられず、運転席側前輪のタイヤ1本を損傷したものです。

損害賠償の額は8,360円、損害賠償の過失割合は町10割で、専決処分日は令和4年8月30日でございます。

以上報告します。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第16号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○12番（大川憲明） 12番、大川憲明です。専決の町の支払いは、毎年毎年、今年一年でもかなり車の破損、タイヤの破損とか、道路の管理が悪いからというので出てますよね。3月議会のときもあったし、6月、9月とずっと出ているようでは、管理はどのようにしているのですか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 管理の内容につきましては、係でのパトロールや各地区の区の方にもお願いするなかで報告をいただく等しています。

今年については、雪も多かったことから、除雪作業の頻度が多く、除雪によってけっこう壊れてしまったところも多くありました。今回の案件も損害内容はグレーチングの角が除雪によって変形してしまい、そこにタイヤが乗ってしまったことによるタイヤの破損であります。修繕につきましては、連絡をいただくなかで、随時直していつているという状況です。

今後についても町道のパトロールや住民の皆さんからの情報収集をするなかで対応していきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第17号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。総務産業常任委員会の審査報告を行います。報告書をご覧いただきたいと思ひます。

総務産業常任委員会審査報告書、令和4年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

議案第43号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第44号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第45号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第46号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例、可決。

議案第48号 令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第53号 令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第54号 令和3年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

請願第 2 号（継続審査） えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書、不採択。

陳情第 7 号（継続審査） 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、不採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、今回の改正において対象となる防疫等作業手当は 1 日 1,500 円と説明を受けたが、時間、回数に関係なく 1,500 円か。

回答①、規則案では「作業 1 日につき」としている。同日であれば、時間、回数に関係なく 1,500 円とする予定である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、夫婦共同で育児するといった観点から、例えば、職員の妻は勤めていない場合でも夫である職員本人が育児休業を取得できるのか。

回答、取得できる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例。

質疑、消防団長は委員になっているが、議会議員は誰もいない。消防委員には議会議員もいるが、この防災会議には任命されていないのはなぜか。また、他の自治体もそうなのか。

回答、防災会議の主たる所掌事務は地域防災計画の作成・変更であり、議会の議決事項となる。議会の議決が必要な計画等に関わる会議や委員会などに、議会議員を任命しないという原則に沿ったものと認識している。また、他の自治体の状況は分かりかねる。

討論なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、料金体系はどの様になっているのか。

回答、[資料配付]配付した資料のとおり。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、分譲後の草刈りは所有者が行うのか。

回答、所有者で草刈りしてもらう。

意見、今後、分譲事業を行う際には、周辺に農地がある場合、草刈等の農作業による騒音等があることを事前周知してほしい。

討論なし。採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

質疑①、当町における 1 人 1 日あたりの平均給水量は全国平均と同程度か。

回答①、全国平均よりは少ない状況である。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

質疑、決算書 P403 に処理区域内接続戸数 3,538 戸とあるが、接続率はどの程度か。

回答、約 84%。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第 2 号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書。

6 月定例会審査報告。

説明者、日本国民救援会長野支部 事務局長 古川多磨夫 氏。

質疑④、裁判所が一番公平にいろいろな事案を判断する機関だと思っている。それを今の情

報だけでえん罪であるかないかという判断をすることは非常に難しい。裁判所の判断は正しいものだと思っているし、正しいと思うしかないと捉えている。裁判所の判断の結果をどう捉えているのか。

回答④、人が行う裁判で、この点に疑問があるではないか、あるいは罪を犯した方が自分の一生をかけて「自分はやっていないんだ」と言い続ける場合に、それに応えてもう一度裁判を行い、明らかにする機会を設けることは、どのような事情があるにしても保証されるべきではないか。審判を「もう一度やってくれ」と要求したときに確実に実施する制度にして欲しいというのが趣旨である。

質疑⑥、証拠の取扱いについて、裁判員裁判制度になってからは、検察がすべての証拠をリストにして弁護側に出している。ただ、再審は今もそれが無い。刑事訴訟法が施行されて70年経つが、いまだにそれが変わってない原因・問題は何だと思うか。裁判官、弁護士、検察官などの法律家がこの請願の内容を議論しても折り合いがつかないためだと思う。この法律に詳しいわけではない議会がこの請願を採択するのはどうなのかと思う。これが近い将来に実現するのか疑問だが、見解は。

回答⑥、自分も専門家ではないので法律的なことや制度を全部把握しているわけではないが、審判のやり直しの要求がされた場合、確実に実施する制度にして欲しい。

意見①、証拠が開示されずに隠ぺいされていたとの事実は確認されているのか。30、40年前の警察のやり方をこの場で議論するのはいかなるものか。

継続審査採決、現時点では判断がつかないため、継続審査にしたいとの声があり、裁決の結果、継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和4年8月9日（火）午前9時。

場所、第2会議室（第2庁舎2階）。

意見、我々はそれぞれの裁判の中身を十分に調べることができず、また、法律の専門家ではないため、わからないことが沢山ある。ここの場で、この問題に対して検討しても結論を出す

ことは難しいと思う。個人的には現状維持の法則により、いったん不採択として、もう一度しかるべきところでしっかりした判断をするのが適切だと思う。

賛成討論、常日頃、えん罪の問題については注目し、また心を痛めている。この請願については賛成であり、被害者にとっては一日も早くという願いであると思う。検察の再審開始決定に対する不服申立により、再審の機会をなくすことがないよう、ルール変更を含めて、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めることに賛成する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。

6月定例会審査報告。

説明者、なし。

意見、趣旨はわかったが、基地をどこに持っていくのか。受け入れる自治体はないのではないか。

継続審査採決、検討に時間を要するため、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で、継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和4年8月9日（火）午前9時。

場所、第2会議室。

意見、前回の委員会では、更に検討を要するため、継続審査となった。この問題については、審査を継続しても今の段階で私たちに適切な判断ができるか疑問である。このまま継続審査を続けるより、ここで採決したほうが良いと思っている。日本を守っていくために沖縄だけを犠牲にするということは問題があるのではないかと思う。しかし、今、世界の中で、ロシア、北朝鮮、中国（台湾に対する）の行動を見ていると、抑止力を強化することは必要ではないかと思う。そういう意味を踏まえて、沖縄だけを犠牲にしないよう、国が受け入れる自治体を探さなければいけないと思う。やはり、国が指導力を十分に発揮して、しっかり防衛できる体制確保に組んでもらいたいと思っている。国からそういう提案が出てきていない現状から、今回は

不採択として、出てきたところで十分に検討することが必要だと思う。

賛成討論、沖縄の住民の皆さんの思いを我々は感じるべきだと思う。戦後 25 年でやっと日本に返還された沖縄。それが半世紀たって今年で 52 年になるが、いまだ、ほとんどの基地が沖縄にある状態の中で、議員も含めて体感するなり情報を得るなり勉強して、早く沖縄住民の立場に立って援護すべきと感じている。元鳩山首相は、アメリカに行って「県外に基地を」という交渉をしようとしたところ、この契約を見て啞然としたそうだ。しかし、地位協定を含め、私たちは国民として沖縄の痛みを感じ、一人でも多くが応援しなければいけないと感じている。よって、この意見に賛成する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。青山委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 福祉文教常任委員会の審査報告をいたします。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和 4 年 9 月 22 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願、採択。

請願第 4 号 「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願、不採択。

請願第 5 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願、採択。

請願第 6 号 地域高校の存続と 30 人規模学級を求める請願、採択。

陳情第 5 号（継続審査） 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、不採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。以下、赤字のみ報告します。

議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑②、緊急呼出しなど時間外対応が増加しているが、職員体制は大丈夫か。

回答②、現在、看護師 5 人体制で業務を行っている。職員増員に向け募集しているが応募がなく、飯綱病院との人事交流も検討している。また、ケアマネ資格所持者の増員も考えている。

質疑③、タブレットについては、どのような活用をしているのか。

回答③、訪問先で使用しており、業務効率化を図る目的で活用している。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
住民環境課。

質疑①、国民健康保険税の税率を県が示す税率に合わせた場合のデメリットはあるのか。

回答①、現在の町の税率は H30 年度から同じである。当初、令和 3 年を目安に世の中の情勢等を鑑みて税率の引上げを検討する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により見直しをせず据置とした経過がある。県が示す基準に合わせると税率が上がることになる。景気が家計を圧迫している等の意見があり、税率の見直しは慎重に検討していく。

保健福祉課。

質疑①、特定保健指導実施状況、実施率について、指導等の実施により疾病の重篤化を防ぎ、医療費の抑制に直結すると思う。実施率の向上対策をどう練っていくのか。

回答①、地区担当保健師による呼びかけ等、従来の周知方法だけに頼っては限界がある。SNS による周知や勧奨を取り入れるなど改善していきたいと考えている。また、特定保健指導を受けやすくするため、集団検診の委託先を飯綱病院に変更した。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課、質疑なし。

保健福祉課、質疑なし。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、認定者が増えていないのは、介護予防の効果ではないかと評価している。早い時期に予防のモチベーションをどうつけていくか。通所 B 型では、女性の参加者は多いが、男性の参加者が少ない。男性の参加について、今後どのように考えているか。

回答①、男性の参加者が少ないことは課題であると感じている。男性向けの教室も企画しているがなかなか参加者が増えていかない現状である。コロナ禍ではあるが、引き続き様々な方法で声かけをしていきたい。

質疑④、緊急通報装置の利用人数が減ってきているようだが、使える人が減ってきているのか、または必要がなくなっているのか。

回答④、新規の設置希望者には、地域包括支援センターの窓口やケアマネから導入紹介を行

っている。不要なので外したいという方は少なく、施設入所など、何らかの理由で外すことが多い。課題は、緊急通報装置の仕組として電話回線が必要で、スマートフォンのみを利用している方が利用できないこと。電話回線がない方に対する新たな支援策を検討する必要があると感じている。

質疑⑥、ACP（アドバンスケアプランニング）の周知、活用を推進していくと記載されているが、終末期の課題と自身や家族の意思表示について具体的にどのように周知、活用を推進していくのか。

回答⑥、ACP の活用手引きを全戸配布した。自身がどのように最後を迎えたいか、どのように生きたいかということを考え、介護医療者や家族に伝えるための資料である。地区の集まりに主任介護支援専門員が出向き、この取組について紹介し、一緒に書いてみるという活動を行った事例もある。今後、ケアマネージャーが関わる際に、この取組を紹介していくことも考えている。なお、今年度も事業所の関係職員を対象にACPの研修を実施する。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑②、繰入金の財源内訳の「地方交付税」と「普通交付税」の金額差は何か。

回答②、「地方交付税」は、普通交付税のほか、医師派遣費等に充当する特別交付税を含む。

質疑③、医療機器等、病院の固定資産は繰入金予算を財源として購入した後、会計上どのように処理されるのか。

回答③、繰入金を前受金として計上し、減価償却時にその分を前受金戻しとして収入に計上する。

質疑⑥、新型コロナにより病院経営改善委員会の活動に影響はあるか。

回答⑥、年 1 回委員会を開催しており、令和 4 年度からは経営改革プランに着手して、令和 5 年度中に策定を目指している。

質疑⑨、医療相談窓口における相談件数の実績は。

回答⑨、医療連携室の社会福祉士等職員が 1 か月当たり 400 件から 500 件程度の相談を主に

電話で受け付けている。内容は入退院時の各種相談、ケアマネージャーとの連絡など。相談件数は増加傾向にある。入院患者確保施策にもなっている。

質疑⑩、介護療養病床制度廃止への対応の見通しは。

回答⑩、地域医療構想でも対応を求められており、令和5年度末までに制度への対応を決定する。制度廃止により介護保険対象外となるため収益への影響も考慮する。

討論なし。採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願。

説明者、飯綱町教職員組合 執行委員長 常田高登 氏。

質疑①、自治体間の教育格差とは。

回答①、教材費が外れたため、部品購入に対して自治体により格差が生まれてしまう。

賛成討論、義務教育の無償は憲法で保障されており、全額国の負担でも良いと考える。

賛成討論、義務教育費国庫負担を1/3にしたことで、身近な自治体の負担が大きくなったので、採択に賛成する。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

請願第4号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願。

説明者、長野高教組北部高等学校分会 執行委員長 分会長 藤松健介 氏。長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏。

質疑②、一人ひとりゆきとどいた教育とは接する時間の問題か。

回答②、時間は大切。様々な問題を抱えた子どもたち（発達障害、家庭の問題を抱えた子どもなど）がおり、一人ひとりに寄り添うことが求められている。

質疑④、費用がかかる問題である。実践的にどんな効果が出ているのか。

回答④、費用対効果を数字として出すのは難しい。進学実績の指標は出るが、小、中学校で少人数にしたから、こう変化したとは出しにくい。

反対討論、一人ひとりに良い教育は、人数によってできるのか懐疑的。様々な議論があるが

途中であり判断できない。莫大な費用がかかり実現できるのか。

賛成討論、子どもの人格的な成長のためには、子ども一人当たりの担任と触れ合う時間が必要なので賛成である。

反対討論、配慮が必要な子どものためには、支援体制が整っている。習熟度別もとられており、少人数で個別に対応もできている。学びは、人との触れ合いも必要で、町としては整備されている。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願。

説明者は、前の請願と同じです。

質疑①、高校義務教育化を求めても良いのではないか。

回答①、私立高校が多い。また、高専、中高一貫校など複雑化している。

反対討論、高校の義務化は難しいが、無償化は理解できる。しかし、収入の多い人には、授業料を払ってもらっても良いと考える。財源に、国債を発行すれば、後に負担を残すことになる。

賛成討論、子どもを育てるのはお金がかかる。子どもを増やすには、育てやすい環境が必要である。

反対討論、上限は決めるべきである。国が財源不足であるなら、止むを得ない。

採決の結果、賛否同数となり、委員長の裁決の結果、採択とした。

請願第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願。

説明者は、前の請願と同じです。

質疑②、県議会には、請願を出していないのか。

回答②、以前出したことがあるが、その時不採択となったため、それ以後出していない。

賛成討論、生徒を見るとよく育っている。地域の高校として残すことに賛成する。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情。

6月定例会審査報告。

継続審査採決、LGBTの方々への考え方が記載されていなく陳情者に確認したいため、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で、継続審査とした。

閉会中審査報告。

日時、令和4年8月25日（木）午後1時。場所、議員控室。

陳情者からLGBTの方への配慮に対する考え方を確認し回答を得た。

回答、この陳情は、LGBT問題とは関係なく、昨年12月の改正規則の施行により女子トイレが危ういことから、その維持を望む内容です。それ自体としてご検討下さるようお願いします。

意見②、原則は維持し常時10人以下の職場では特例を設けたもので、改正されたものが犯罪に直結しないと考える。

反対討論、小規模事業所の職場のトイレを対象とした改正であり、公的な建物、公衆トイレを対象にしていない。基本は今までどおりであり、採択すべきとは考えられない。

採決の結果、全員反対で不採択とした。

以上、報告を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労さまでした。

---

### ◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第43号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号 令和 3 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。小林議員。

[3 番 小林文廣 登壇・討論]

○3 番（小林文廣） 議席番号 3 番、小林文廣。自治会活動助成金、区・組自治会に交付されています。入居者（移住者）等も慣習により、全世帯、自治会に当然加入しています。自治会退会は自由。入居者は当然加入することとされている。自治会は強制加入団体ではなく、いつでも退会できる。2005 年（平成 17 年）4 月 26 日、最高裁判所判決、初判断を示した。広報いづな通信、議会だより等未配付 122 世帯あります。区長の主な任務は広報及び広聴に関する事務です。区長・組長は責務を果たしていない。公共福祉に反しています。反対です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 令和 3 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告

のとおり可決されました。

請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇・討論]

○13番(伊藤まゆみ) 13番、伊藤まゆみです。請願第2号 冤罪被告者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書の採択に賛成の立場で討論を行います。

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い築き上げてきた人生を奪われてしまう現実があります。それが冤罪です。冤罪は、国による最大の人権侵害です。逮捕されれば被疑者であるにもかかわらず犯罪者のように扱われ、社会から排除されてしまいます。

郵便不正事件で誤認逮捕され、6月町民講座に講師として話していただいた村木厚子氏は強い気持ちで長い勾留期間を乗り越えられたとのこと。罪を犯していないと主張すれば罪が重くなり、不当判決を受ければ本来犯していない罪で収監されてしまいます。冤罪を晴らすためには長い闘いの日々を重ねなくてはなりません。他人事として見ないふりをしてはいけません。

この請願内容は十分理解できることで、国に意見書を提出すべきと考えます。議員各位の賢明な判断をお願いして採択に賛成の討論とします。

○議長(渡邊千賀雄) 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

[6番 中島和子 登壇・討論]

○6番(中島和子) 6番、中島和子です。請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について討論いたします。

えん罪はあってはならない事です。2016年の法改正では、取り調べの録音による強要の有無の可視化への経緯もあり、全面的な開示も進められているようです。

そして、高度で専門性の高い手続きの改正については、専門知識を持たない私達には、裁判の正当性への判断が難しく、その中身においては地方議会で審議する範囲を超えていると考えます。

慎重な審議が求められるこの請願については地方議会での審議は極めて荷が重く、権限に属さない事項であると判断いたします。したがって、現時点においては、この請願は不採択といたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。清水議員。

〔11 番 清水満 登壇・討論〕

○11 番（清水満） 議席番号 11 番、清水満でございます。えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書に対し、慎重であるべきと申し上げ、採択に反対の立場で討論をします。

中身の主な趣旨等については、常任委員長からの説明のとおりでございます。また、中島議員から説明のあった中身と重複する部分がありますが、ちょっと角度を変えて説明をさせていただきたいと思っております。

日本は先進国で一番えん罪の少ない国と言われております。それは、起訴の段階で警察は、疑わしきは被告の利益を實踐する国と言われております。

現在までに再審無罪判決が確定しているえん罪事件の多くは、捜査機関の違法・不当な取調べに基づく自白の強要が指摘されております。したがって、2016 年 5 月参議院において刑事訴訟法の改正で審議され、容疑者の取調べを録音、録画、つまり取調べの可視化の法改正が成立しました。したがって、捜査官による自白の強要の有無は一目瞭然となり、えん罪が生まれにくい新しい刑事法の構築に向けた重要な一步になっております。この法改正については、日本弁護士連合会も賛成しております。

私が採択に反対する理由は、専門的な知識を持って判断しなければならない重要案件であります。えん罪は決してあってはならないと思っております。だが、この案件について、地方議

会での判断すべき範囲を超えていると考え、採択は現状維持の法則に基づき反対の討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一です。賛成討論を行います。

私は民主主義を信じています。地方議会に権限がないとかそういうものは関係ありませんし、実際にえん罪が全くないのであればいいですが実際にやはり今もあります。したがって、私は再審に関する敷居を下げることに賛成いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書は、不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は14時20分といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願は、採択とすることに決定しました。

請願第4号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。清水議員。

〔11番 清水満 登壇・討論〕

○11番（清水満） 議席番号11番、清水満でございます。国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進を求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

少人数学級を導入することで重要なことは、子供たちの学力向上・学習意欲が高まること等が重要と思います。この問題に請願者からこれまで十分な説明ないということに対して、大変

問題ではないかと思っております。これも委員長報告の中にもございましたが、小中学校少数にしたからこう変化したとは出しにくいという、この意味もちょっとわかりませんが、私が考えるところによると、少人数学級にしても学力等が上がっていないよという意味だと解釈しております。この数字が出せないということ等が非常に 20 人にしろということに対して問題ではないかなと思っております。

私は、少人数学級は学力向上等に有効であると確信しております。それは、これから説明する学校等からの研究データからも出ておりますので、今日はその辺の数字を少し申し上げさせていただきます。

この課題に先行して取り組んだ県があります。その研究事例で学力向上・いじめ・不登校の減少、更には授業態度が良い・生徒の礼儀が良くなった・学習意欲が高まったことが実証されています。皆さんに少人数学級導入を理解いただくために、この事例等を数値でできるだけわかりやすく、細かくやると時間が何分あっても足りませんので、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っております。それらの資料等については、私が全部持っていますので見たい人等については、また差し上げたいと思っております。

まず、学力の向上状況についてでございます。先行して少人数学級を導入している秋田県の学力の状況をまず説明します。平成 13 年度に秋田県は導入をしております。平成 21 年度全国学力・学習状況調査の結果から有効であるという数値が出てきております。

これは小学校で国語 A でございますけれど、これはパーセントで出ておりますが、点数で申し上げさせていただきます。全国の国語 69.9 でございます。秋田県は 75.3% でございまして、全国平均より 5.4 ポイント高いという数字でございます。また、数学 A も全国平均 78.7 が、秋田県は 86.2 でございまして、プラス 7.5 という数字でございます。中学校もそうでございます。数字的には細かく申し上げませんが、国語 A では全国平均よりは 5.3 ポイント高い、数学 A でも 6.1 ポイント秋田県が高いという数字でございます。

また、山形県も同じことをやっております、これも追跡調査で学力向上がみられたということと言われております。平成 14 年度より導入されまして、平成 20 年度全国学力・学習状況

調査結果と書いてあります。国語も全国平均よりは3.1ポイント高い。数学も2.4ポイント高いという数字でございます。まだ学力のものは他の県もありますけどそれくらいで。

いじめの関係でございますが、これも様式が色々難しいので、AグループBグループで分けて申し上げさせていただきたいと思います。1,000人当たりのいじめ件数、平成21年度。少数学級の小学生1,000人当たり1.7人。多いところで5.4人ということで3.7ポイント低いということでございます。また、中学生も少人数では6.7ポイントございまして、多いところでは9.6ポイント、マイナス2.9ポイントということで低いということでございます。更に、山形県では不登校のものも調査したものがございまして。小学校不登校児童数ということで、平成18年、山形県が0.29%、全国が0.32%で、0.03%不登校が少なかった。20年にも山形は0.24%、全国の0.32%より0.08%低いという数字が出ております。

国はそれではどうかということでございますが、国の文部科学省で少人数学級の評価をされております。これもかなり細かい評価であります。これを全部言っていると10分も20分かかりますのでこれも簡単に申し上げさせていただきたいと思います。区分等については、学習、生活、指導方法、その他で出しております。調査方法もいくつかあるんですけども、「学習」の「児童の学力が向上したか」ということの間いに対しまして、「思う」というのが98.9%でございます。「思わない」というのが0.8%という数字が出ております。それから「生活」という区分の中では、「不登校やいじめなどの問題が減少した」というのが63.9%、「思わない」というのが36.1%でございます。「指導方法」についても「教師の連携により指導力の向上が図られた」というのが96.4%、「思わない」というのが3.6%でございます。また「その他」等もありますが、同じような数字でありますので申し上げます。

それともう一点、日本と国際的に比較してどうかということでございます。

まず、一学級当たりの児童数について、申し上げさせていただきたいと思います。これはOECDと日本との比較。OECDは40カ国ありました。日本はこの中で一学級当たり一番多い国でございます。初等教育では日本は27.2人、OECD平均は21.3人。中等教育は日本が32.2人、OECDは平均22.9ということで、OECDと比較しても日本は多いという数字が出てお

ります。

これが学力にどういう影響を及ぼすかということが大事なことになるわけですが、皆さんも記憶にあらうかと思っておりますが、1990 年後半から 2000 年前後は世界で日本の学力は上位でありました。これが今は 40 カ国中 14 位でございます。学力は残念ながら他所の国と比較してランクを落としてしまったという内容であります。

それとフィンランドの教育でございますけれども、これは世界が認めておるような書き方がされておりました。

これはある大学のヨーロッパ研究センターというところの報告を見させていただきました。フィンランドの教育の一番大切なことは何かということでございますけれども、子どもの平等が一番でございます。それから、子どもの福祉の重視ということが二番目。三番目は教育の中心は子どもということでございます。聞くと非常にシンプルな理念でございますけれども、これらも大人の手によって子どもの権利を重視した教育が高水準な教育の実現になっておるのではないかなというふうに書かれておりました。

それと教育制度における特徴でございますけれども、これは日本と同じ義務教育、大学院まで義務教育で無料だそうです。給食も無料だそうです。ちょっと心に残ったことが書いてありました。金銭的な理由で子どもの将来の可能性を制限させるな、ということ強くフィンランドは言っておるようでございます。

それと日本で問題になっておると思いますが、教員の質の高さが、これも世界一だと言われております。フィンランドの教員の要件といたしましては、博士号が必須だということも書いてありますし、毎年研修を行なっておるなど、かなり厳しい教育の質の高さではないかと思っております。でも教員になりたい人がたくさんおるというふうにも書いてありました。

そこで、これまで少人数学級の国内の動きというところ、飯綱町だけではなくて国全体ではどういう動きをしているかということ述べさせていただきたいと思っております。

一つ目は、令和 2 年 5 月、全国知事会、全国市長会、全国町村長会の連盟で少人数編成を可能にする教員の確保を政府に要望されております。その結果はちょっとまた一通り申し上げて

から申し上げます。

それから文部科学省が少人数学級としてどういうことを挙げているかということですが、一つは、生徒一人ひとりに目が行き届き、個に応じたきめ細かな学習が行え学力向上に効果があると文科省が言っております。二つ目ですが、生徒の発言、発表など、子ども一人ひとりの活躍の場が増えたということですが、40人よりは、40分で授業するには率とすると少人数学級の方が一人ひとりの活躍が増えるというようなことも言っております。その他にもありますが、時間も長くなっておりますので進めさせていただきます。

先ほど申し上げました全国知事会等のことの陳情がありまして、その結果、令和2年7月17日に閣議決定された骨太方針の中で、少人数によるきめ細かな指導体制の計画、整備が盛り込まれてきております。ですから、じきにそういう体制が少しずつ整っていくのではないかと考えておりますけれども、そういうことですが。

それと負の利益と言っていいのかどうか分かりませんが、少人数学級による国の経費は増額します。全国の教育条件を調べる会の推定金額ですが、全国で30人学級にした場合、3,600億かかるという試算ですが、25人にした場合は7,000億、20人にした場合は8,600億かかりますよという試算ですが。

余計なことかもしれませんが、町は教育に力を入れておまして、最近の言い方と昔の言い方はちょっと違うようですが、昔は加配という言葉でしたが、この率が下がれば町の一般会計からの繰出し金は少なくなる。少なくなったものは違うところに使えるということですが。国は負担してなくても、全国の市町村、県は負担をしておるんです。義務教育という中では国が取るべきではないかと考えております。

最後にまとめたいと思っております。これまで、小規模校のメリットとデメリットを申し上げましたが、子供たちが現代社会を生きる上で今一番必要とされることは、豊かな学力と共により良い人間関係を構築する能力であります。子供たちは適正な集団によって磨かれ育てられていくと言われております。子ども時代にこのような能力を育てていくためにも、適正規模での教育環境が求められていると思います。子供たちのため、日本の未来のため、学校教育の環

境を変えることは子供たちではできません。私たち大人の責務として考え、この請願に賛成の討論とさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。中島議員。

〔6番 中島和子 登壇・討論〕

○6番（中島和子） 6番、中島和子です。請願4号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の更なる前進を求める請願について討論させていただきます。ゆきとどいた教育として、少人数学級を求めることに反対の立場で討論致します。

少子化の中、多くの個性が集まるクラスで子供たちは、より多くの経験をしながら社会形成を学ぶことは貴重です。今回の請願による少人数学級の推進と教職員の増員が子供たちにとって居場所のある学校づくりになるのか、本来のゆきとどいた教育がもたらされるのか疑問に感じます。

教職員の不祥事が相次ぐ中、先日の報道では、給食に漂白剤を混入させるという指導者の立場としてあってはならない事件が起きました。最大の教育環境は子供たちと教員が信頼関係を気づくことと考えます。指導力の更なる向上を目指す先生方のためにも、研修等の支援に力を入れる方策が優先であると考えます。

簡単な討論となりましたが、この請願は不採択とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。中井議員。

〔2番 中井寿一 登壇・討論〕

○2番（中井寿一） 2番、中井寿一です。賛成の立場で討論を行います。

先ほど信頼関係を結ぶとありましたが、これは40対1と20対1とでは全然信頼関係を持たせることについて差があります。それと、少人数にしても効果がわからないという話ですが、効果がわからないのであればやってみれば良いじゃないですか。あるいは今言ったみたいに実際にやったところの結果をみてみれば良いじゃないですか。

実際問題として、今の年金制度は若い世代からお金を徴収するという形であれば、若い世代をいかに育てるか。あるいは若い世代の個々を輝かせて、いかに色々なものを生み出してもら

うか。それを考えなければいけないと思います。金も出さないで子どもにただ「育て育て学力を上げろ」と言っても、これはお門違いではないかと思えます。

ということで、やったことがないというのであれば私はやってみるべきだと思いますし、信頼関係については圧倒的に人数が少ない方が信頼関係を結べます。ということで私は賛成です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。三ツ井議員。

〔1 番 三ツ井忠義 登壇・討論〕

### 【発言取消し】

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。請願第 4 号 「国の責任による『20 人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願の採択に賛成の立場で討論をおこないます。

国の責任による少人数学級の実現は、多くの団体や保護者、教職員等による長い運動の歴史があります。長野県ではその運動に応え、ご承知の通り中学 3 年生までの 35 人以下学級が実現していますが、県独自の予算によるものです。国が責任を負えば、県民の福利厚生や生活環境の改善などにその予算を回すことができますし、それが本来の姿であると考えます。また、少人数学級の実現は、各県で違いが出てきています。

国においては、長年にわたって、文部科学省が少人数学級実現のための予算要求をしていますが、財務省が認めてきませんでした。安倍元首相が、早急に取組むべき課題と表明し、40 年ぶりに標準法が改正され、今年から小学 3 年生まで実現しました。少しずつ拡大していくものと考えられます。

欧米では、少人数学級が実現しており、様々な工夫がされて一人一人の児童生徒を大事にした学習がされています。OECD の指標では、35 か国平均は 21 人です。未来を担う子供たちの教

育環境の整備は、国が責任をもって行うべきです。

教師の質の向上は当たり前のことで、少人数学級に取り組むことと別の問題であると私は考えています。

地方議会は、多くの団体や保護者、教職員等の思いをくみ取り、国に意見書を提出していくことが仕事であると考えます。

議員各位の賢明な判断を期待して討論といたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔7番 樋口功 登壇・討論〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。当該請願に反対の立場から意見を申し上げます。

先ほど同僚議員から数字を述べていただいて、少人数の効果についてのお話がありました。

文部科学省は従来大蔵省に財政的措置を求めて20人学級の要求をしてきましたが、データのなかにはなかなか納得させられないという状況が続いており、今でも実現しておりません。

さまざまな統計はさまざまな学者が研究していますが、なかなか少人数の効果というもののはっきりしておりません。文部科学省の数字は、現在の文部科学省のホームページにも載っておりますが、例えば数学、国語の数値は出ております。しかし、科目はそれだけではありません。他の科目は全く載っておりません。それから、授業中の私語が少なく生徒が落ち着いている学校の割合ですとか、生徒が礼儀正しい学校の割合、授業内容が良くわかると答えた生徒の割合、勉強は大切だと思ふ生徒の割合、学習したことが将来社会で役立つと考える生徒の割合、これはみんな聞いたデータであります。

ということで、財務省はなかなか予算を認めてくれておりません。立場としては、多少の効果は推計できるもののたいした効果ではないという認識があるからです。そこで、国は2021年から2025年にかけて35人学級を実施します。25年には小学校の全学級で35人学級になります。この結果をみて20人に要求をもっていっても良いのではないのかと。そうしますと、請願の認定する根拠であります、緊急性、実現可能性は、私は少ないと思います。そういう意味で、現段階でこの請願に対して反対をいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

請願第4号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、請願第4号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

保護者の収入の差が学力に表れているとの指摘がある下で、学びたいと願う生徒が安心して学べる環境を整えることは、多様な人材育成の上でも国の責務であると考えます。収入の多い

方は税として納めており、授業料は本来平等であるべきです。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、貧富の格差が広がっている今だからこそ、地方議会は保護者や現場の思いをくみ取り、国に意見書を提出すべきであると考えます。

以上をもって採択に賛成の討論とします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願は、採択とすることに決定しました。

請願第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する福祉文教常任委員長の報告は採択です。

請願第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、請願第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願は、採択とすることに決定しました。

陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。瀧野議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇・討論〕

○4番（瀧野良枝） 4番、瀧野良枝です。女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての採択に反対の立場で討論いたします。

本陳情趣旨で述べられている、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正は、既存の男女別トイレの設置の原則を維持しつつ、同時に就業する労働者が常時10人以内という少人数の作業場において、建物の構造状況などから男女別トイレを設けることが困難な場合において、例外として独立個室型トイレを認めるという内容であります。

陳情では、これを基に公共施設、公衆トイレ、大規模小売店などにおいても男女共用型のトイレで足りる傾向を成立・加速させる可能性があるという点、トイレ内での性犯罪の可能性が、陳情の理由として述べられています。

ただ、そのような不特定多数の利用者を想定するトイレにおいては、先に述べました少人数事業所のトイレとはそもそも設置目的が異なり、今回の事業所内の規則改正により、すぐに本陳情理由に挙げられているような事態に陥る可能性は考えづらいと思います。

よって、願意の妥当性から、本陳情の採択に反対いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は、不採択とすることに決定しました。

陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。原田議員。

〔14番 原田幸長 登壇・討論〕

○14番（原田幸長） 議席番号14番、原田幸長です。陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めるこの陳情に反対の立場で討論します。

日本を取り巻く安全保障環境は、近隣国の軍事強化で厳しい状況であり、有事を起こさせないようにする備えと対話、外交と防衛の両面で対応すべきです。

沖縄に集中する在日米軍基地については、返還できるものは早期に求め、沖縄の基地負担軽減を進める。日米地位協定をめぐっては、沖縄の皆様の不信や不満を十分配慮し、米国側とも粘り強く議論して、進むべき姿に変えていくことが重要です。

国においては、沖縄県は米国本土やハワイに比べ、東アジアの各地域に近いと同時に我が国の周辺諸国と間に、一定の距離を置いているという利点を有するなど、安全保障上極めて重要な位置にあり、令和2年3月時点で全国の在日米軍専用施設面積の約70.3%が沖縄県に集中しています。一方では、国は、沖縄県の基地負担を軽減するため、抑止力を維持しながら米軍基地の返還に取り組んでいる状況です。沖縄の基地問題を含めた沖縄振興策などさまざまな観点から取り組むことが「捨て石」にしないことと捉え、本陳情に対し反対をします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、議案第58号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第58号 令和4年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第5、議案第59号 令和4年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号 令和 4 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 60 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 60 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、  
原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 61 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 61 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号 令和 4 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、  
原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 62 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 62 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1  
号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 62 号 令和 4 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のと  
おり可決されました。

---

◎議案第 63 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 9、議案第 63 号 令和 4 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第63号 令和4年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎諮問第2号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（諮問第2号）

○住民環境課長（藤沢茂行） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。

記。住所、飯綱町大字〇〇〇〇〇番地。氏名、久遠春美。生年月日、昭和〇年〇月〇日。でございます。

久遠さんにつきましては、現在、人権擁護委員1期目ということでやっていただいております。令和5年1月1日から2期目ということになります。久遠さんは小学校の事務職員として勤務し、その後郵便局の非常勤職員等を歴任されてきました。平成26年から平成29年までは町の介護保険事業の策定委員として活躍をされており、地域のデイサービスでのボランティア活動の経験を生かし、子どもや高齢者の人権問題において力を発揮されていただいております。誠実で信頼が厚く、人格も優れております。人権擁護委員として適格と思われるので、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議会としての意見は、適任、不適任によって行いたいと思っております。本案は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と

決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は 15 時 30 分といたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 30 分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで三ツ井議員より発言を求められておりますので、許可します。三ツ井議員。

〔1 番 三ツ井忠義 登壇〕

○1 番（三ツ井忠義） 1 番、三ツ井忠義です。先ほど請願第 4 号で間違えて牟礼小と三水小統合のこと反対しましたが、取り消します。よろしくをお願いします

○議長（渡邊千賀雄） ただいまの三ツ井議員からの申出について、認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） それでは発言を取り消すこととします。

---

#### ◎発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 11、発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第 4 号）

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第 4 号、令和 4 年 9 月 22 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、瀧野良枝、樋口功、原田幸長。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

長野県内では1月27日から「蔓延防止等重点措置」が適用され、3月6日に終了となりました。「小学校の新規陽性者数は依然として高い」「分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられている」などと分析され、「児童生徒や家族に1人でも症状がある場合は登校させないでください！」などの対策が示されています。感染症の拡大は、家庭の経済状況等にも大きな影響があります。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。  
記。

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第12、発議第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第5号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第5号、令和4年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、石川信雄。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書。

格差と貧困が広がるもと、引き続きコロナ禍や物価上昇による影響が家計に追い打ちをかけています。その下で、授業料や授業料以外の教育費が大きな負担となっています。

「高等学校等就学支援金制度」は2020年度から私立高校にも拡充されました。制度の拡充は重要な前進ですが、年収590万円以上の世帯への支援が乏しい問題があります。公立学校では年収910万円以上は対象にもなりません。所得制限を無くして、高校授業料の無償化を進めるときです。

非課税世帯や生活保護世帯の高校生に支給される「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」については、2022年度も第一子の給付（年額）が大きく増額され、国公立が11万4,100円（前年比4,000円増）、私立が13万4,600円（同5,000円増）となっています。しかし、依然として第2子以降との間には大きな差があることや、財源が年収910万円以上世帯の高校生から徴収した授業料であること、制度の対象にならない世帯の負担が増加するなど多くの問題があります。

学ぶ権利を保障するため、教育予算を増やした上で「高校無償化」を進め「高校生等奨学給付金」を拡充して給付奨学金制度を確立することが求められます。

よって、飯綱町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

- 1 国は、教育予算を増やし、「高等学校等就学支援金」の所得制限をやめること。
- 2 国は、教育予算を増やし、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充するとともに、高校生に対する給付奨学金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第13、発議第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号13番、伊藤まゆみ議員。

〔13番 伊藤まゆみ 登壇・説明〕（発議第6号）

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13番、伊藤まゆみです。

発議第6号、令和4年9月22日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄 様、提出者 飯綱町議会議員 伊藤まゆみ、賛成者 飯綱町議会議員 三ツ井忠義、中井寿一、瀧野良枝、樋口功、石川

信雄、原田幸長。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

地域高校の存続と 30 人規模学級を求める意見書。

一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、長野県では、県予算によってすべての小中学校で 35 人学級が実現しており、県民の高く評価するところです。

高校においても生徒の多様化がすすみ、少人数学級でゆきとどいた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的に多く、一日も早い少人数学級編成の導入が望まれます。

2022 年 5 月、長野県教育委員会は「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画三次案」を発表しました。2017 年の「学びの改革 基本構想」に基づく三次にわたる再編・整備計画案では、高校を「都市部存立校」「中山間地存立校」等に分類し、教育活動・目的を分け、それぞれに募集定員・在籍生徒数による再編基準が示されています。これには、①県境に近い地域で、近隣の高校と著しく離れている、②教育機会の確保の観点から高校の存続の必要性が高いと判断できる、③所在する市町村等、地域からの支援を得ながら、高校を単独で存続する体制を整備できる、の条件をすべて満たす高校は「中山間地存立特定校」として「募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を探る」とされています。

しかし、これらは地域間格差・学校間格差を是認したうえで機械的な統廃合を促すものであり、とりわけ地域高校の存続が危惧される内容です。地域における高校の役割と重要性については、長野県教育委員会も認めるところであり、地域高校の存続はそれ自体を目標とすべきです。

また同方針で、「未来の学校」実践校（モデル校）のなかには「少人数学級を研究する高校」があります。前述のように、高校での少人数学級実現は多くの県民の願いですが、モデル校方式では、全県での実施までには相当の時間を要することが懸念されます。他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例がみられます。

よって、飯綱町議会は、次の事項を実現するよう強く要請します。

記。

早期に地域高校の「30人規模学級」を実現するとともに、募集定員・在籍生徒数による再編基準に関わらず、地域高校を存続させていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日、長野県 飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。

長野県教育委員会 教育長 あて。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○12番（大川憲明） 議席番号12番、大川憲明です。この文章の中で「未来の高校」実践校（モデル校）というので人数は関係ないような書き方してありますけど、具体的にそういうのはやっているんですね、どこかで。そういう意味なんですよ。それでそれは長野県でもやっているんですか。

○13番（伊藤まゆみ） やっています。

○12番（大川憲明） 例えば、大町の大町とかは。あれは違って。例えばどこでやっているんですか。

○13番（伊藤まゆみ） 3年間の予定でモデル校を入れたんですが、コロナウイルス感染症が拡大したというところで、今その拡大が抑えられているという状況ではありますが、一次募集があつて。去年の審査の中でそのところは明示されたんですが、今その募集は行っていないという話です。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12番（大川憲明） 今コロナということでやっていないというけど、この時は、例えば10人しかいなくてもこういうことはやってくれるということになっているんですね、長野県の中では。そういうのならそういうのでいいですけど。ただ、地域高校としてこれを発展して、そ

の地域の自治体も一緒に発展していくという考えなら、私はある程度人数は来ていてもらわないと、北部高校の場合を考えたときは、必要だと思うんで聞いているんですが、それは関係ないんですか。30人にしちゃって、例えば、場所を最初から30人にして、今40人だよ。前期40人後期40人でやっている。それだけれど30人にしちゃうと、前期なら30人しか来なくなっちゃうんですよね。なる可能性があるんです。そうすると必然的に北部高校の人数が減っていつてしまうんじゃないかと。今までどおりにやっていた方が良いのじゃないかと私はいんじゃないかと思って、この文章の中で、おかしいんじゃないかと思っているんですけどね。それは考慮してやっているんですね、その辺は。

○13番（伊藤まゆみ） 現在、北部高校は定数が80人で募集しています。それを30人ということになると、3クラスということで募集がかかって、90人の募集がかかるということになるという説明を受けています。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、発議第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第15、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全て。

○12 番（大川憲明） ちょっといいですか。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12 番（大川憲明）

【発言取消し】

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員、発言中ですけど、暫時休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○議長（渡邊千賀雄） 会議を再開します。

○12 番（大川憲明） はい。

○議長（渡邊千賀雄） 大川議員。

○12 番（大川憲明） 私の場合は、どうも話を聞くと、戦没者のに出たかどうかという返事をくれという紙が来ていたんだそうです。しかし、私の場合は出していないと。だからなっているのだそうですんで。私の発言は取り消します。他の人は出したはずだという人もここにいるし、それだからどうすればいいのかなと思っているんです。私のは取消しをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 発言の取消しですね。

○12 番（大川憲明） 俺のはね。

---

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和4年9月飯綱町議会定例会の閉会に当たりご挨拶申し上げます。

まず、本日の追加案件を含め、今議会にご提案いたしました総ての案件につきまして、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。令和3年度決算認定審議等における議員各位のご意見やご指摘、ご要望等は、今後の行政運営に十分生かしていきたいと思っております。

特に、一人一人の行政需要にどう応えていくか。安全で安心した生活の保障、心身ともに健康な体の維持、趣味やスポーツなど楽しみのある暮らしなど、いわゆるソフト的な面における行政の役割が課題となってきています。上下水道など一部にインフラの整備がありますが、大きな意味で飯綱町はソフトの時代に入ってきたと感じております。

先日若者会議に出席してきました。飯綱町がもっと若者たちに愛され、住みやすく、楽しい町になるための提案を伺いました。いろいろな提案がありましたが、共通している事は、個々の人の人生観や生き方や趣味やプライベートな時間、空間を大切にしている点だと感じました。多様な価値観の時代を垣間見たようなひと時でありました。

結びに、台風14号は直撃を覚悟しておりましたが、幸いにもりんごの落下など、大きな被害には至らず安堵致しました。今年はリンゴも米も豊作が期待できます。台風の到来が無く、このまま順調にいったほしいと強く願っております。

以上申し上げます閉会のごあいさつと致します。本日はありがとうございました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和4年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時58分

## 予算決算常任委員会審査報告書

令和4年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第47号	令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第57号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

#### ○議案第47号 令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

##### 【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

##### 【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

反対討論：自治会活動助成金が区・組自治会に交付されている。入居者（移住者）等も慣習により、全世帯が自治会に当然加入している。自治会退会は自由。入居者は当然加入することとされている。自治会は強制加入団体ではなく、いつでも退会できる。2005年4月26日、最高裁判所判決で初判断を示した。広報いづな通信、議会だより等の未配付が122世帯ある。区長の主な任務は広報及び広聴に関する事務である。区長・組長は責務を果たしていない。公共福祉に反している。よって、反対する。

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第57号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

## 予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和4年9月20日

予算決算常任委員会委員長 瀧野良枝様

総務産業小委員会委員長 青山弘

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

### 記

事件の番号	付託内容
議案第47号	令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

#### ■議会

##### 【議会費】

質疑なし

#### ■総務課

##### 【財政全般】

質疑①：標準財政規模が前年と比べ増えているのは地方交付税が増えているためと思われるが、交付税はなぜ増えているのか。

回答①：基準財政需要額で多くの算定費目が減額となる中、「公債費」が約3,000万円増額、令和3年度から2か年は「地域デジタル社会推進費」が個別に算定され約2,700万円増額した。また、令和3年度に限り新型コロナ対策に係る「臨時経済対策費」「臨時財政対策債償還基金費」で合わせて約1億2,800万円増額した。その他に「地域振興費」が大幅に伸びたのも交付税が増えた要因である。

質疑②：標準財政規模の計算方式の中には児童手当特例交付金は含まれないのか。

回答②：平成24年度の制度改正により特例交付金が廃止のため算入されていない。

質疑③：起債の利率がそれぞれ違うのはどうしてか。

回答③：償還期間の年数により率が変わる。また、令和2年と令和3年のように年度間で異なるのは、それぞれ借り入れた時点の金利によるものである。

### 【総務費】

質疑①：公有財産維持管理費は別荘地等を含む町の財産全ての管理費なのか。

回答①：町の財産全てではなく、山林等で公有財産維持管理費に含んでいないものもある。別荘地関係だと産業観光課の別荘管理委託事業や林務関係でも管理している部分がある。

質疑②：別荘地周辺の状況について、担当課でも現状を把握していない所がある。売れる土地でも草が生い茂ってはいは売れないし、環境が悪いため転出してしまうことも見込まれる。総務課が各担当を統括するなどの対応は考えられないか。

回答②：町有財産の管理は基本的には総務課が担当しているため、総務課が全体を把握する中で、必要なところは各課と相互協力しながら進めていきたい。

質疑③：ふるさと納税事業について、令和4年度からふるさと振興公社（以下、「公社」という。）が新たに事業参加をするという話を聞いたが、返礼品の品質確保に関する擦り合わせをどのようにするのか。

回答③：令和4年度から公社で管理をはじめたポータルサイトは、現状では公社の商品しか登録されていないのが実情だが、希望があれば他の生産者も登録のうえ掲載できる。品質確保に関しては、公社の商品は令和3年度までカンマッセいづな（以下、「カンマッセ」という。）の基準により出品しているため、その基準により統一した品質確保ができるものとする。

質疑④：ポータルサイトの画面PRが非常に寂しい感があり、写真の差し替えや内容充実について運営するカンマッセに要望したが取り合ってもらえないと聞いている。統一したサイト運営の徹底や、どの生産者が作ったものかなど、掲載内容の充実等の改善はできるか。

回答④：作り手の顔が見えるといった意味で農業者の写真に掲載したり、PR内容の充実を図ったりすることは町でも同様のことを考えており、カンマッセに改修を依頼している。こちらが希望しているほど進捗していないことは把握しているため、写真掲載の件やPRポイントなど、生産者の意向をサイトに反映できるよう、早急に再度の指示をしていきたい。

質疑⑤：表彰事業について、対象者の選出は例規等に基づいて行うことは承知している。広く認知はされていないが、日頃の地域活動の中で表彰に相応しいと思われる者を推薦する方法はあるか。

回答⑤：候補者の選出は、表彰条例に合致する功労者等を各課等に照会を行い、所定の手続きのうえ選出というのが現状の流れである。どうしても町で把握ができない部分もあるため、議員などからも担当課長に情報をいただけるとありがたい。

質疑⑥：庁舎建設事業について、最終的な3か年の総額は。なお、計画段階での議会報告では10

億円程度であったと記憶している。飯綱中学校建設事業では、当初計画は17億円程度であったものが、最終的には約30億円と大幅に増えたこともあったため確認する。

回答⑥：調査・設計監理や付帯工事等を含めた全体の総額が15億8,737万5千円、そのうち建設本体工事費が11億3,367万1千円である。計画段階での議会報告の10億円程度という金額は、建設本体工事費のことを説明した可能性もあるが、大型事業などについては今後も丁寧な説明をしていきたい。

質疑⑦：選挙啓発費に関する事業について、若者の投票率が低下していると感じるが、年代別の投票率というのはどこかで分かるものか。また、昨年度は特に町長・町議選の執行という注目の年であったが、他の自治体では投票者に対し何かしらの特典、クーポンなどがあると聞く。投票率の向上に向けた取組は考えられるか。

回答⑦：年代別の投票率一覧表が選挙毎にあるため、希望により示すことが可能である。選挙啓発・投票率向上の施策については必要性を認識しているところだが、特典やクーポンなどは費用面の課題があるため選挙管理委員会で協議して参りたい。また、投票者からの申し出により投票証明書を発行しているところだが、最近話題となった事例では、それを店で提示すると選挙割として代金を割引する民間企業の例がある。メディア報道の効果か、町内の投票所でも発行数が徐々に増えていると感じる。

## 【消防費】

質疑①：広域消防負担金額はどのように変わったのか。

回答①：普通交付税は、合併時から令和2年度まで、合併特例法による合併算定替えて牟礼村・三水村両村があるものとみなして合算額で措置されてきた。広域消防負担金については、信濃町と小川村、飯綱町の取り決めの中で、合併算定替え措置中は相応の負担をすることとしていたため、負担金は相応の基準財政需要額で算定されてきた。平成28年度以降、激変緩和期間となり合併算定替えによる措置額が徐々に縮小され、令和3年度からは一本算定となったことから基準財政需要額が減少し、負担金も前年よりも減額となった。

質疑②：飯綱町の負担金下がった分は、他市町村に上乗せになるのか。

回答②：広域消防にかかる費用は消防事務の委託に関する附属協定書に基づき長野市が52%、残りの3町村で48%を負担することとなっている。この48%を信濃町、小川村、飯綱町の3町村で消防費の基準財政需要額に基づく算定により負担している。

質疑③：消防に限らず負担金は町事業の中で大きいものと考えている。今後の広域消防費の負担金の増減見込みは。

回答③：設備更新として、令和6年度に高機能消防指令情報システムの整備、令和9年度から2か年で消防緊急デジタル無線システムの構築を予定しているほか、消防署等についても建設から25年以上が経過しているものが多く改修を予定していくと聞いている。このことから、負担金の減少はないと見込んでいるが、増加するとしても平準化されるものと考えている。

質疑④：消防費の不用額が1,000万円単位で生じている理由は。

回答④：広域消防費の負担金については、年4回の支払いがあり、そのうち3回（4月・7月・

10月)は前年の基準財政需要額で仮算定した額を支払い、最後の3月にその年の基準財政需要額で本算定した残りの額を支払っている。3月にならないと額が確定しないことから補正はできない。令和3年度は一本算定に伴い飯綱町の基準財政需要額が下がったことから負担金が減り、不用額が生じている。また、非常備消防費で新型コロナウイルス感染症の拡大による消防団活動の縮小や操法大会の中止による不用額が生じている。

#### 【公債費】

質疑なし

#### 【予備費】

質疑なし

### ■企画課

#### 【総務費】

質疑①：iバスの運行にどこまで公的支出ができるのか。公的支出することの効果は。

回答①：事業費の8割は特別交付税措置を充てることができる。どこまで公的支出するかは最終的には町の判断になるが、できるだけ町民の希望に沿うような運行となるよう検討を進めていきたい。また、公共交通機関の見直しを行った際、元々の事業費と同じ4,000万円程度の規模になるよう見直すこととし、実際当初はそのくらいの事業費だったが、少しずつ増加傾向にあり現在のiバス運行事業費は4,500万円程度になっている。

質疑②：以前議会からiバスを土日も運行するよう要望を出したところだが、土日は利用希望者が少ないため運行は難しい、という回答だったと認識している。土日の運行に向けて検討を進めているのか。

回答②：土日の利用者が少ないから運行できないということではなく、少ないなりにどうすれば運行できるか研究している。事業費の問題ではなく、事業者側で運行を担えるかというマンパワーの課題があると考えている。

質疑③：町内のイベントは日曜日に実施されることが多いが、会場に行く際にバスは利用できない。例えばイベントのある時だけでもバスを運行できないか。特に免許返納者は自力で会場に行く手段がないため、検討してほしい。

回答③：事業者の限られたマンパワーの中で運行できるかが課題であるため、運行方法について研究を進めていきたい。

質疑④：iバスコネクトについて、利便性を向上させると事業費が増加するのは仕方ないと思うが、利用者が少ない便をまとめる等、継続していくために見直しが必要ではないか。

回答④：iバスコネクトについては、令和2年度から実証実験を開始したところであり、周知不足の面が大きいと感じるため、今後も積極的に周知して利用促進につなげていきたい。また、牟礼駅からの二次交通として維持してほしいとの観光事業者からの要望もあるため、継続して運行していきたい。

質疑⑤：貨客混載バスについて、令和3年度の実績が前年度と比べてかなり減っているのはなぜか。

回答⑤：クロネコヤマトの運輸方法の変更により、信濃町の荷物を積載せず、飯綱町の荷物のみになったことによる。また、牟礼線の中で貨客混載便は唯一黒字の便であり、荷物が減っても黒字を維持できている。

質疑⑥：iバスとして夜8時過ぎの便を運行できないか。

回答⑥：もともと公共交通の見直しは「高齢者の通院」と「中学生の通学」を中心に行った経緯がある。現在、地域公共交通に対する住民の意識調査を実施しており、その意見を反映した地域公共交通計画の策定、及び施策の展開を進めていく。

質疑⑦：移住体験住宅は町内に何か所あるのか。

回答⑦：野村上に所在する1軒のみである。

質疑⑧：野村上以外にも何か所か増やしたらどうか。

回答⑧：移住定住を体験するために中長期の利用などを希望している方もいる。今後増やすことも検討していきたい。

質疑⑨：農作業の音などで移住者と地元の方がトラブルになっている事例がある。移住する前にそういった農業などの事情について説明しておくことはできないか。

回答⑨：移住相談を受けた場合には地域の事情など伝えているが、基本的には当事人同士で話し合っていたらいい。

質疑⑩：移住者が組の草刈に参加しないと5,000円のペナルティだと言われて驚いていた。こんなことでは移住の促進はできないのではないか。町として区や組に指導はできないか。

回答⑩：町に移住相談があった方には区や組の状況は伝えている。移住相談をしないで転入する方もいるのでそういった方には行政からの説明はできていない。本来は区の役員や地域の役員が丁寧に説明すべきことである。地区の決まりごとについて町が働きかけをするのは難しい。

質疑⑪：行政から区や組に対して相談できないのか。

回答⑪：町が区や組に対して自治会運営について意見を言うのは難しい。区長組長会は総務課が所管しているので申し伝える。

質疑⑫：東高原に移住した方は共同アンテナのために多額の費用負担があった。何か助成などはできないか。

回答⑫：アンテナは町が所有し、組合が運営をしている。共同アンテナの運営のためには組合が受益者にある程度の負担を求めることは必要と考える。移住の相談があった方に対してはそういった話もできる。町では移住定住サポーター制度を始めたので移住者の困りごとについてはサポーターに相談に乗ってもらうことも今後行っていきたい。

意見①：自治会等の金銭徴収は強制的に行うことはできない。寄付行為に該当する。

質疑⑬：令和3年度 いいつなコネクT WEST 支障木特殊伐採業務で除去したのは大きな木1本か。

回答⑬：本数は不明だが1本ではない。詳細は後日回答する。

質疑⑭：地域おこし協力隊や集落支援員はかなりの人数・金額だが、その効果はどうだったのか。効果について評価をし、取捨選択を進めていくべきではないか。資料を作成して、議会

に報告してもらいたい。

回答⑭：評価は重要だと考えている。地域おこし協力隊の任用は町への移住定住も目的の一つであり、効果についての評価は難しい。これまでの地域おこし協力隊の状況については後日、資料に基づき説明する。

質疑⑮：地域おこし協力隊の制度については今後何年続くかなど国から示されているか。

回答⑮：現状では示されていない。国からの活動費の特別交付税は年々拡大しており、措置額はひとりあたり年間480万円まで。一般財源の持ち出しはない。

質疑⑯：メーラプラザの駐車場が不足しているが、どう考えているか。まわりには空き地があるように見えるが駐車場にすることはできないか。

回答⑯：ご指摘のとおりだと考えている。駐車場不足を大きな課題と認識しており、近隣の土地など探しているが適地が見つからない状況である。今後本腰を入れて考えていきたい。

## ■税務会計課

### 【総務費】

質疑⑰：高い徴収率の維持に努めると記載があるが、高い徴収率とはどのくらいの率のことか。

回答⑰：全国の状況からすると一般的には99.0%以上と言われている。当町では、前年度徴収率が99.17%、本年度徴収率は若干下がったものの98.99%であり、依然として高いレベルの徴収率を維持していると考えている。

質疑⑱：徹底した調査と客観的な判断により執行停止判定を行うと記載してあるが、客観的判断とはどういうものが考えられるか。

回答⑱：預貯金の状況調査により、収入や所得の把握を行い、長野県や飯綱町の滞納処分の執行停止ガイドラインを基に判断している。

質疑⑳：執行停止ガイドラインとは何か。

回答⑳：執行停止の判断を的確かつ適正に行うために必要な事項を定めたものである。

質疑㉑：滞納整理機構への負担金の内訳は。

回答㉑：基本負担金が5万円、徴収実績割が30万5千円、収納件数割が50万円、合計85万5千円である。

質疑㉒：滞納整理機構が生活困窮家庭から強制的に徴収を行い、その家庭を壊しているようなことはないか。

回答㉒：滞納整理機構の徴収方法は専門的となるが、町と情報共有しながら行っている。

## ■住民環境課

### 【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質 疑：償還金について回収不能としているが、不納欠損処理が行える条例策定についてどのように考えているか。

回 答：当該債権は私債権であり、現在の町の条例では不納欠損できない状態である。私債権を

不納欠損できる条例策定が必要。他事業の私債権状況も確認しながら、庁内で調整のうえ条例策定を進めていく。

#### 【総務費】

質 疑：出生人数について、住民基本台帳上の出生人数 48 人、戸籍届出の出生人数 95 人、どちらが誕生祝金の対象人数となるのか。

回 答：住民基本台帳上の 48 人。

#### ■産業観光課

##### 【労働費】

質疑なし

##### 【農林水産業費】

質疑①：農地パトロールの内容はどのようなことを行うのか。

回答①：農地が山林・原野化していないか現況を確認している。

質疑②：農地パトロールについて、自分自身も経験があるが、たどり着くことさえも困難な農地が多々ある。そのような場所は積極的に非農地にするべき。

回答②：隣接する農地がある場合などは簡単に非農地とすることはできないが、山林と隣接するような箇所については進めていきたい。

質疑③：中間管理機構について、その機能は十分に果たされているのか。

回答③：中間管理機構は、農地の貸借が成立しない限りは機能しない。

質疑④：中間管理機構で取扱っている農地は一番大きくまとまっている場所でどのくらいの面積があるのか。借り手については受け身ではなく、法人に借りてもらうことを検討してみてはどうか。近頃は有機農業を行う都会の企業も増えている。

回答④：まとまっている一番大きな箇所で 50 a 程度である。耕作放棄地の企業等への斡旋については今後検討していきたい。

意見①：荒廃農地に木が生えてきて困っているという相談を住民から受けている。所有者に管理するよう依頼しても対応してもらえないようだ。行政として所有者に対して単なる指導や依頼だけではなく、何らかの対応を検討してもらいたい。

質疑⑤：199 ページ農林産物加工施設運営管理の今後の課題として、地域の伝統的な味の継承等の課題を包括的に解決できるような新たな加工施設の建設の検討とあるが、用地は新たに取得するのか、取得するのであれば借用ではなく買取るべきである。

回答⑤：現段階での考えではあるが、新たな用地を取得して建設することは想定していない。例えばりんごパークセンターを活用するなど、既存の施設を有効利用する方法を検討していきたい。

質疑⑥：200 ページ農村公園整備事業、よこ亭・直売所四季彩の用地借地料で令和8年度までの10年間の契約ということだが、経費のことを考えると買い取るべきだと考えるがいかがか。

回答⑥：相手のある話であるため、この場ではっきりとした回答は申し上げられないが検討していきたい。

質疑⑦：205ページ飯綱町ふるさと振興公社農業関連事業運営費補助金について、ふるさと振興公社が行う農業関連事業のうち、条件不利地域での栽培や荒廃地予防・遊休農地の解消を目的とした事業に要する経費に対し補助金を支払うということだが、条件が悪い農地で耕作している一般の農業者は多数いると思うが、なぜ公社だけが優遇され補助金が支払われるのか。

回答⑦：要綱に明確な条件の記載はないが、公社は性質上荒廃地や収益性の上がらない農地であっても依頼があれば借り受けなければならない。その結果、農業部門の経営が厳しい実情がありこの要綱が制定された。一般の農業者の条件不利地等への支援については、現状を調査し検討していきたい。

意見②：条件不利地を借り受けざるを得ない一般の農業者も多数いるので、それに対し手厚い支援を要望する。

質疑⑧：217ページ環境保全型農業直接支援対策について、国の基準はハードルが高すぎて取組ができない。町独自の基準を設けて支援をすることはできないか。

回答⑧：国の直接払い交付金を受けるためには国の基準による取組が必須である。町独自の基準については今後検討していきたい。

質疑⑨：大きな面積を経営しているものの後継者がいない農家がいる。その方ができなくなった際の対策は考えているか。その農家が耕作できなくなった途端に荒れてしまうのでは問題。

回答⑨：今後起こりうる問題であると考えている。これに対しては、農業も事業であるため、全て行政で対策することは困難であるし、特定の農家に集約すれば良いわけでもない。集落で話し合い、将来の自分の地域の農地をどう守っていくか考えておくことが必要。人・農地プランも中山間集落戦略もそのような課題解決のためのものである。町としては、地域の核となる農業者を育成しつつ、将来それぞれ地域の農業を考える話合いの場を設けるなど、地域の取組をフォローしていきたいと考えている。

意見③：よこてファームをモデルとして集落営農の取組が各地で広がっていけばよいと考える。

質疑⑩：199ページ援農推進事業について、今後の課題の中で「助っ人クラブ」と「飯綱町人材センター」の統合も視野に入れると書いてあるが、統合することのメリットは。

回答⑩：機能統合は決定事項ではなく案の一つである。それぞれの団体で会員の減少や高齢化が進む中で、農家のニーズに十分に応えられていないのが現状の課題である。実際に農家が振興公社と人材センターどちらに依頼してもダメだったという事案も発生している。行政報告書の中ではあえて機能統合という言葉を使っているが、単純に組織を合併するというのではなく、町外の季節的に仕事を求める方や、都市農村交流等を通した関係人口の繋がりがある方、農福連携など、潜在的な労働力は広くあると考えている。現在の「助っ人クラブ」や「飯綱町人材センター」のみでは、マンパワーに限界があるため、多様な労働力を広く活用できる「援農センター」のような窓口機能を作り運営していくことで、様々なニーズに応えていけると良いと考えている。

意見④：直売所むーちゃんの売り場面積が狭いため、改善してもらいたい。

意見⑤：飯綱町ふるさと振興公社農業関連事業運営費補助金の事業内訳が分かる資料を提出してほしい。

質疑⑪：220 ページ6次産業化推進事業の三本松農業拠点エリア土地借地料について、年間5,717,902円ということで、25年間に換算すると約14,000万円である。それに対し現在の地価は約8,000万円であると資料に示されているが、この件に対して何点か質問する。1点目、25年間支払い続けるにあたり現在はコロナ臨時交付金と地方創生推進交付金を充てていると思うが交付金が無くなった際の財源は。2点目、今後25年の間に地価の変動があった場合の借地代はどうか。

回答⑪：1点目について、借地代は交付金の対象外経費であるため、今現在も全て一般財源である。2点目について、期間は決まっていないが地価の相場が大きく変動するようなことがあった場合は地権者との話合いの場を設ける。

質疑⑫：建物が建設され、舗装がされている現状を考えると25年経過した後返却するとは考えにくいですが、25年経過後は土地を買い取ることを考えているか。

回答⑫：周辺の店舗、セブンイレブン、コメリ、ウエルシアも賃貸契約となっており、三本松直売所においても同様の考え方となっている。今後、周辺の状況も鑑みて検討していきたい。

質疑⑬：むーちゃんの売り場が狭いことについて、テラスに屋根をつけてカフェにする。または、景観の良い場所であるため2階建てに増築するなど検討したらどうか。

回答⑬：その時の情勢や、財源など総合的に判断し検討していきたい。

質疑⑭：鳥害等防止対策で購入の補助をしているカイトは、鳥も慣れてしまい効果がない。補助金を廃止した方がよいのではないか。

回答⑭：カイト以外にも、爆音機に代わる鳥害防止に有効なものがあるので、今後補助内容の見直しも含め検討する。

質疑⑮：獣害対策として、町道における各地区用水路のコンクリート（蓋・橋）部分を獣害対策用グレーチングに代えてみてはどうか。

回答⑮：地元からの要望があれば検討したい。町では侵入防止柵の設置を推進し、現在も施工中の地区がある。今後も地元の要望に応じた対策を講じていきたい。

質疑⑯：地元はこの製品について知らないと思う。情報提供をするべきではないか。

回答⑯：有効性等を調査した上で検討する。

## 【商工費】

質疑⑰：長野駅からの日帰りバスツアーの利用者数は。また、費用対効果をどう捉えているか。一運行あたりにしたら利用者が少ないのではないか。

回答⑰：利用者は天狗の館行きが42名、リゾートスキー場行きが26名。費用対効果については、運行日数に応じた費用であり、天狗の館やリゾートスキー場を利用していただけということは、効果があったと考えている。運行は土日祝日のみの運行となっており、コ

コロナ禍でバスをいっぱいにする状況ではないが、飯綱東高原のPRも含めての効果と  
考えている。

質疑②：牟礼村当時、飯綱温泉開発(株)と交換した土地が存在するのであれば、売った際には、  
別荘売払いの項目に掲載すべきでは。

回答②：当地は別荘地にはなっていないことから、ここに載せる必要はなく、町有林として管理  
するのが適当と考える。

質疑③：産業交流において、姉妹都市として契約しているのは何市町村あるのか。

回答③：災害時の応援協定はあるが、産業交流の契約はしていない。

質疑④：産地直送として3市の記載はあるが、東庄町との交流は。

回答④：3市は、コロナ禍のため振興公社が中心となって販売に行った都市である。東庄町とは、  
令和元年の台風災害の際に支援金やりんごを送ったりと交流は継続しており、今年度も  
イベントへの参加を予定している。

#### 【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑なし

### ■建設水道課

#### 【農林水産費（国土調査事業）】

質疑なし

#### 【土木費】

質疑なし

意見：カーブミラー根本腐食による本体破損が発生しているため、町内全域を順次点検してほ  
しい。

#### 【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおり  
です。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

## 予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和4年9月20日

予算決算常任委員会委員長 瀧野良枝様

福祉文教小委員会委員長 伊藤まゆみ

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

事件の番号	付託内容
議案第47号	令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、教育費及び 関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

### ■住民環境課

#### 【民生費】

質 疑：国民健康保険事業への一般会計からの繰出金について、国・県支出金があるが、一般財源もある理由は。

回 答：保険基盤安定負担金への一般会計からの繰出金に対して、保険税軽減分は県が3/4、町が1/4、保険者支援分は国が1/2、県が1/4、町が1/4の割合で負担することになっている。一般会計から一旦全額を国保会計へ繰出し、国と県の負担金は一般会計に対して措置される。また、制度上、県と町が保険者であるため、国と県の負担分以外は一般財源での補填となる。

#### 【衛生費】

質疑①：令和4年度版の分別ガイドブックの色がオレンジに黒字で非常に見えづらいが、このことで問合せ等があったか。また、どんな基準で色を選んだのか。

回答①：今のところ見えづらいといった意見は寄せられていない。ガイドブックは更新することに色を変えており、今回は目立つようにオレンジ色にした。

処理場のごみ受入状況等も変わることがあり、それにあわせてガイドブックも更新していくので、次回の更新時には見えやすい色を検討していきたい。

質疑②：芋川地区で不法投棄が多いが、これは日向地区の急傾斜地のところか。また、回収するにも危険であるため、何か有効な手立て等は考えているか。

回答②：全てが日向地区ではないが、日向地区でも不法投棄はあった。危険な箇所については委託等も考えているが、基本的には職員が回収を行っている。また、不法投棄禁止看板を立てて対応をしているが、有効な手立てはないのが現状である。

質疑③：可燃ごみ最終処分場の候補地については、まだ検討している最中か。町で候補地を決めて報告しているのか。

回答③：前年度に地蔵久保地区の山林を候補地として長野広域連合に報告している。今年度、長野広域連合で現地調査を2回行った。最終的に候補地を決定するのは令和7年度の予定。地区の方、地権者の方には事業概要を説明し、候補地として報告することの了解を得ている。

質疑④：不法投棄禁止看板にはどんな内容が書かれているか。

回答④：不法投棄禁止と罰金について記載している。

質疑⑤：町内のゴルフ場で長野国際カントリークラブと定期協議がない理由は。また、これから実施する予定はあるのか。

回答⑤：長野京急カントリークラブも以前までは水質検査をしてなかったが、違法農薬を使用していた経過があったため、公害防止協定を結び検査を実施している。長野国際カントリークラブは、現段階でそのような問題が発生していないため、公害防止協定等もなく定期協議、水質検査等は行っていない。今後も水質検査を行う予定はない。

質疑⑥：ゴルフ場は除草剤を大量に使うことがあると言われていたが、長野国際カントリークラブの周辺にため池があることから、池への影響を考えて何かしら水質検査を実施したほうがいいのではないか。

回答⑥：長野国際カントリークラブ周辺のため池はゴルフ場の調整池がほとんどであるため、ゴルフ場で水質検査をしていると思われる。

質疑⑦：霊仙寺湖で大腸菌が基準値超過したことについて、人体には害がなくても環境的には汚染されていることになるが、その点をどう考えているか。

回答⑦：環境上、大腸菌の数値は高いよりも低い方がよいので今後も検査を継続していく。

質疑⑧：大腸菌群は泥水や肥料でも反応するとの説明があったが、その理解で間違いはないか。

回答⑧：間違いはない。検査方法も以前と同様な方法で検出している。

質疑⑨：一般廃棄物処理一覧の古紙類回収業者が昨年度と変わっているが、理由は。

回答⑨：見積入札により業者を決定している。

## ■保健福祉課

### 【民生費】

質疑①：結婚相談所運営事業委託に200万円を支出しているが、もっと実績を上げてほしい。ま

た、成婚した際の結婚祝い金等はあるのか

回答①：委託料の内訳は賃借料と人件費が占めている。現在は県のマッチングアプリを推進しており、今年に入り2人が成婚、2人がお付き合いを継続させている。結婚祝い金は支給してない。

質疑②：結婚相談所の専任相談員の人選基準は。

回答②：社協に委託しているが、自己研鑽等を行い専門的な知識がある女性の職員を配置している。

質疑③：低所得者世帯生活支援給付金の周知の拡大を行えなかった経緯は。

回答③：住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支払い時期と重なったため。また、システムへのデータ登録事務等に時間を要したため。

質疑④：令和3年度低所得者世帯生活支援給付金未申請者への対応は。

回答④：現在も申請受付中である。

質疑⑤：年代別・等級別身体障害者数に知的障害者数は含まれているのか。

回答⑤：含まれていない。

質疑⑥：指定管理施設となっているデイサービスにAEDが未設置の理由は。

回答⑥：看護師が常駐しているため未設置となっているが、設置に向け社協と協議していく。

質疑⑦：介護資格費補助事業について、予算額106万円に対して決算額が24万8千円であるが、見込みより少なかった理由は。

回答⑦：活用促進として介護事業所には就業者や新規就職者用に補助要綱などの資料を配布して周知してきたが、1事業所からのみの申請であった。

質疑⑧：成年後見制度支援事業について、飯綱町社会福祉協議会による法人後見の準備業務委託で「社協定款の改定、受任ができるように職員体制等の整備」とあるが、社協でも成年後見人になれる職員が常駐するという解釈でよいか。

回答⑧：社会福祉協議会が法人として受任することとなる。事務体制を整えるため社会福祉士1人が専門的な研修等を受け、成年後見事務にあたる。

## 【衛生費】

質疑①：令和3年度の当町における自殺者数は2人とのことだが、居住地区、性別及び年齢層はどのようになっているか。

回答①：自殺者の公表は人数のみとし、プライバシーや個人情報の観点から個人の属性については差し控えるものとした。

質疑②：3歳児健診での眼科検査において精密検査となった者が9人とのことだが、要治療者はそのうち何人か。また、メディアに触れ始める年齢が低年齢化してきており、全国的に子どもが近視になる状況が増加しているものと考えられるが、それは当町でも同様か。

回答②：対象者9人のうち要治療3人（3人とも乱視の診断で眼鏡使用）、経過観察3人及び異常なし3人。低年齢のうちからメディアには触れすぎないようにとの注意事項を3歳児健診の際に保健師等から伝えている。なお、令和2年度に幼児視力検査機器を購入し、それにより計測している。

質疑③：こころの体温計運用事業のアクセス状況の表について、レベル4「ケア対象者」が39人となっている。自ら精神科心療内科にかかる方もいるだろうし、ひきこもりになり外部との接触を断っている方もいると考えられる。レベル4の方々に対し、どのような対応をしているか。

回答③：アクセス状況から個人の特定はできないが、相談があれば地区担当保健師がケアをしている。また、その中には町事業の心の健康相談につなげるケースもある。

質疑④：アクセス状況の表において、レベル4の方々の人数は減少傾向である。減少したのは心の健康状態が回復したからだと解釈してもいいか。

回答④：アクセス件数が減少しただけであり、回復したとも言い切れない。心の体温計はインターネット上のサイトであり、すべてのアクセスが町民からのものとは限らない。

質疑⑤：精神障害者保健福祉手帳について、サービス内容や使用方法が変わることがあるか。

回答⑤：同手帳について、受けられるサービスに変更はなく、従前どおりである。内容に変更があれば周知する。

質疑⑥：近年、健診事業、大腸がん検診の精密検査受診率が60～70%台である。他のがんの精密検査受診率90%台と異なり受診率が低い原因をどのように考えているか。

回答⑥：大腸がん検診は便潜血を診るものであるため、特に痔を基礎疾患に持つ方は自己判断で受診をしないケースが多い。40歳以上の方々になると、大腸がんポリープがある、便潜血が多いなど、大変な状況にならないと精密検査を受けないことが多いためと考える。

質疑⑦：検診事業でクーポン券の利用件数が伸びてこない。利用件数を増やすためにどう取り組んでいるか。

回答⑦：子宮頸がんや乳がんについてはクーポン券を使うことにより町外医療機関で受診できる。クーポン適用の年齢が5歳刻みで毎年対象者が変更になるからなのか、利用件数が伸びない。特に子宮頸がん検診は、対象者が20～40歳代となっており、この年代の女性は働き盛りで、検診受診者が少ない状況にある。

質疑⑧：子宮頸がんや乳がん若年のうちに罹患すると死に直結するとの情報は、映画やテレビ等から、若い方々にも入っていると思うが、自分のこととして受け止められていない。何か効果的な周知の仕方を考案できないか。

回答⑧：広報紙掲載や行政防災無線放送のみでなく、町が行っているSNSでも発信するなど、若い方に届くPRをしていかなければならないと考える。

#### 【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

### ■教育委員会

#### 【民生費】

#### 口児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：きめ細かな切れ目のない子育て総合応援事業について、児童虐待対応状況で継続2件と

なっているが、今も虐待が継続しているということか。

回答①：この2件については、児童相談所等が入った支援が翌年度に続いているということで、虐待が続いているということではない。

意見①：児童相談所と行政の連携を密にさせていただきよう願う。

質疑②：いづなRPA女子育成プロジェクトの活動内容は。

回答②：セミナーの他、丸山フルーツ農園に協力していただき現地ヒアリングを実施した。

質疑③：3か年計画の二拠点移住コミュニティプロジェクトの交流先が、当初の団体から㈱ポラリスに変わった経過は。

回答③：当初は千葉県流山市の団体「まちみん」と交流していたが、業務形態等の違いから求めている関係づくりができず、規模の近い㈱ポラリスとの交流に切り替えたもの。

質疑④：保育園費について、保育園の給食に有機野菜を提供したとあるが、その回数は。

回答④：K株式会社等から、ほうれん草など夏野菜9品目の有機野菜を納入いただき、各園23日、延べ69日給食の提供を行った。

質疑⑤：保育園にコーディネーターを配置したとあるが、具体的にどのような仕事を行ったのか。

回答⑤：保育園3園共通の職員として配置し、3園共通の事務や、就学相談、支援会議への出席、関係機関との連絡調整、保小接続等の業務を行った。

質疑⑥：長時間保育の今後の課題の中に保育士の確保が難しいとあるが、決算参考資料の児童福祉費南部保育園費で、当初2クラスに分けて保育を行う予定のところ、1クラスで保育を実施したとあるのは、保育士の確保の問題でこういう形をとったということか。

回答⑥：南部保育園の件については、園児数の関係で1クラスでの対応が可能となったためである。

質疑⑦：先頃あった保育園送迎バス児童置き去り事故に関連して、飯綱町では児童の乗降確認・所在確認についてはどのように実施しているか。また、送迎バスの窓ガラスに視認性を妨げるスモークを貼ってないか。

回答⑦：スモークは貼っていない。児童の確認については、園バスに同乗する乗務員が名簿により乗車確認と降車の確認を行い、降車後はそれぞれの教室まで引率しクラス担任に引き渡している。担任は連絡のあった欠席者との確認を行い、連絡なく登園していない児童宅には電話等で保護者に確認を行っている。なお、今回の事故を受けて、各園へ児童の所在確認の徹底を指示すると共に、保護者にも所在確認のため欠席連絡を必ずするようにあらためて通知する予定にしている。

質疑⑧：人員確認について、園バスの運転手が車庫入れの際に点検をすれば、より安心ではないか。

回答⑧：運転手による点検についても実施している。

質疑⑨：ワークセンターの利用状況の登録証発行数が、昨年度と同数となっているが。

回答⑨：誤りである。登録証発行数が89人で平成29年からの延べ発行数が214人に訂正いただきたい。

## 【教育費】

### □教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：奨学資金貸付基金管理運営事業について、奨学資金の返済期間が最長 42 年との記載があるが、就職してから定年まで支払うということか。

回答①：奨学資金の返済額は月 1 万円の返済で、年間 12 万円が基本。通っている学校や卒業までの年数などにより、個々に借受金額が違うため、個人の借受額を年間 12 万円の返済額で割った場合、最長で 42 年となる。ただし、可能な範囲でまとまった額を返済することは制度上問題ない。

質疑②：住宅ローンと違い信用保証協会等の裏付けがない貸付けになると思うが、もし借受者が亡くなられた場合、未収となるということか。

回答②：申請の際に保証人を定めているので、その保証人に返済してもらうことになる。

質疑③：英語検定料補助事業について、英語検定の受験者数は予算上どの位の人数を想定しているのか。

回答③：直近の受験者数を基に予算計上している。

### □社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑①：社会体育活動育成費のスポーツ教室運営に関して、スポーツインストラクター等の専門家を呼んで指導をしてもらうことはできないのか。

回答①：人材がいれば可能だが、種目ごとに専門家を確保するのは難しい。

質疑②：いづなコネクト WEST で野菜作りに取り組む元プロサッカー選手等、人材を活用できるのではないか。

回答②：社会体育に完全地域移行になった際には、指導者として声がけしていきたい。

質疑③：社会体育一般管理費で牟礼・三水小体育館 AED の使用料及び賃借料が町民会館管理運営費にも計上されているが、これは何故か。

回答③：町民会館管理運営費の牟礼・三水小体育館 AED・マット・モップリースは記載誤りであり、正しくはコピー機・印刷機・マット・モップリース代となる。なお、支出額についての修正はない。

質疑④：施設利用実績表中、牟礼海洋センターの利用者数が 2 段書きなのは何故か。

回答④：正しくは上段の 4,489 人であり、下段の 3,477 人は誤記となる。

質疑⑤：スポーツ推進委員会費について、スポーツ推進委員を置く目的は。

回答⑤：前身は体育指導員で、町のスポーツ推進に係る企画・連絡調整が主な業務となる。具体的な活動としては球技大会などの各種大会運営を行っているが、3 年度は新型コロナウイルスの影響で開催中止となる大会が多く、活動実績が少なかった。

質疑⑥：推進委員が報酬額に比してスポーツ推進という仕事を果たしているのか疑問。多くのイベントが基本的に参加者の無償ボランティアで開催している中で、推進委員が有償なのはおかしいのではないか。

回答⑥：スポーツ推進委員の有効活用について、スポーツ基本法等を踏まえて検討していきたい。

意見①：今後、スポーツ推進委員がどのように活動していくかの方向性を示して欲しい。また、推進員が行うべき活動とそうでない活動を明確にし、組織運営の在り方について改革を進めて欲しい。

質疑⑦：文化財保護費について、指定文化財の説明看板改修は計画的に実施されているのか。先頃、若宮城址の案内看板が取り壊されたようだが、その後の状況は。

回答⑦：看板改修については計画的に実施している。若宮城址案内看板については他の工事に伴い一時的に撤去したもので、現在再設置を進めている。

#### □学校給食共同調理場費

質 疑：学校給食を作る時の電気代・水道代はどの事業から支出しているのか。

回 答：調理場施設管理費から支出している。

令和3年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第43号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第44号	飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第45号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第46号	飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例	可 決
議案第48号	令和3年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第53号	令和3年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第54号	令和3年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
議案第56号	令和3年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認 定
請願第2号 (継続審査)	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	不採択
陳情第7号 (継続審査)	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

#### ○議案第 43 号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：今回の改正において対象となる防疫等作業手当は1日1,500円と説明を受けたが、時間、回数に関係なく1,500円か。

回答①：規則案では「作業1日につき」としている。同日であれば、時間、回数に関係なく1,500円とする予定である。

質疑②：改正条文に「特定新型インフルエンザ等、新型コロナウイルス感染症を除き」とあるが、新型コロナウイルス感染症に関する作業は対象外か。

回答②：新型コロナウイルス感染症に関しては、以前に追加済みのため今回の改正では除いている。既に防疫等作業手当の支給対象となっている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 44 号 飯綱町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 45 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：夫婦共同で育児するといった観点から、例えば、職員の妻は勤めていない場合でも夫である職員本人が育児休業を取得できるのか。

回 答：取得できる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

#### ○議案第 46 号 飯綱町防災会議条例の一部を改正する条例

質疑①：防災会議のメンバーは、町長が指名するのか。

回答①：1号から8号の委員はそれぞれ定数が決まっており、町長が選任し任命する。

質疑②：消防団長は委員になっているが、議会議員は誰もいない。消防委員には議会議員もいるが、この防災会議には任命されていないのはなぜか。また、他の自治体もそうなのか。

回答②：防災会議の主たる所掌事務は地域防災計画の作成・変更であり、議会の議決事項となる。議会の議決が必要な計画等に関わる会議や委員会などに、議会議員を任命しないという

原則に沿ったものと認識している。また、他の自治体の状況は分かりかねる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

**○議案第 48 号 令和 3 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

質 疑：料金体系はどの様になっているのか。

回 答：[資料配付]配付した資料のとおり。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 53 号 令和 3 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

質 疑：分譲後の草刈りは所有者が行うのか。

回 答：所有者で草刈りしてもらう。

意 見：今後、分譲事業を行う際には、周辺に農地がある場合、草刈等の農作業による騒音等があることを事前周知してほしい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

**○議案第 54 号 令和 3 年度飯綱町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

質疑①：当町における 1 人 1 日あたりの平均給水量は全国平均と同程度か。

回答①：全国平均よりは少ない状況である。

質疑②：この数値は、漏水等も含めた数値か。

回答②：有収水量から算出しており、漏水等は含まれない数値である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 56 号 令和 3 年度飯綱町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

質 疑：決算書 P403 に処理区域内接続戸数 3,538 戸とあるが、接続率はどの程度か。

回 答：約 84%。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

## ○請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書

### 【6月定例会審査報告】

説明者：日本国民救援会長野支部 事務局長 古川多磨夫 氏

質疑①：この請願書は、長野県内全ての市町村議会に出したのか。

回答①：現在は、地方議会に請願書を出す活動を全国的に進めようとしている段階。長野県では、例えば松本市は、すでに審議され、採択されている。正確な数値は把握していないが10団体には至っていない。まだ、活動が始まったばかりであり、今後急速に各議会で取り上げていただけたらと思う。

質疑②：このような請願は、全市町村議会に一斉に出したほうがいいと思うが、次回の9月定例会時には全市町村議会に出す見込みか。

回答②：請願を出す立場とすれば、その内容、必要なことをすべて伝え、皆さんにご理解いただき、採択を目指さなければならない。そういうことをきちんとやるということになると国民救援会の各支部の判断が必要になるため、現時点ではお答えできない。

質疑③：請願の提出先にピンポイントで飯綱町議会を選んだ理由は。

回答③：私は、国民救援会長野支部の事務局であり、長野市、飯綱町、信濃町、小川村が管轄である。今回、取り掛かりとして、飯綱町と信濃町に提出し、意見を伺いながら審議をお願いした。

質疑④：裁判所が一番公平にいろいろな事案を判断する機関だと思っている。それを今の情報だけでえん罪であるかないかという判断をすることは非常に難しい。裁判所の判断は正しいものだと思っているし、正しいと思うしかないと捉えている。裁判所の判断の結果をどう捉えているのか。

回答④：人が行う裁判で、この点に疑問があるではないか、あるいは罪を犯した方が自分の一生をかけて「自分はやっていないんだ」と言い続ける場合に、それに応えてもう一度裁判を行い、明らかにする機会を設けることは、どのような事情があるにしても保証されるべきではないか。審判を「もう一度やってくれ」と要求したときに確実に実施する制度にして欲しいというのが趣旨である。

質疑⑤：再審の拒否については、それ相当の証拠が確定しているのではないのか。

回答⑤：40、50年罪を問われ、やっと何十年もかかって再審で無罪になった人は、検察が持っていた証拠を早く公にしてくれれば、何十年も苦しむずに無罪となっていた。持っている証拠は全部明らかにして裁判ができるようにしてくれというのが一点目の提案。

質疑⑥：証拠の取扱いについて、裁判員裁判制度になってからは、検察がすべての証拠をリストにして弁護側に出している。ただ、再審は今もそれが無い。刑事訴訟法が施行されて70

年経つが、いまだにそれが変わってない原因・問題は何だと思ふか。裁判官、弁護士、検察官などの法律家がこの請願の内容を議論しても折り合いがつかないためだと思ふ。この法律に詳しいわけではない議会がこの請願を採択するのはどうなのかと思ふ。これが近い将来に実現するのか疑問だが、見解は。

回答⑥：自分も専門家ではないので法律的なことや制度を全部把握しているわけではないが、審判のやり直しの要求がされた場合、確実に実施する制度にして欲しい。

意見①：証拠が開示されずに隠ぺいされていたとの事実は確認されているのか。30、40年前の警察のやり方をこの場で議論するのはいかがなものか。

質疑⑦：請願事項の「3」の説明を。

回答⑦：請願事項の「1」「2」を含めて、裁判のやり直しをこういうルールでやりましょうということ。

継続審査採決：現時点では判断がつかないため、継続審査にしたいとの声があり、裁決の結果、継続審査とした。

#### 【閉会中審査報告】

日 時：令和4年8月9日（火）午前9時

場 所：第2会議室（第2庁舎2階）

意 見：我々はそれぞれの裁判の中身を十分に調べることができず、また、法律の専門家ではないため、わからないことが沢山ある。この場で、この問題に対して検討しても結論を出すことは難しいと思ふ。個人的には現状維持の法則により、いったん不採択として、もう一度しかるべきところでしっかりした判断をするのが適切だと思ふ。

賛成討論：常日頃、えん罪の問題については注目し、また心を痛めている。この請願については賛成であり、被害者にとっては一日も早くという願いであると思ふ。検察の再審開始決定に対する不服申立により、再審の機会をなくすることがないように、ルール変更を含めて、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求めることに賛成する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

#### ○陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

#### 【6月定例会審査報告】

説明者：なし

意 見：趣旨はわかったが、基地をどこに持っていくのか。受け入れる自治体はないのではないのか。

継続審査採決：検討に時間を要するため、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で、継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和4年8月9日（火）午前9時

場 所：第2会議室（第2庁舎2階）

意見：前回の委員会では、更に検討を要するため、継続審査となった。この問題については、審査を継続しても今の段階で私たちに適切な判断ができるか疑問である。このまま継続審査を続けるより、ここで採決したほうが良いと思っている。日本を守っていくために沖縄だけを犠牲にするということは問題があるのではないかと思う。しかし、今、世界の中で、ロシア、北朝鮮、中国（台湾に対する）の行動を見ていると、抑止力を強化することは必要ではないかと思う。そういう意味を踏まえて、沖縄だけを犠牲にしないよう、国が受け入れる自治体を探さなければいけないと思う。やはり、国が指導力を十分に発揮して、しっかり防衛できる体制確保に組んでもらいたいと思っている。国からそういう提案が出てきていない現状から、今回は不採択として、出てきたところで十分に検討することが必要だと思う。

賛成討論：沖縄の住民の皆さんの思いを我々は感じるべきだと思う。戦後25年でやっと日本に返還された沖縄。それが半世紀たって今年で52年になるが、いまだ、ほとんどの基地が沖縄にある状態の中で、議員も含めて体感するなり情報を得るなり勉強して、早く沖縄住民の立場に立って援護すべきと感じている。元鳩山首相は、アメリカに行って「県外に基地を」という交渉をしようとしたところ、この契約を見て唾然としたそう。しかし、地位協定を含め、私たちは国民として沖縄の痛みを感じ、一人でも多くが応援しなければいけないと感じている。よって、この意見に賛成する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和4年9月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊 藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第49号	令和3年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第50号	令和3年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第51号	令和3年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第52号	令和3年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第55号	令和3年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認 定
請願第3号	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願	採 択
請願第4号	「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願	不採択
請願第5号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願	採 択
請願第6号	地域高校の存続と30人規模学級を求める請願	採 択
陳情第5号 (継続審査)	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 49 号 令和 3 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：入院期間短縮により利用者数増となっているが、入院費と在宅での治療費ではどちらがかかるのか。

回答①：その利用者の身体状況、病状による。

質疑②：緊急呼出しなど時間外対応が増加しているが、職員体制は大丈夫か。

回答②：現在、看護師 5 人体制で業務を行っている。職員増員に向け募集しているが応募がなく、飯綱病院との人事交流も検討している。また、ケアマネ資格所持者の増員も考えている。

質疑③：タブレットについては、どのような活用をしているのか。

回答③：訪問先で使用しており、業務効率化を図る目的で活用している。

質疑④：奨学金制度の有無は。

回答④：制度はない。

質疑⑤：終末期の方で、新型コロナの影響により、在宅を希望される方は増えたのか。

回答⑤：面会できないことから希望される方もいるが、大きな変化はない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 50 号 令和 3 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①：国民健康保険税の税率を県が示す税率に合わせた場合のデメリットはあるのか。

回答①：現在の町の税率は H30 年度から同じである。当初、令和 3 年を目安に世の中の情勢等を鑑みて税率の引上げを検討する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により見直しをせず据置とした経過がある。県が示す基準に合わせると税率が上がることになる。景気が家計を圧迫している等の意見があり、税率の見直しは慎重に検討していく。

質疑②：2025 年問題もあり、税率の引上げ延期にも限度があると思われるが、見解は。

回答②：国民健康保険税の税率については国保運営協議会に諮って決めている。令和 2 年度の協議会の際に税率の引上げを検討したが、新型コロナウイルスの影響が出ている情勢から、税率は据え置く方針となった。県へ支払う納付金に不足する財源については、国保会計の繰越金や基金を充当していく予定。仮に令和 9 年に県下統一の税率という方向性になった場合、県の指示どおり実施しなければならない。それまでは繰越金と基金を充当していきたいと考えており、今の税率をしばらく維持していきたい。ただ、国保運営協議会の答申で税率改定が必要となれば検討していかなければならない。

質疑③：滞納者数、未納額が減ってきた理由は。

回答③：税務会計課収納係が国税も含め徴収業務を行っており、連携を図りながら滞納分の徴収を行っているのが一因かと思われる。

**【保健福祉課】**

質疑①：特定保健指導実施状況、実施率について、指導等の実施により疾病の重篤化を防ぎ、医療費の抑制に直結すると思う。実施率の向上対策をどう練っていくのか。

回答①：地区担当保健師による呼びかけ等、従来の周知方法だけに頼っては限界がある。SNSによる周知や勧奨を取り入れるなど改善していきたいと考えている。また、特定保健指導を受けやすくするため、集団検診の委託先を飯綱病院に変更した。

質疑②：保健師が受診勧奨した際に、住民から「干渉するな」と怒鳴り返されたケースもあると聞く。そのようなケースに直面した職員のメンタルのフォローを心がけているか。

回答②：近年、指摘のあったものと同様のケースが散見される。住民に対するフォローに加え、保健師の日々のメンタルも注意深く見ていきたいと考える。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 51 号 令和 3 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**【住民環境課】**

質 疑：なし

**【保健福祉課】**

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

**○議案第 52 号 令和 3 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

質疑①：認定者が増えていないのは、介護予防の効果ではないかと評価している。早い時期に予防のモチベーションをどうつけていくか。通所B型では、女性の参加者は多いが、男性の参加者が少ない。男性の参加について、今後どのように考えているか。

回答①：男性の参加者が少ないことは課題であると感じている。男性向けの教室も企画しているがなかなか参加者が増えていかない現状である。コロナ禍ではあるが、引き続き様々な方法で声かけをしていきたい。

質疑②：いきいきサロンについて、50代60代が80代90代を支えている状況であり、また2か所が解散したとのこと。なかなか難しいとは思いますが、若い方への声かけをして、なるべく参加してもらわないと継続できなくなってしまうと感じているが、見解は。

回答②：若い方に突然、いきいきサロンなどの地域の通いの場に参加をしてはどうかと勧めても参加は難しいと思う。早い段階から接点を作っておくことが大切だと思う。

質疑③：参加促進策を何か考えているか。

回答③：生活支援コーディネーターの配置事業において、毎月1回、定期的に情報共有や連携、調整協議を行っている。この会議でも取り組めることから実施していきたい。

質疑④：緊急通報装置の利用人数が減ってきているようだが、使える人が減ってきているのか、または必要がなくなっているのか。

回答④：新規の設置希望者には、地域包括支援センターの窓口やケアマネから導入紹介を行っている。不要なので外したいという方はいなく、施設入所など、何らかの理由で外すことが多い。課題は、緊急通報装置の仕組として電話回線が必要で、スマートフォンのみを利用している方が利用できないこと。電話回線がない方に対する新たな支援策を検討する必要があると感じている。

質疑⑤：通いの場を利用している方は利用していない方に比べ介護費が約20万円低いということで、令和4年度で詳細に分析するということが、このような情報は周知しているのか。

回答⑤：生活支援コーディネーターが通いの場の運営支援に携わっているので話をしていると思う。データ分析は個別ではなく全体の傾向を把握するために行っている。通いの場の利用者にもこの情報を伝えながら、引き続き活動を進めていきたい。

質疑⑥：ACP（アドバンスケアプランニング）の周知、活用を推進していくと記載されているが、終末期の課題と自身や家族の意思表示について具体的にどのように周知、活用を推進していくのか。

回答⑥：ACPの活用手引きを全戸配布した。自身がどのように最後を迎えたいか、どのように生きたいかということを考え、介護医療者や家族に伝えるための資料である。地区の集まりに主任介護支援専門員が出向き、この取組について紹介し、一緒に書いてみるという活動を行った事例もある。今後、ケアマネージャーが関わる際に、この取組を紹介していくことも考えている。なお、今年度も事業所の関係職員を対象にACPの研修を実施する。

質疑⑦：対象は、終末期を迎えて自分の人生を振り返り、財産がどのくらいありどう分けたいかなど記録しておくことができるなど、自分の意思をしっかりと伝えることができるのか、あるいは、意思がはっきりしない人だけか。

回答⑦：自分の意思がはっきり示せるときから行った方がよい。ただ、いつからやればよいというものではなく、その人が考えていきたいという時から考えていけばよい。やっけていく段階で意思が変わることもある。

質疑⑧：南魚沼市の事例で、地域の集まりの場で終末期を整理したエンディングノートをみんなで作っている。それは、人生の出来事、例えば、子供の頃はこう過ごした、今の旦那とはどのようにめぐり会い結婚した、子どもたちの成長はこうだなどをみんなで話し合いながら記入していくというもの。また、できるだけ家族とか夫婦とかで共有しておくことも大切である。そのような取組も参考にして進めてもらいたい。

回答⑧：いきいきサロンなどの場を活用して進めていきたい。なお、説明する側に対する研修も同時に進めていきたいと考えている。また、ノートに書いて終わりではなく、書いたものを家族や関係者にどう伝えるかも大切である。医療機関や介護者がみんなで、この方

は最期をどう生きたいかということを理解していかなければいけない。活用までのところをしっかりと伝えていきたい。

意見①：家族で共有しておくべきこと、例えば、医療の関係は最終的にどうするのか、最後はどこで迎えたいかなど、文書にはしていなかったが話しておいた経験がある。折に触れてあまり意識しない状況で、家族の中で話し合っていくことが大切であり、そういう意識付けをしていってほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

### ○議案第 55 号 令和 3 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：「繰入基準額の積算」と「実繰入額」の金額差は何か。

回答①：実繰入額には、燃料費高騰に伴う地方創生交付金による交付額を含む。

質疑②：繰入金金の財源内訳の「地方交付税」と「普通交付税」の金額差は何か。

回答②：「地方交付税」は、普通交付税のほか、医師派遣費等に充当する特別交付税を含む。

質疑③：医療機器等、病院の固定資産は繰入金予算を財源として購入した後、会計上どのように処理されるのか。

回答③：繰入金を前受金として計上し、減価償却時にその分を前受金戻しとして収入に計上する。

質疑④：医療機器等の故障に伴う修理は会計上、価値向上とみて資本的支出として取扱うのか、それとも原状回復のための修繕費と取扱うのか。

回答④：修繕費として取扱う。

質疑⑤：医療機器等のうち、耐用年数を超えても使用するものはあるか。

回答⑤：定期的に保守を行い、使用不能となる緊急性の高いものから更新する。簡易な機器については、耐用年数を超えても使用できるものがある。

質疑⑥：新型コロナにより病院経営改善委員会の活動に影響はあるか。

回答⑥：年 1 回委員会を開催しており、令和 4 年度からは経営改革プランに着手して、令和 5 年度中に策定を目指している。

質疑⑦：事務長人事は役場職員から選任するべきではないか。

回答⑦：町長の人事権に属する事柄であるが、経験がないと難しいと思われる内容が多々見受けられる。

質疑⑧：繰入金における町民一人当たり一般財源負担の今後の見通しは。

回答⑧：国の繰入基準に従い算定しており、状況によって変動するが、町民 1 人当たり 10,000 円程度になると思われる。

質疑⑨：医療相談窓口における相談件数の実績は。

回答⑨：医療連携室の社会福祉士等職員が 1 か月当たり 400 件から 500 件程度の相談を主に電話で受け付けている。内容は入退院時の各種相談、ケアマネージャーとの連絡など。相談件数は増加傾向にある。入院患者確保施策にもなっている。

質疑⑩：来院者アンケートの受付件数や内容は。

回答⑩：毎月1件程度の意見が寄せられている。入院患者面会を停止しているため停止以前より件数は減少している。院内で情報を共有している。

質疑⑪：介護療養病床制度廃止への対応の見通しは。

回答⑪：地域医療構想でも対応を求められており、令和5年度末までに制度への対応を決定する。制度廃止により介護保険対象外となるため収益への影響も考慮する。

質疑⑫：訪問看護ステーションの運営について、自宅介護者が増加するなかで病院とも連携して人員増を図れないか。

回答⑫：病院も看護人員が十分に充当しておらず、なかなか人員派遣等の援助を行うことができないが、今後も連携していきたい。

意見①：信濃町の信越病院が新築移転するのに伴って飯綱病院の患者数が減少しないか心配される。患者に選ばれる病院運営をしてほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

### ○請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」採択を求める請願

説明者：飯綱町教職員組合 執行委員長 常田高登 氏

質疑①：自治体間の教育格差とは。

回答①：教材費が外れたため、部品購入に対して自治体により格差が生まれてしまう。

質疑②：全国学力テストでの点差は。

回答②：学力格差につながるかはわからない。

賛成討論：義務教育の無償は憲法で保障されており、全額国の負担でも良いと考える。

賛成討論：義務教育費国庫負担を1/3にしたことで、身近な自治体の負担が大きくなったので、採択に賛成する。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

### ○請願第4号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める請願

説明者：長野高教組北部高等学校分会 執行委員長 分会長 藤松健介 氏  
長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：小、中学校の状況を知りたい。

回答①：2021年に40年ぶりに標準法が改正され、国は小学校3年生までを35人規模学級とした。

長野県は、中学3年生までの35人規模学級が実現している。国が負担してくれれば、予

算を他に使える。将来的には、ヨーロッパ等の先進国の層にしてほしい。

質疑②：一人ひとりゆきとどいた教育とは接する時間の問題か。

回答②：時間は大切。様々な問題を抱えた子どもたち（発達障害、家庭の問題を抱えた子など）がおり、一人ひとりに寄り添うことが求められている。

質疑③：小中高一貫校の状況は。

回答③：軽井沢町と佐久市にあり、1クラス20人以下で授業を行っている。

質疑④：費用がかかる問題である。実践的にどんな効果が出ているのか。

回答④：費用対効果を数字として出すのは難しい。進学実績の指標は出るが、小、中学校で少人数にしたから、こう変化したとは出しにくい。

質疑⑤：1クラス20人にすれば、教育予算はどの程度増えるのか。

回答⑤：OECDの指標では、35か国平均は21人であり、日本でももう少し教育にお金をかけてほしい。20人を展望してということですがすぐにはではない。少しずつでも少人数学級に取り組んでほしいというもの。長野県では、高校まで35人学級を広げてほしい。

反対討論：一人ひとりに良い教育は、人数によってできるのか懐疑的。様々な議論があるが途中であり判断できない。莫大な費用がかかり実現できるのか。

賛成討論：子どもの人格的な成長のためには、子ども一人当たりの担任と触れ合う時間が必要なので賛成である。

反対討論：配慮が必要な子どものためには、支援体制が整っている。習熟度別もとられており、少人数で個別に対応もできている。学びは、人との触れ合いも必要で、町としては整備されている。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

## ○請願第5号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付奨学金制度の確立を求める請願

説明者：長野高教組北部高等学校分会 執行委員長 分会長 藤松健介 氏  
長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：高校義務教育化を求めても良いのではないか。

回答①：私立高校が多い。また、高専、中高一貫校など複雑化している。

質疑②：給付奨学金は、所得制限のみか。

回答②：世帯収入でとなっている。就学旅行に行けない生徒もいる。

反対討論：高校の義務化は難しいが、無償化は理解できる。しかし、収入の多い人には、授業料を払ってもらっても良いと考える。財源に、国債を発行すれば、後に負担を残すことになる。

賛成討論：子どもを育てるのはお金がかかる。子どもを増やすには、育てやすい環境が必要である。

反対討論：上限は決めるべきである。国が財源不足であるなら、止むを得ない。

採決の結果：賛否同数となり、裁決の結果、採択とした。

委員長の賛成理由：税金は収入に応じて納めている。授業料は、平等であるべきと考える。

### ○請願第6号 地域高校の存続と30人規模学級を求める請願

説明者：長野高教組北部高等学校分会 執行委員長 分会長 藤松健介 氏

長野県高等学校教職員組合 書記長 近藤 正 氏

質疑①：北部高校は地域との交流で全国表彰を受けているのに、地元から生徒が行かないのはなぜか。北部高校の魅力がなぜ地元中学生に理解されないのか。

回答①：飯綱中学校、信濃小中学校の生徒は、学力が高いため長野市へ行ってしまう。募集は2クラス80人だが、3コース制で学習しており、魅力となっている。

質疑②：県議会には、請願を出していないのか。

回答②：以前出したことがあるが、その時不採択となったため、それ以後出していない。

賛成討論：生徒を見るとよく育っている。地域の高校として残すことに賛成する。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

### ○陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

#### 【6月定例会審査報告】

説明者：なし

意見①：女性は男性が入ってくることが気になる。別にすることは大事だ。

意見②：社会は、性差をなくしていく流れであり、ユニバーサルトイレが大事だ。

意見③：労働安全衛生規則等の改正後も、原則、男性用と女性用に区別することについては変更されていない。状況にもよるが例外的に、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、独立個室型を設けることで良いとされた。

継続審査採決：LGBTの方々への考え方が記載されていなく陳情者に確認したいため、継続審査にしたいとの声があり、賛成多数で、継続審査とした。

#### 【閉会中審査報告】

日 時：令和4年8月25日（木）午後1時

場 所：議員控室

陳情者からLGBTの方への配慮に対する考え方を確認し回答を得た。

回 答：この陳情は、LGBT 問題とは関係なく、昨年 12 月の改正規則の施行により女子トイレが危ういことから、その維持を望む内容です。それ自体としてご検討下さるようお願いいたします。

意見①：小規模事業所では共同個室型でも良いとしており、現状を壊してまで共同個室型にするとは考えられないため、そこまで心配しなくても良いのではないかと。

意見②：原則は維持し常時 10 人以下の職場では特例を設けたもので、改正されたものが犯罪に直結しないと考える。

反対討論：小規模事業所の職場のトイレを対象とした改正であり、公的な建物、公衆トイレを対象にしていない。基本は今までどおりであり、採択すべきとは考えられない。

採決の結果：全員反対で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

11 番

12 番

13 番